

下野市こども計画 (案)

令和7年 月

市長挨拶掲載予定

も く じ

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨	3
2 計画の期間	4
3 計画の位置づけ	4
4 計画の対象	5
5 教育・保育の提供区域の設定	5
第2章 下野市の子ども・子育てを取り巻く現状	9
1 人口動態等の現状	11
2 教育・保育事業等の実施状況	18
3 アンケート調査結果の概要	27
4 第二期計画（令和2年度～令和5年度）の進捗状況	59
第3章 計画の基本的な考え方	63
1 基本理念	65
2 基本目標	66
3 計画の体系	67
第4章 施策の展開	69
基本目標1 ライフステージに応じた切れ目のない支援	71
基本目標2 良好な生育環境の確保	77
基本目標3 こども・若者の権利・安全を守る	89
基本目標4 若い世代の結婚・子育てに希望の持てる環境の創出	96
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	101
1 量の見込みの算出と確保の内容について	103
2 教育・保育の量の見込みと確保の内容	104
3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容	108
第6章 推進体制	127
1 計画の推進に向けて	129
2 関係機関等との連携と役割	130
第7章 資料編	133

第1章

計画の策定にあたって



1 計画策定の趣旨

わが国では、これまで少子化対策として、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取り組みや、平成24年に制定された「子ども・子育て関連3法」に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」で示された取り組みなどが展開されてきました。

さらに、この3法に基づいて平成27年度から施行された「子ども・子育て支援新制度」では、「こどもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、こどもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域のこども・子育て支援を充実させることが求められました。

このような状況の中、下野市においても、平成27年に「子ども・子育て支援新制度」への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「下野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「子どもたちが未来に向かって健やかに育つまちづくり」を計画の基本理念とし、その後2期にわたって計画的な推進に取り組んできました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかかっておらず、本市のみならず全国的な課題となっていることに加えて、こどもや子育て家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、早急な対策が求められています。

こういった中で令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として制定されました。これは日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に則り、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざしたものとなっています。

同年12月22日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。これは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会、いわゆる「こどもまんなか社会」をめざすもので、その実現に向けて自治体こども計画を策定することの必要性が示されました。

このため、現行計画である「第二期下野市子ども・子育て支援事業計画」が令和6年度に最終年度を迎えることから、「下野市子ども・子育て支援事業計画」を包含する「下野市こども計画」として新たに策定するものです。



出典：栃木県こども計画（仮称）骨子案

2 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

また、5年間の計画期間中であっても、様々な状況の変化により見直しの必要性が生じた場合、適宜、計画の見直しを行います。

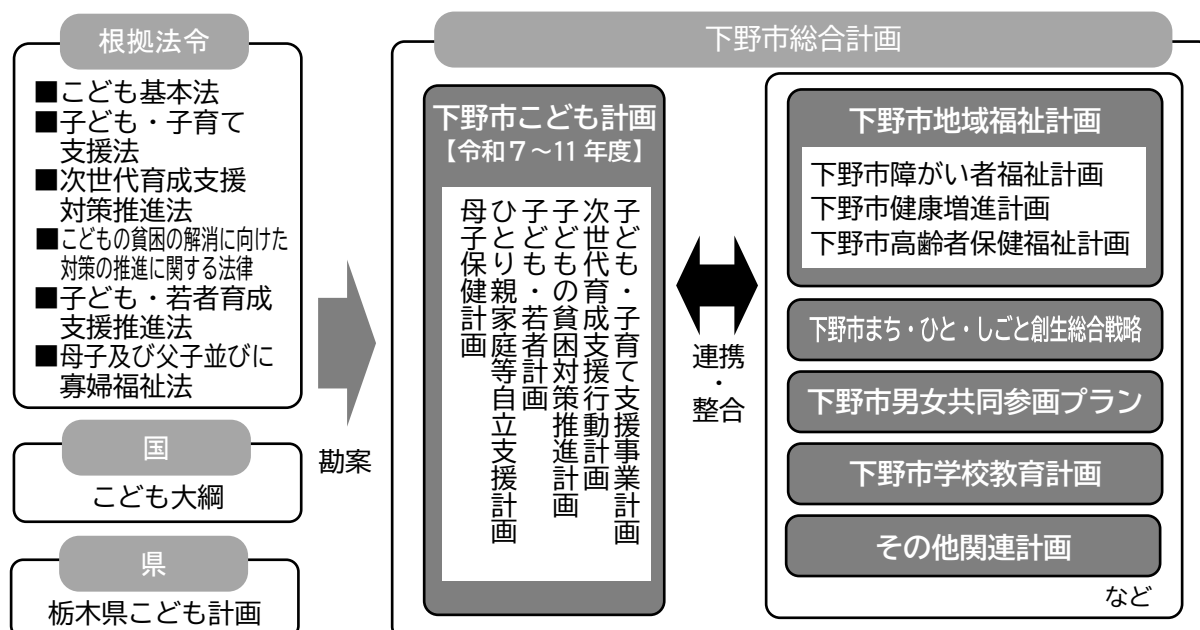
(年度)

令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8	令和9	令和10	令和11
第二期下野市子ども・子育て支援事業計画 (令和2～6年度)					下野市こども計画 (令和7～11年度) ※下野市子ども・子育て支援事業計画を包含				

3 計画の位置づけ

本計画は、こども基本法に基づく「こども計画」として位置づけるとともに、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「ひとり親家庭等自立支援計画」及び、市町村における母子保健計画策定指針に基づく「母子保健計画」と一体的なものとして策定します。

また、本計画は、下野市総合計画を初め、「下野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「下野市地域福祉計画」、「下野市男女共同参画プラン」及び「下野市学校教育計画」などの関連する他計画で定められる施策と役割分担をするとともに整合及び連携を図りながら、個々の施策を推進していきます。



4 計画の対象

本計画の対象は、こども・若者と子育て家庭です。

こども基本法において、「こども」とは「心身の発達の過程にある者」とされており、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートが途切れないよう、こどもや若者がそれぞれの状況に応じて社会で幸せに暮らしていけるように支えていくことを示したものであり、こどもが、若者となり、大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長の過程にある者を指していることから、本計画においても一定の年齢上限は定めないものとします。

5 教育・保育の提供区域の設定

国の基本指針では、各自治体において「教育・保育の提供区域（以下「提供区域」）」を定めることとなっています。また提供区域の設定に際しては、保護者やこどもが居宅より容易に移動することができ、質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を受けることができるよう、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設整備の状況その他の条件を総合的に勘案することとされています。

本市では、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制について、広域性を確保し、利用者ニーズへの柔軟性を高めるため、市全域を1つの提供区域として設定することとします。

「こども」の範囲について

こども大綱では、こどもは、概ね30歳未満とされています。
（「施策によってはポスト青年期の者も対象とする。」との表記あり。）

「若者」の範囲について

子供・若者育成支援推進大綱では、ポスト青年期について、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する、40歳未満の者とされています。

「こども」の表記について

内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室発出の令和4年9月15日付事務連絡で「こども」表記の推奨について（依頼）と題して、各府省庁に通知し、今後の行政文書においても「こども」表記を活用していくとし、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いるとされています。本市においても、国で示された表記方法を準用し、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

また、特別な場合の判断についても、国と同様の取り扱いを行います。

①法令に根拠がある語を用いる場合 例：公職選挙法における「子供」、子ども・子育て支援法における「子ども」

②固有名詞を用いる場合 例：既存の予算事業名や組織名

③他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる場合





子育て支援 マップ

◎地図中の番号は、右ページの
表に対応しています。



●保育園●			
1	吉田保育園	48-5054	本吉田783-1
2	グリム保育園	52-1127	下長田69
3	しば保育園	44-2788	駅東6-10-3
4	わかさ保育園	58-7438	薬師寺3151-2
5	あおば保育園	48-5530	薬師寺1584-6
6	わかば保育園	39-6305	下古山3025-1
7	こがねい保育園	44-3377	小金井1249-1
●幼稚園●			
11	石橋幼稚園	53-0218	石橋535
●認定こども園●			
21	野ばら幼稚園	53-5508	中大領386-1
22	愛泉幼稚園	44-7783	小金井4-12-8
23	第二愛泉幼稚園	44-2838	柴1403-12
24	むつみこども園	44-0405	柴769-17
25	第二薬師寺幼稚園	44-9988	祇園4-6-3
26	薬師寺幼稚園（本園）	48-0132	薬師寺1584-2
27	薬師寺幼稚園（分園）	38-8418	下古山3-12-28
28	認定みらいこども園	38-6123	緑2-3292-1
●小規模保育事業所●			
31	にこにこ保育園	37-6942	上大領313-40
●認可外保育施設●			
33	トータスキッズしもつけ	38-6750	下古山2522-1
●その他の子育て支援施設●			
41	ファミリー・サポート・センター	40-5963	緑3-5-4 南河内児童館内
42	子育て支援センターつくし	43-1233	小金井789 ゆうゆう館内
43	子育て支援センターゆりかご	48-5530	薬師寺1584-6 あおば保育園内
44	子育て支援センターみるく	39-6305	下古山3025-1 わかば保育園内
45	子ども発達支援センターこはと園	44-6783	下古山1220 きらら館内
46	こども通園センターけやき	40-0909	駅東3-1-19
●学校施設等●			
51	祇園小学校	44-5002	祇園2-21-3
52	緑小学校	40-6601	緑3-16-1
53	石橋小学校	52-1131	花の木1-4
54	古山小学校	52-1132	下古山3-1-9
55	細谷小学校	52-1133	細谷693
56	石橋北小学校	52-1134	上古山1932
57	国分寺小学校	44-0004	小金井4-2-3
58	国分寺東小学校	44-3161	柴897-1
59	南河内第二中学校	40-6030	祇園4-16-3
60	石橋中学校	52-1130	石橋1130
61	国分寺中学校	44-0050	小金井4-1-8
62	南河内小中学校	48-0010	薬師寺986
63	国分寺特別支援学校	44-5121	柴6-2
64	学校教育サポートセンター	52-1140	花の木2-2-25
65	石橋高等学校	53-2517	石橋845

●児童館等●			
71	南河内児童館	44-8420	緑3-5-4
72	国分寺東児童館	44-2604	駅東7-4
73	国分寺駅西児童館	44-0786	小金井5-22-1
74	国分寺西児童館	44-9318	国分寺1599-2
75	石橋児童館	52-1129	石橋629-1
●図書館●			
101	南河内図書館	48-2395	田中681-1
102	石橋図書館	52-1136	大松山1-7-3
103	国分寺図書館	44-3399	駅東3-1-19
●公民館●			
111	南河内公民館	48-2393	田中681-1
112	南河内東公民館	48-5511	本吉田783
113	石橋公民館	52-1157	石橋629-1
114	国分寺公民館	40-5563	小金井1127
●保健福祉センター等●			
121	きらら館	52-3711	下古山1220
122	ゆうゆう館	43-1231	小金井789
123	ふれあい館	47-1126	三王山698-5
市外 県南健康福祉センター		22-0302	小山市犬塚3-1-1
●市役所●			
131	下野市役所	32-8888	笹原26
●主な公園●			
141	姿川アメニティパーク		石橋1119-1
142	グリムの森		下古山747
143	大松山運動公園		大松山1-7-1
144	みのわ古城公園		箕輪310
145	烏ヶ森公園		烏ヶ森1-13
146	国分寺運動公園		小金井277-2
147	祇園原公園		祇園3-4
148	諏訪山公園		緑1-2
149	別処山公園		絹板611-1
150	蔓巻公園		箕輪420-2
151	けんこう広場		柴896-1
152	天平の丘公園		国分寺993-1
153	三王山ふれあい公園		三王山700-1

第2章

下野市のこども・子育てを取り巻く現状

かんぴょう巻き

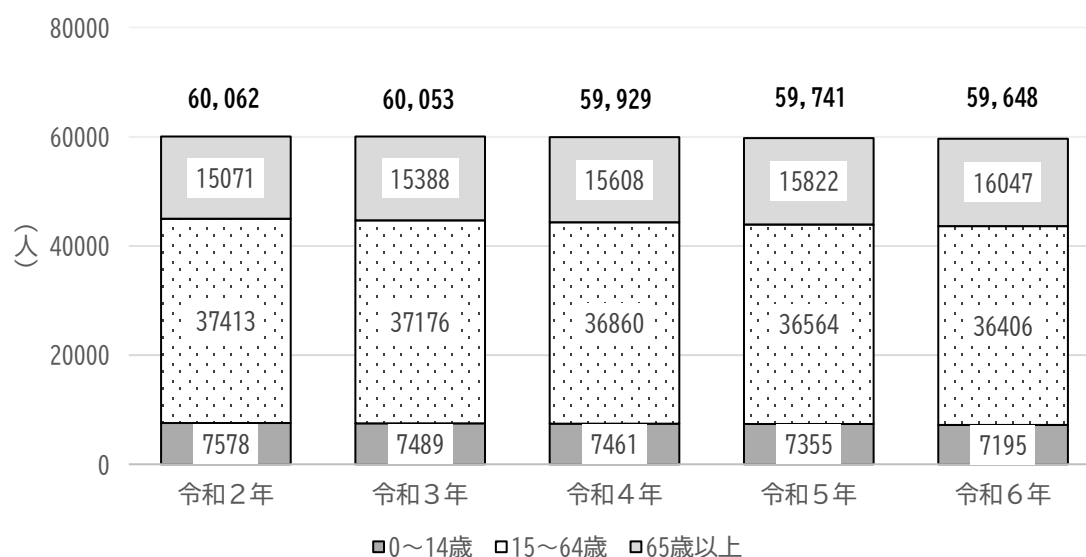


1 人口動態等の現状

(1) 総人口・年齢階層別の人口

本市の総人口はほぼ横ばいの状況が続いており、令和6年3月末時点で59,648人となっています。年齢階層別にみると、65歳以上の人口は増加しているのに対し、0歳から14歳及び15歳から64歳の人口は減少しており、本市でも少子高齢化が、少しずつですが着実に進行していることがうかがえます。

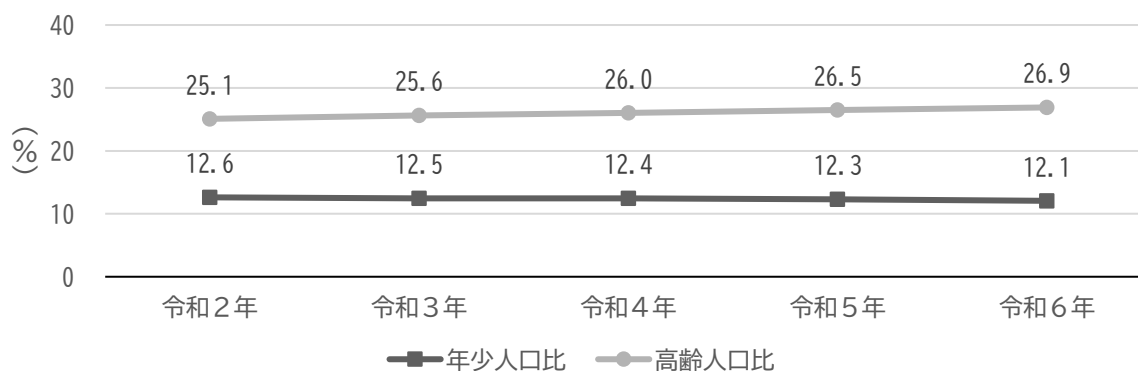
■総人口・年齢階層別の推移



資料：住民基本台帳人口（各年3月末）

0歳から14歳の年少人口比と65歳以上の高齢人口比については、令和6年3月末時点で、高齢人口比が26.9%、年少人口が12.1%となっており、前述したとおり少子高齢化の状況が数字にも表れています。

■年少人口比と高齢人口比の推移

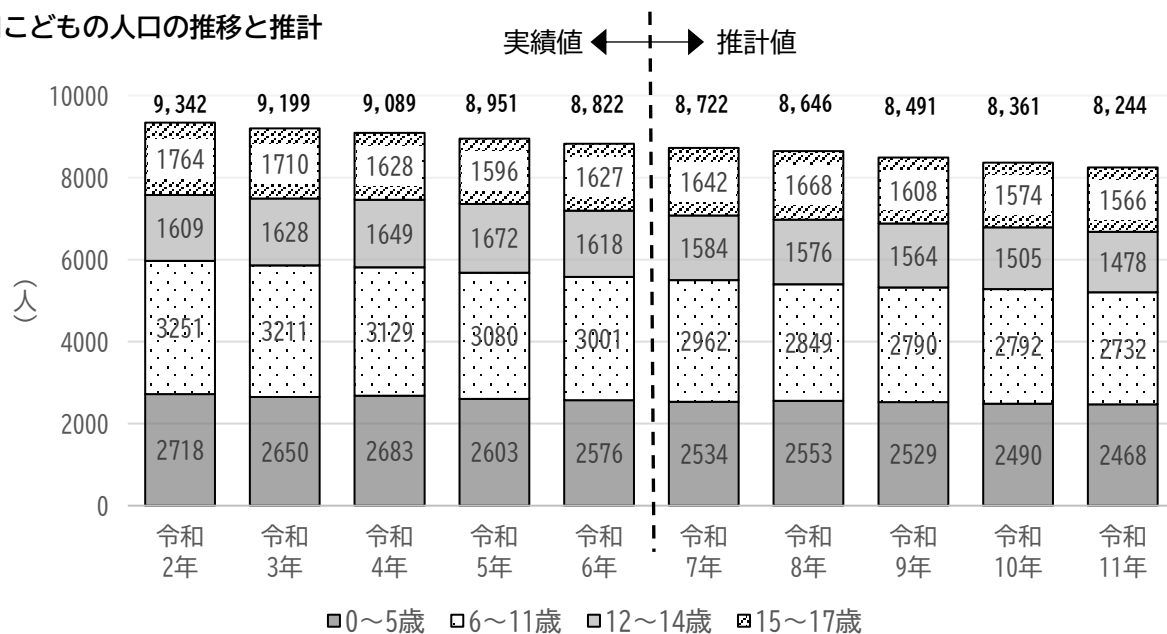


資料：住民基本台帳人口（各年3月末）

(2) こどもの人口の推移と推計

本市のこども（18歳未満）の人口は緩やかに減少しています。今後もこの傾向は続くと言われます。

■こどもの人口の推移と推計

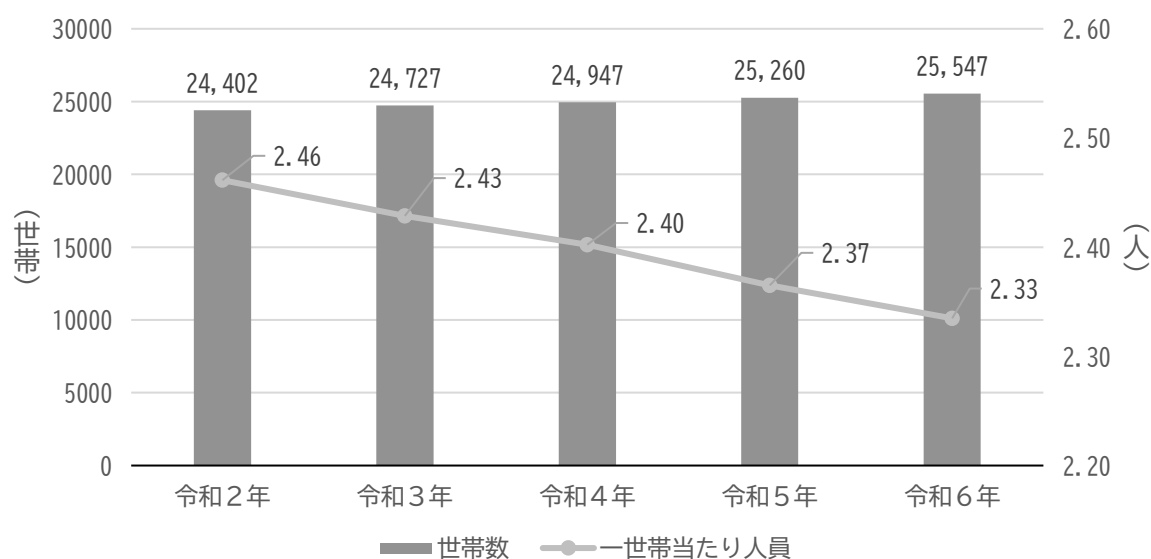


資料：令和2年から令和6年は住民基本台帳人口（各年3月末）
※令和7年から令和11年はコーホート変化率法¹による推計値

(3) 世帯の状況

本市の世帯数は増加傾向にあり、令和2年度から令和6年度で1,145世帯増加しています。それに対して、一世帯当たり人員は0.13人減と減少傾向にあり、核家族化が進んでいます。

■世帯・一世帯当たりの人員の推移

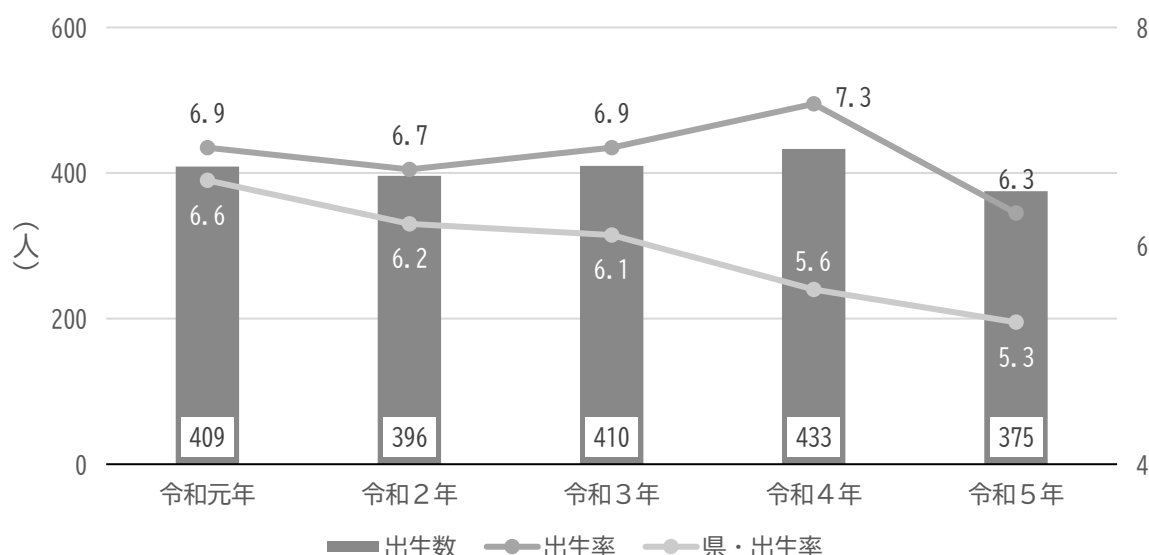


資料：住民基本台帳人口（各年3月末）

（４）出生の状況

本市の出生数は、令和５年で３７５人となっており、令和元年から３４人減少しています。また、人口千人に対する出生数の割合である出生率についても、令和５年で６.３となっており、令和元年から０.６ポイント減少し、栃木県の出生率５.３人を１.０ポイント上回っています。

■出生数及び出生率の推移



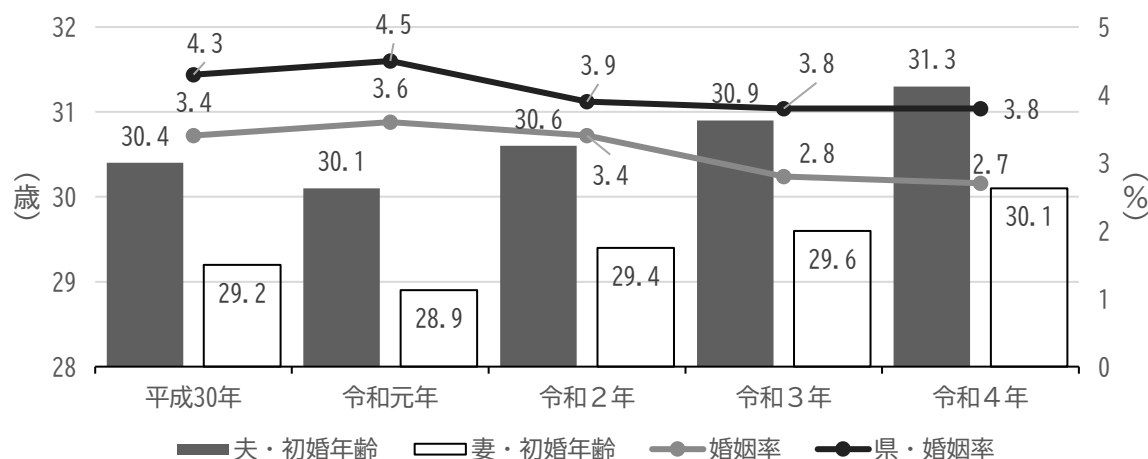
資料：栃木県人口動態統計（各年12月末現在）

（５）婚姻の状況

本市の、人口全体に対する婚姻発生頻度である婚姻率は減少傾向にあり、令和３年には、３％を下回っています。

また、夫・妻の初婚年齢については、夫はおおむね３０歳、妻はおおむね２９歳で推移しており、晩婚化が進んでいます。

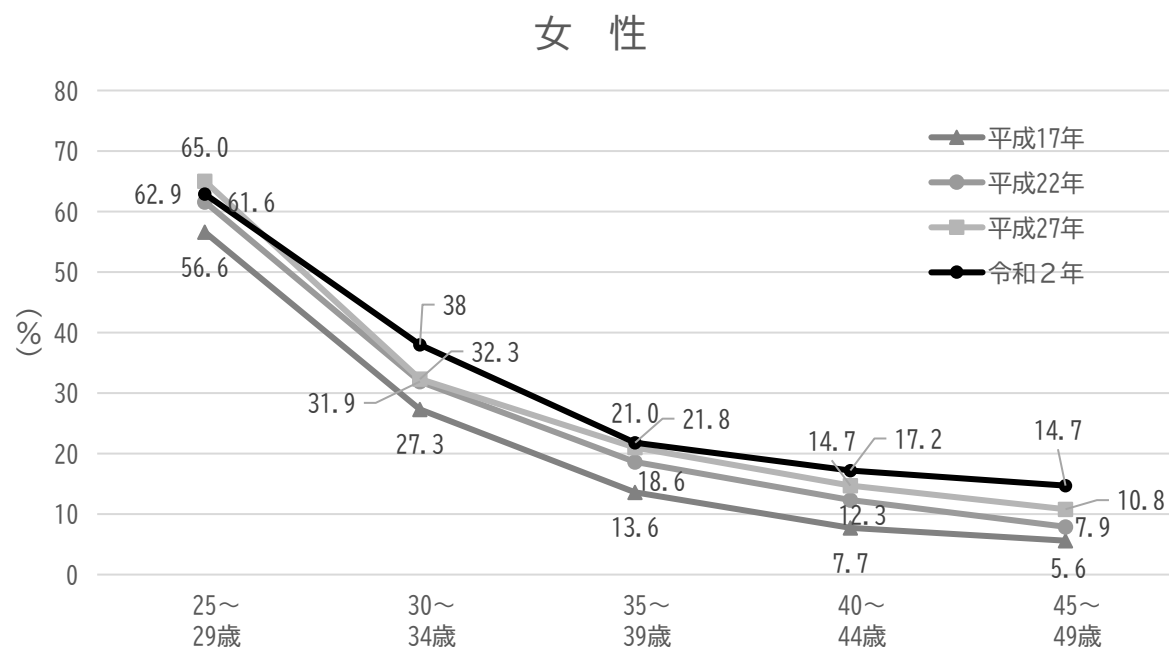
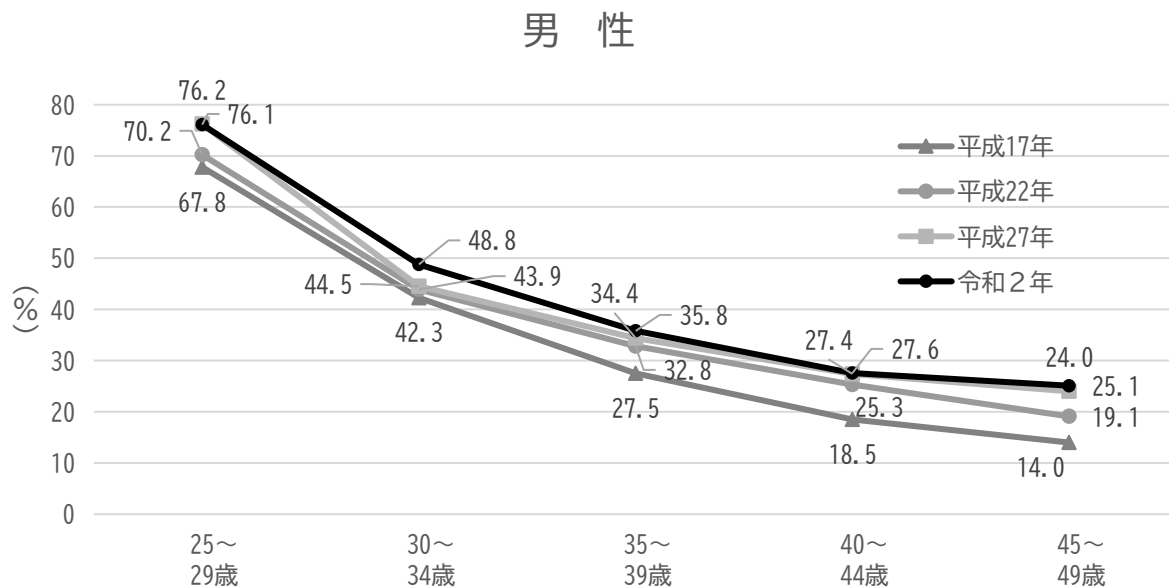
■婚姻率及び夫・妻の初婚年齢の推移



資料：栃木県保健統計年報（各年12月末現在）

人口に占める未婚者の割合である未婚率の5歳階級別の推移をみると、同様の傾向にあることがわかります。

■ 5歳階級別の未婚率の推移

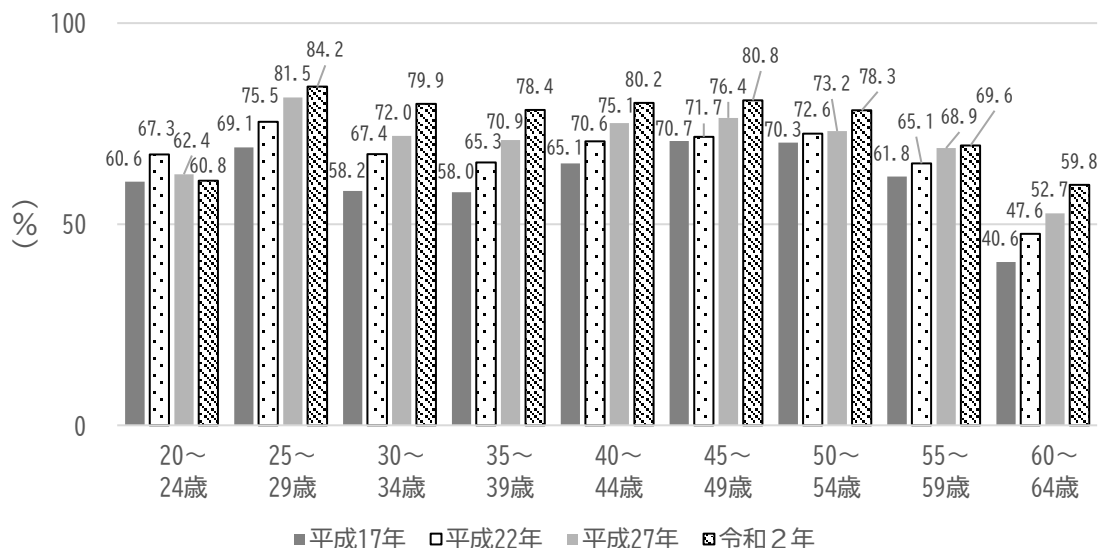


資料：国勢調査（平成17年は旧3町の合算値）

(6) 女性の就労の状況

本市の女性の労働力率（15歳以上人口に占める労働力人口の割合）は、全国的な傾向と同様に、結婚・出産期にあたる30歳代で一旦低下し、40歳代以降再び上昇しています。また、ほぼすべての年代で数値が上昇しており、女性の就労が進んでいる状況にあります。

■ 5歳階級別の女性の労働力率の推移



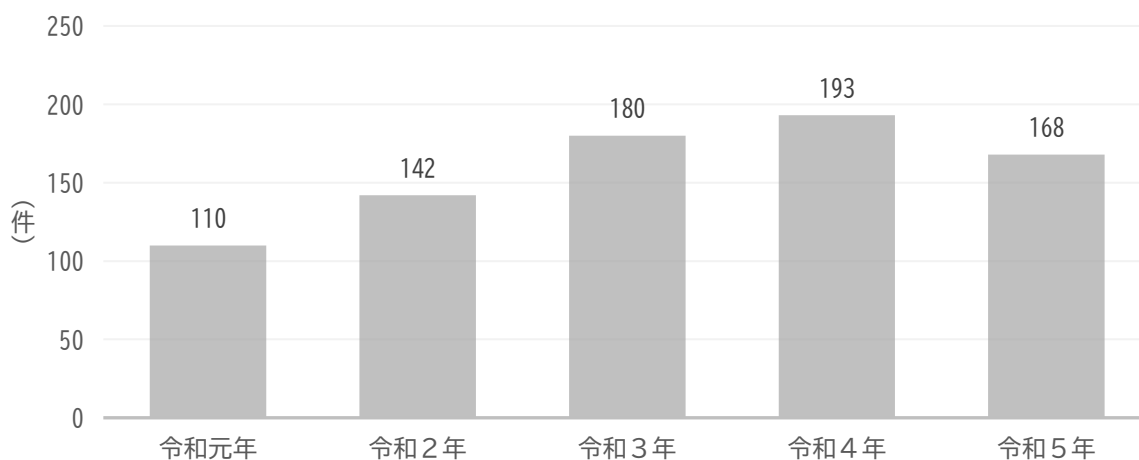
資料：国勢調査（平成17年は旧3町の合算値）

(7) 要保護児童等の状況

① 虐待に関する状況

虐待に関する相談件数の推移をみると、平成30年までは60件から70件で推移していたのに対し、近年では150件超と件数が増大しています。

■ 虐待に関する相談件数の推移

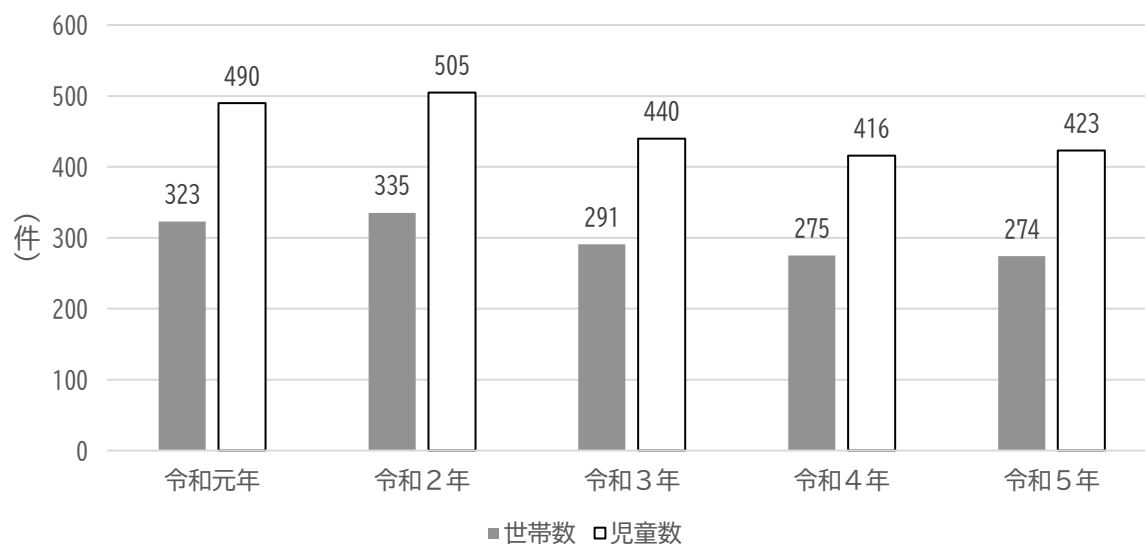


資料：こども家庭センター

②ひとり親家庭に関する状況

児童扶養手当受給の世帯数及び児童数の推移については、減少傾向にあります。

■児童扶養手当受給の世帯数及び児童数の推移

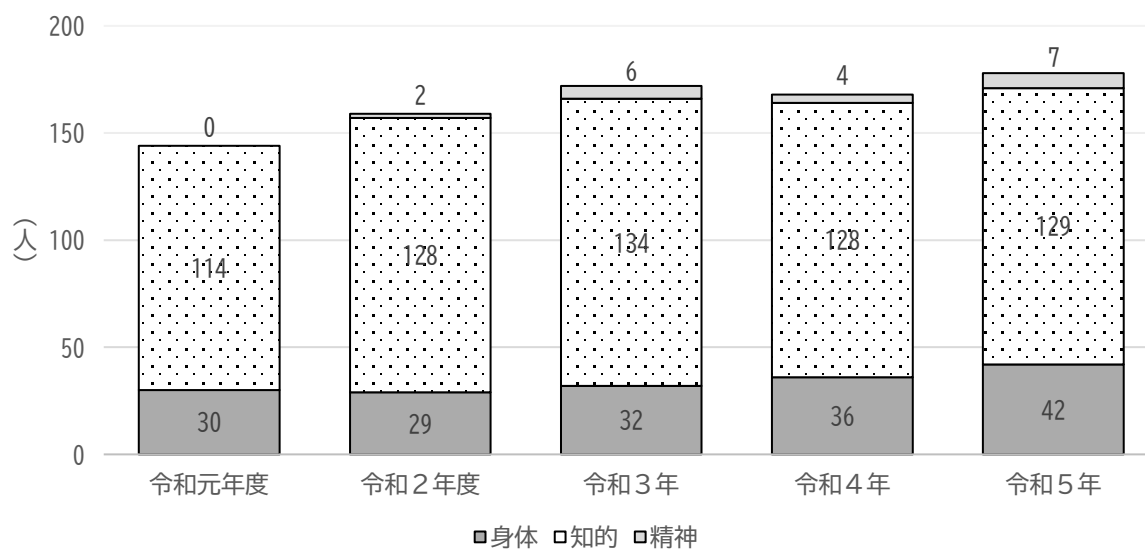


資料：子育て応援課

③障がいのある児童に関する状況

障がいのある児童についてみると、障害者手帳所持者全体の数は増加傾向にあります。

■18歳未満の各障害者手帳所持者の推移

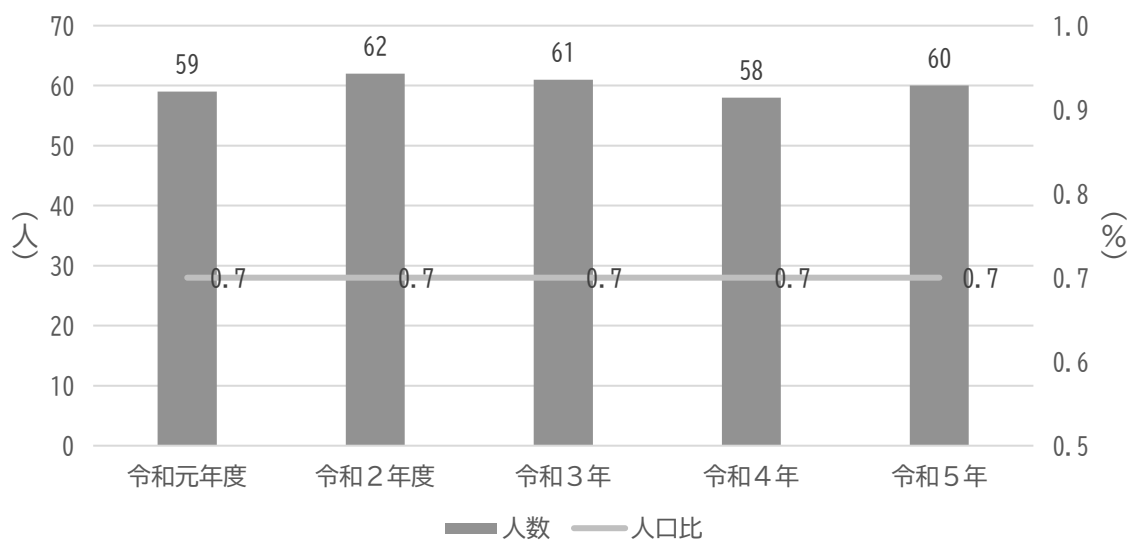


資料：各障害者手帳交付台帳、各年度3月末時点（社会福祉課）

こどもの慢性疾患のうち、小児がんや腎疾患など特定の疾患については、治療期間が長く、医療費負担が高額となります。この小児慢性特定疾病の対策として、疾患の治療方法の普及、患者家庭の医療費の負担軽減につながるよう、18歳未満（一部20歳まで）の児童等を対象として、医療費の自己負担分を補助する制度があります。

本市の小児慢性特定疾病患者数については、令和5年時点で60人となっており、この5年で、ほぼ横ばいの傾向となっています。

■小児慢性特定疾病患者数の推移



資料：特定疾患患者福祉手当受給者台帳、各年度3月末時点（社会福祉課）

2 教育・保育事業等の実施状況

(1) 認定区分

教育・保育施設の利用にあたり、保育の必要な事由について、認定を受ける必要があります。認定には3つの区分があります。

認定区分	年齢	利用できる施設・事業	対象者	利用できる時間
1号	満3歳以上	幼稚園 認定こども園	「保育の必要な事由」に該当しないもの	教育標準時間 (6時間程度)
2号	満3歳以上	保育所 認定こども園	保護者の就労など「保育の必要な事由」に該当するもの	保育標準時間 (最長11時間) または 保育短時間 (最長8時間)
3号	満3歳未満	保育所 認定こども園 小規模保育事業		

(2) 保育の必要な事由

保育の必要性の認定にあたっては、以下の保育の必要な事由のいずれかに該当し、保育の必要性を確認できることが必要です。

また、保育の必要な事由により、保育を利用できる時間が異なります。

事由	① 就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労等基本的にすべての就労 (本市では、月64時間以上の就労をしていること)
	② 就労以外の事由 保護者の疾病・障がい、産前産後、親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
区分	① 保育標準時間 (1日11時間まで) 就労・就学月120時間以上、保護者の疾病・障がい、産前産後、災害復旧
	② 保育短時間 (1日8時間まで) 就労・就学月64時間以上、親族の介護、求職活動

(3) 教育・保育事業実施施設

令和6年4月時点で市内の教育・保育施設は以下のとおりです。それぞれの認定区分において利用できる施設が異なります。

施設種別	施設名	1号認定	2号認定	3号認定
幼稚園	石橋幼稚園	○		
保育所	グリム保育園		○	○
	しば保育園		○	○
	あおば保育園		○	○
	こがねい保育園		○	○
	吉田保育園		○	○
	わかくさ保育園		○	○
	わかば保育園		○	○
認定こども園	むつみこども園	○	○	○
	第二愛泉幼稚園	○	○	○
	愛泉幼稚園	○	○	○
	第二薬師寺幼稚園	○	○	○
	野ばら幼稚園	○	○	○
	薬師寺幼稚園	○	○	○
	薬師寺幼稚園分園			○
	認定みらいこども園	○	○	○
小規模保育事業	にこにこ保育園			○

(4) 教育・保育施設の利用状況

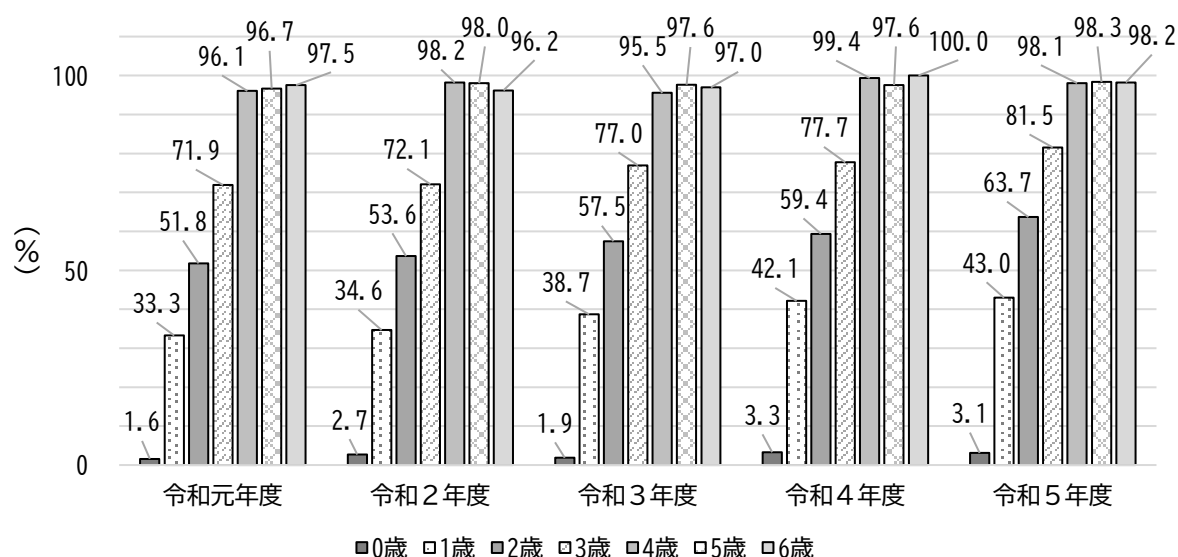
下野市の教育・保育施設の状況をみると、認定こども園への移行や施設の新設により、利用定員数・施設数ともに増加傾向にあります。在籍児童数は横ばいとなっています。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在籍児童数（人）	2,234	2,239	2,239	2,234	2,222
利用定員数（人）	2,372	2,441	2,512	2,596	2,629
施設数（か所）	15	15	16	17	17

（各年度3月末日時点）

■各年度3月末時点の就園率の推移

各年齢の就園率は以下のとおりです。4歳から6歳は95%を超えた率で大きな変動はなく推移していますが、女性の就業率の上昇などに伴い、1歳から3歳の就園率は年々上昇傾向にあり、引き続き低年齢児（0～3歳）の保育の需要は高まることが見込まれています。



■待機児童数

待機児童とは、保育所等に入所申請をしているにもかかわらず、入所できず、入所待ちしている状態の児童のことをいいます。

令和2年度以降、待機児童は発生していません。

（5）認可外保育施設

市内に設置されている認可外保育施設（従業員型を除く）は、令和6年4月時点で以下の2施設となっています。

施設名	定員	受入年齢	備 考
トータスキッズ下野	6	1歳児～2歳児	地域枠3人、従業員枠3人
キッズライン	1	新生児～15歳	ベビーシッター

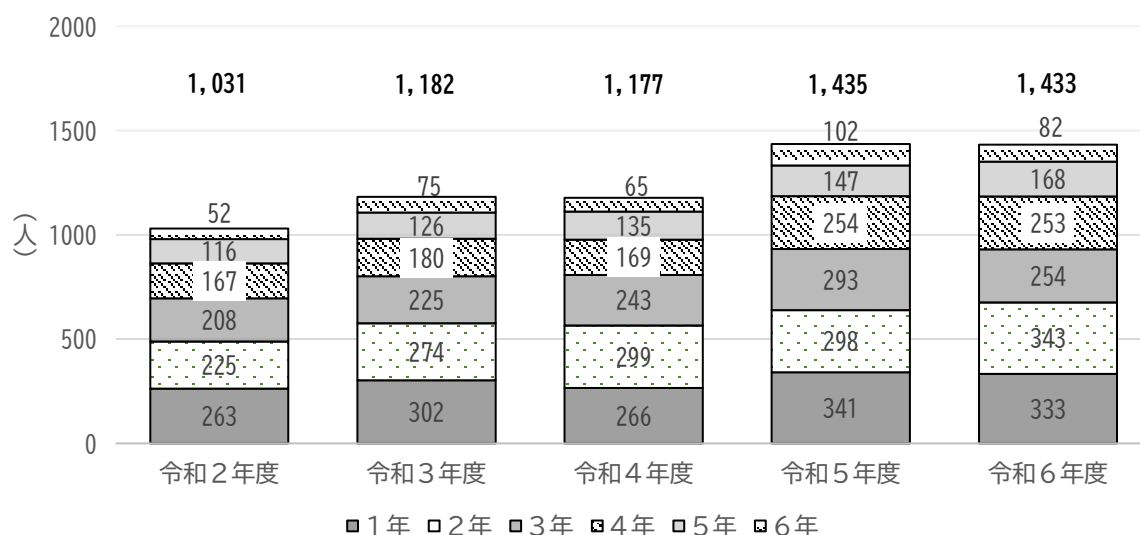
認可外保育施設とは
都道府県の認可を受けていない保育施設のこと
ベビーシッターとは
自宅や民間の託児所や企業などに出向き、自分や両親など身内以外でこどもの保育やお世話をする人



（６）放課後児童健全育成事業（学童保育）

放課後児童健全育成事業（学童保育）の在籍者数は、令和６年度現在1,433人となっており、全体的に増加傾向にあります。小学１年生から４年生までの利用が多く、５年生や６年生になると利用が少なくなる傾向にあります。

■各年度７月末現在の在籍者数（夏休みのみ在籍者も含む）の推移



■放課後児童健全育成事業（公設公営学童保育）の実施状況

施設名	学校名
南河内児童館学童保育室	祇園小学校
南河内小中学校学童保育室	南河内小中学校
緑小学童保育室	緑小学校
国分寺東小学童保育室	国分寺東小学校
国分寺駅西児童館学童保育室	国分寺小学校
国分寺小学童保育室	国分寺小学校
国分寺姿西児童館学童保育室	国分寺小学校(旧国分寺西小学校)
石橋小学童保育室	石橋小学校
古山小学童保育室	古山小学校
石橋北小学童保育室	石橋北小学校
細谷小学童保育室	細谷小学校

■放課後児童健全育成事業（民設民営学童保育）の実施状況

施設名	運営法人
薬師寺幼稚園学童クラブ	学校法人内木学園
第二薬師寺幼稚園学童クラブ	学校法人内木学園
むつみっこ学童保育	学校法人むつみ学園
放課後児童預かり保育施設「ハローキッズ」	学校法人愛泉学園

（７）ファミリー・サポート・センター事業

本市では、乳幼児から小学生までのこどものいる「子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）」と「子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）」が会員となって、会員による子育ての相互援助活動の連絡・調整を行う事業として、平成23年6月から「ファミリー・サポート・センター事業」を行っています。

ファミリー・サポート・センターの会員相互援助活動では、こどもの預かりの他、習い事や保育園・幼稚園の送迎なども行っています。なお、未就学児の利用分は、（９）一時預かり事業におけるその他で計上しています。

■ファミリー・サポート・センターの会員数と預かり件数

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
提供会員（人）	65	65	68	68	71
依頼会員（人）	250	269	262	274	274
両方会員（人）	4	4	4	4	4
預かり件数（件）	0	0	1	135	94

両方会員とは
「子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）」と「子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）」の両方に登録している方のこと



(8) 延長保育

保育園に入園している方の通常保育時間（※認定や施設により保育時間は異なります。）を超えて子どもをお預かりする事業です。令和6年4月時点で、15箇所（市内全施設）で実施しています。

■延長保育事業の利用者数

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数（人）	649	647	832	1,557	1,208
実施施設数（か所）	14	14	14	15	15

(9) 一時預かり事業

一時預かり事業には、幼稚園及び認定こども園の1号認定児童を通常保育時間以外の時間にお預かりする事業（幼稚園型）と、冠婚葬祭や通院、リフレッシュ等のために、保育所や認定こども園で子どもをお預かりする一時保育事業（一般型・余裕活用型）があります。令和6年4月時点で、幼稚園型は幼稚園1園、認定こども園7園で、一時保育事業は保育所5園（公立1園、私立4園）、幼稚園1園、認定こども園8園、地域型保育施設1園で実施しています。施設によっては、月極めや1日単位での預かりも実施しています。

■一時預かり事業の施設数と延べ利用者数

年度	幼稚園型		その他				
			一般型		余裕活用型		ファミリー・サポート・センター（未就学児）
	実施 か所数	延べ 利用者数	実施 か所数	延べ 利用者数	実施 か所数	延べ 利用者数	延べ 利用者数
令和元年度	7	27,229人	8	6,064人	0	0人	0人
令和2年度	7	21,056人	10	6,140人	0	0人	7人
令和3年度	7	21,619人	11	7,567人	1	5人	0人
令和4年度	7	19,425人	12	6,727人	2	26人	137人
令和5年度	8	13,548人	12	6,893人	2	107人	194人

(10) 病児・病後児保育

保護者が仕事等により、発熱等の急な病気となった児童や病気回復期の児童を自宅で保育ができない場合に、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。

令和6年4月時点で病児・病後児保育を実施している市内の施設は、病児対応型4施設、病後児対応型4施設、体調不良児対応型11施設となります。

■病児・病後児保育実施施設

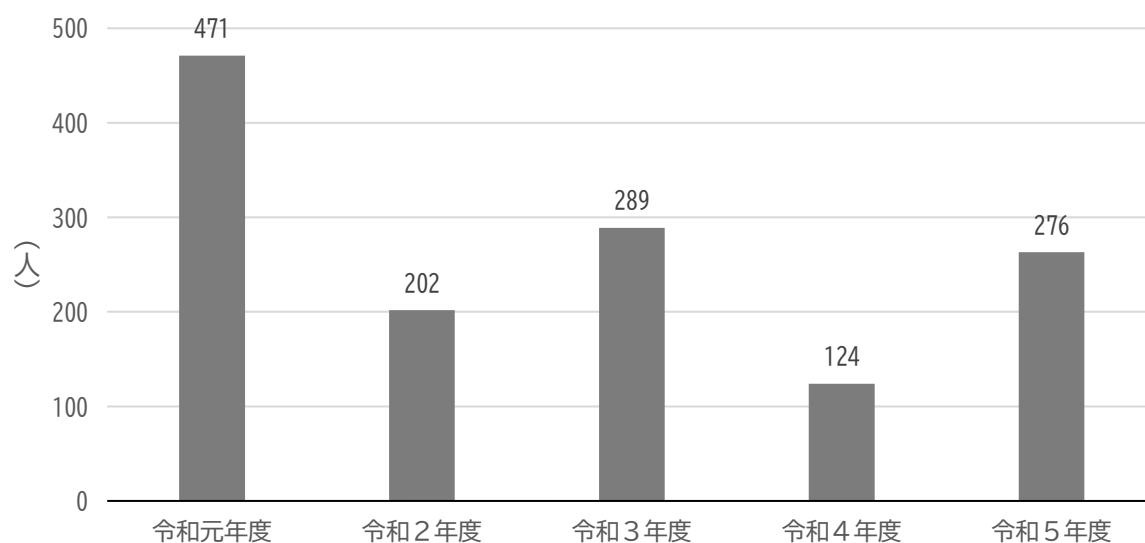
施設名	病児対応型	病後児対応型	体調不良児対応型
あおば保育園			○
こがねい保育園			○
吉田保育園			○
わかくさ保育園			○
わかば保育園	○		○
認定こども園むつみこども園		○	
認定こども園愛泉幼稚園	○		○
認定こども園野ばら幼稚園			○
認定こども園第二薬師寺幼稚園			○
認定こども園薬師寺幼稚園	○		○
認定こども園薬師寺幼稚園分園		○	○
認定みらいこども園		○	○
キッズプラネット		○	
自治医科大学保育ルーム「あいりす」	○		
(市外) 済生会宇都宮病院おはなほいくえん	○		
(市外) 新小山市民病院病児保育室ひまわり	○		

(令和6年度)

病児対応型とは
当面の症状の急変が認められないが、病気の回復期には至っていない児童の預かり
病後児対応型とは
病気の回復期で自宅での静養を必要とする児童の預かり
体調不良児対応型とは
保育所等に通所しており、保育中に体調不良になった児童を、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応での一時預かり



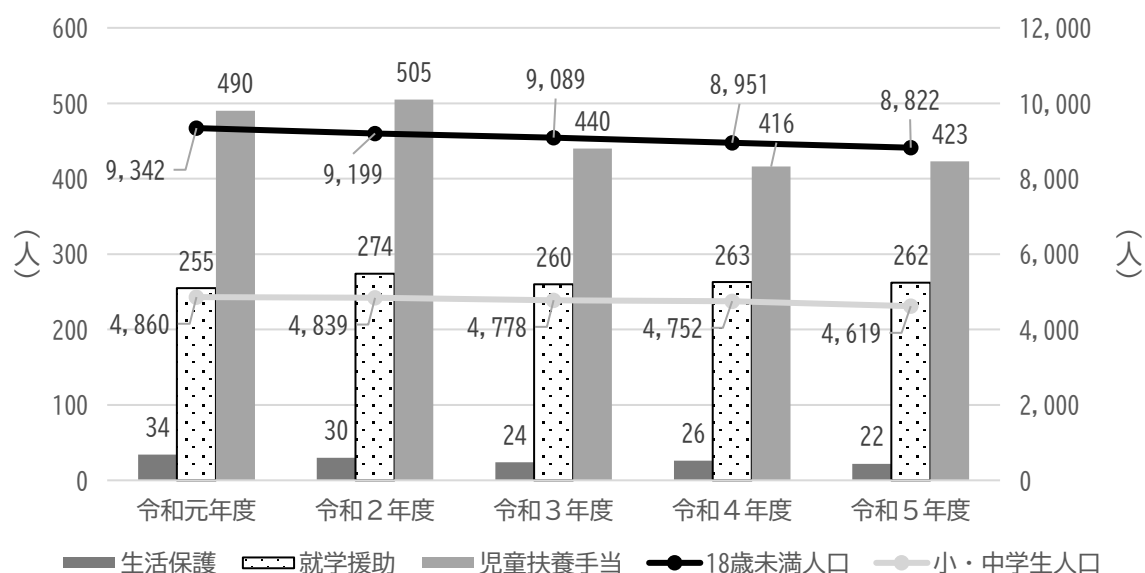
■病児・病後児保育の延べ利用者数



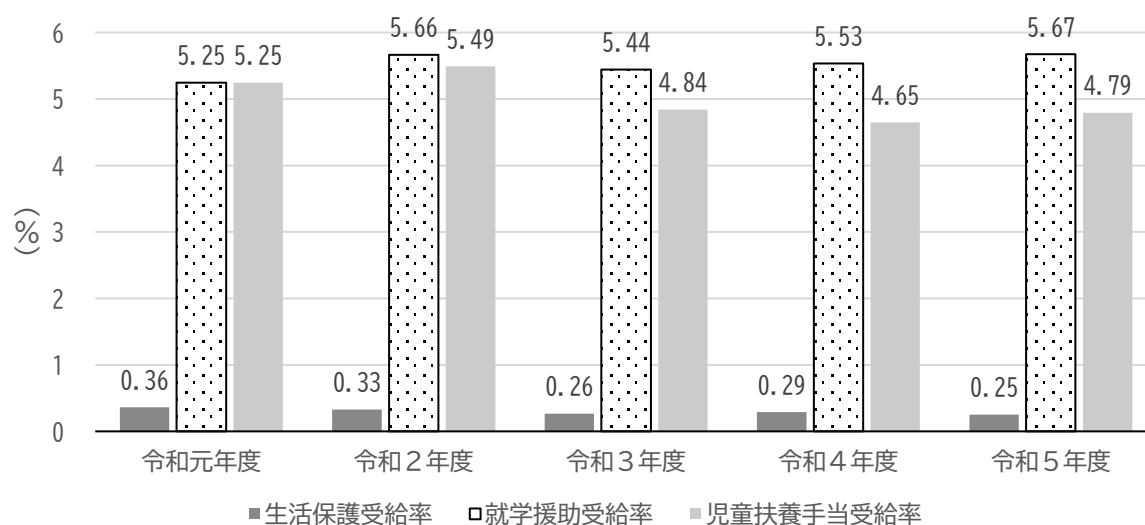
(11) こどもの貧困

下野市内の18歳未満の人口は減少傾向にあり、貧困に関連が考えられる生活保護や就学援助事業、児童扶養手当の支給件数についても、就学援助事業以外は減少傾向となっています。

■各事業の支給件数とこどもの人口推移



■各事業のこどもの人口に占める比率



※生活保護及び児童扶養手当は18歳未満の人口における比率
 ※就学援助は小・中学生の人口における比率

(12) 児童発達支援・放課後デイサービス実施施設

令和6年4月時点で市内の児童発達支援・放課後デイサービス実施施設は以下のとおりです。

■児童発達支援・放課後デイサービスの実施状況

施設名	児童発達支援	放課後等デイサービス
下野市こども発達支援センターこばと園	○	
下野市こども通園センターけやき	○	○
みのりの杜キッズスクール自治医大		○
トータスジュニア下野	○	○
みのりの杜キッズスクール小金井		○
こどもサポート教室「きらり」下野校	○	○
トータスジュニア自治医大	○	○
ASKA club pure	○	○
重症児デイサービスDAIJI	○	○
てらびあぼけっと 自治医大駅前教室	○	○
クローバーふたば	○	○
f u w a r i ~ふわり~	○	○
こどもサポート教室「きらり」下野校	○	○

3 アンケート調査結果の概要

本計画の策定に当たり、子育て中の保護者の生活実態や意見・要望などを把握するため、令和5年12月、就学前児童（0～5歳）及び小学生児童（6～11歳）の保護者を対象に、「子育て支援ニーズ調査」（以下、「ニーズ調査」という。）を実施しました。回収率は、就学前児童65.4%、小学生児童78.2%、全体で69.2%でした。

	配付件数	回収件数	回収率
就学前児童保護者	1,400件	915件	65.4%
小学生児童保護者	600件	469件	78.2%
総 計	2,000件	1,384件	69.2%

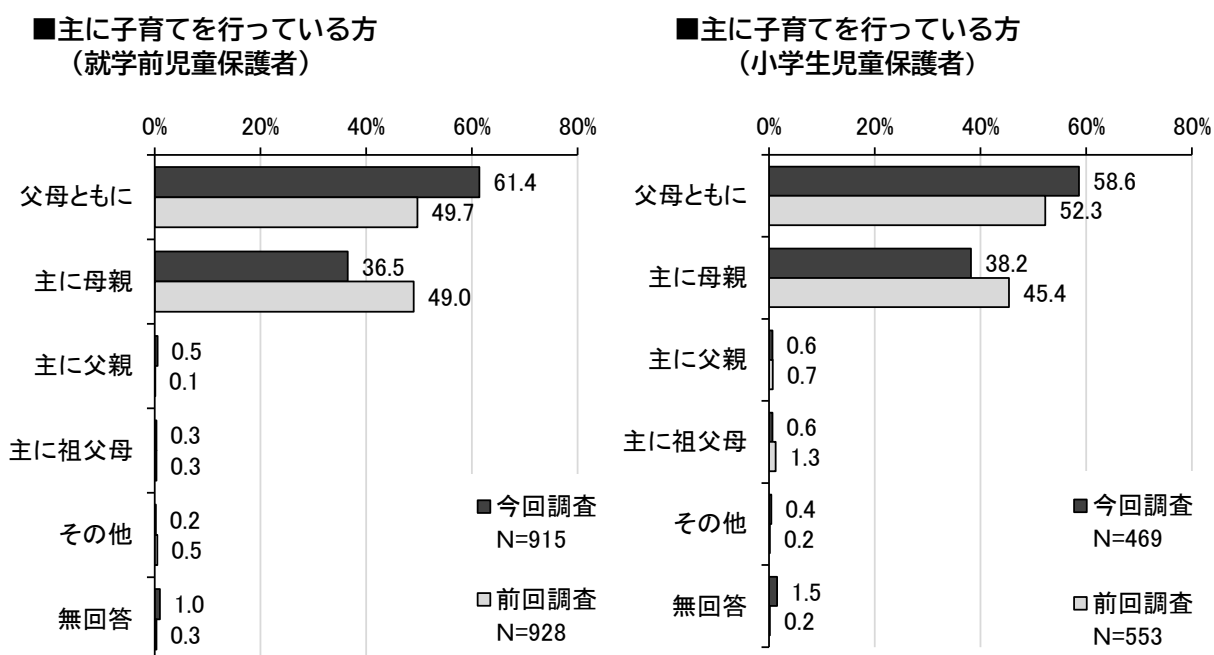
なお、「前回」と記載している結果については、平成30年に実施した「子育て支援ニーズ調査」（回収率 就学前児童保護者67.1%、小学生児童保護者92.2%、全体で74.7%）のことを指します。

また、児童館、学童保育室を利用した小学5・6年生を対象に、小学生アンケートを実施しました。回収件数は120件でした。

以下に、主な結果を示します。（ニーズ調査は（1）～（12）、小学生アンケートは（13）～（20））

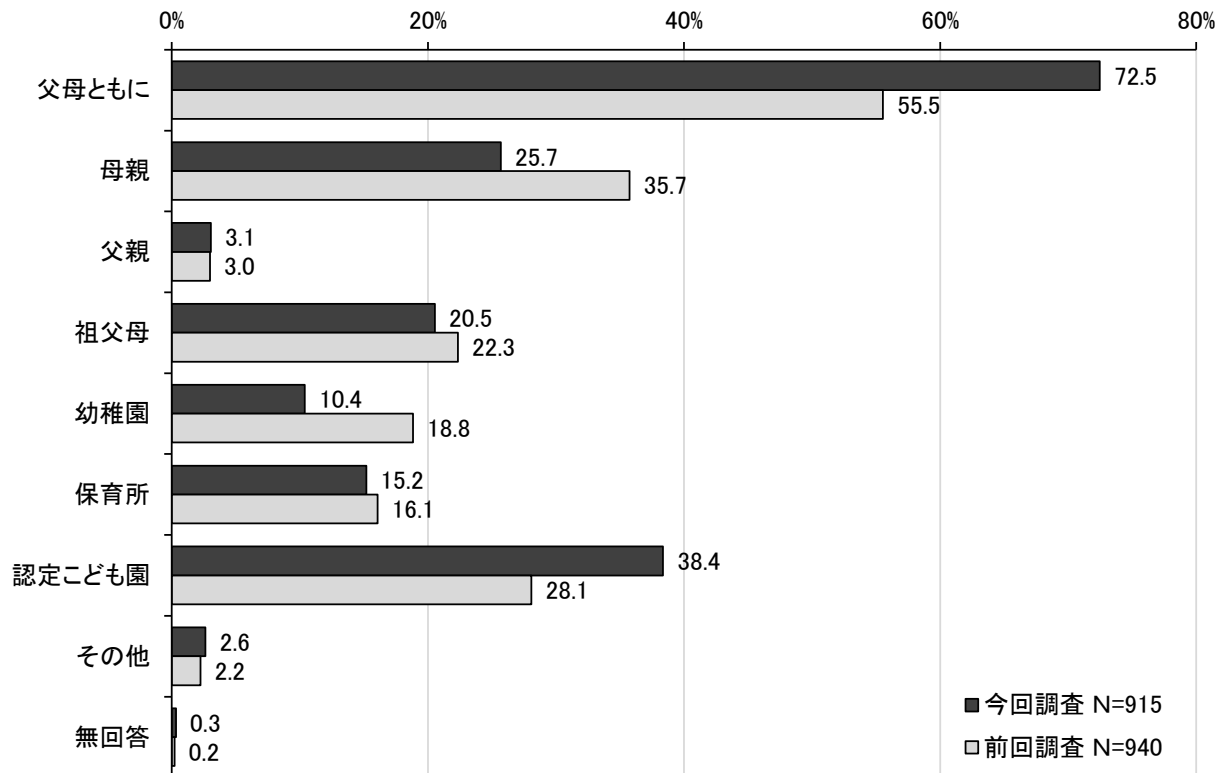
（1）子育てをしている方について（ニーズ調査）

主に子育てを行っている方は、「父母ともに」が就学前児童保護者・小学生児童保護者ともに約6割と最も多く、次いで「主に母親」が4割弱を占めています。就学前児童保護者の家庭類型別では、両親ともにフルタイムでの共働きでは「父母ともに」が70.0%と回答の約7割となっていますが、28.7%は「主に母親」と回答しています。



子育てに日常的に関わっている方（施設含む）は、「父母ともに」が72.5%、「母親」が25.7%を占め、「父親」は3.1%となっています。

前回調査に比べ、「幼稚園」が8.4ポイント減り、「認定こども園」が10.3ポイント増加しています。



グラフ中の「n」及び「N」とは
本章で使用しているグラフ中で使用している「n」はその設問の有効回答者数を表しています。
また、「N」はその設問の回答総数を表しています。



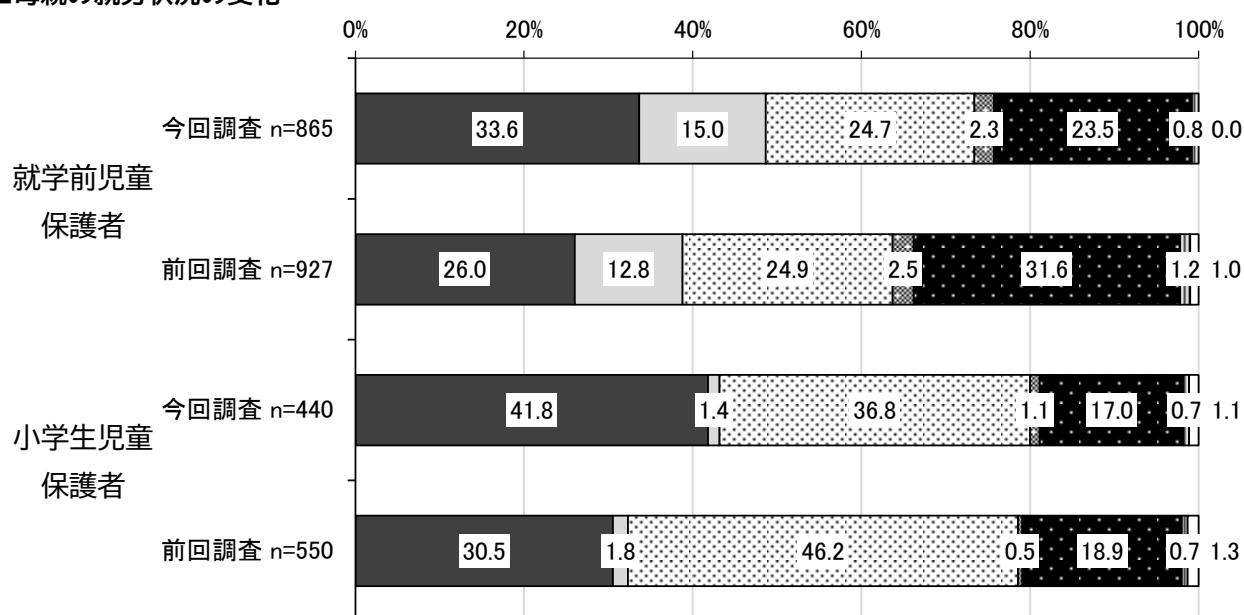
(2) 保護者の就労状況（ニーズ調査）

母親の就労状況は、就学前児童保護者は「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（33.6%）、小学生児童保護者においても「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」（41.8%）が最も多くなっています。

前回調査と比べて就労割合（フルタイムもしくはパートタイムで働いている）は、就学前児童保護者で9.4ポイント、小学生児童保護者で2.1ポイント増加しています。

また、1日当たりの就労時間は、父親は就学前児童保護者・小学生児童保護者ともに「8～9時間」、母親も就学前児童保護者・小学生児童保護者ともに「8～9時間」が最も多い割合となっています。

■母親の就労状況の変化



- フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- ▨ パートタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
- ▩ パートタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である
- 以前は就労していたが、現在は就労していない
- ▨ これまで就労したことがない
- 無回答

■保護者の1日当たりの就労時間

(単位: %)

	就学前児童保護者				小学生児童保護者			
	父親		母親		父親		母親	
	前回調査 n=871	今回調査 n=627	前回調査 n=614	今回調査 n=655	前回調査 n=495	今回調査 n=397	前回調査 n=435	今回調査 n=357
4時間未満	0.0	1.1	2.8	1.2	0.2	0.5	1.8	3.1
4～5時間	0.3	11.5	17.4	11.3	0.2	0.5	32.9	25.2
6～7時間	1.4	29.0	29.5	29.2	1.4	1.3	24.3	21.6
8～9時間	41.1	47.8	41.4	48.1	41.0	48.4	32.4	39.4
10時間以上	52.0	8.6	7.8	8.4	53.7	47.9	7.4	9.2
無回答	5.1	1.9	1.1	1.8	3.4	1.5	1.1	1.4

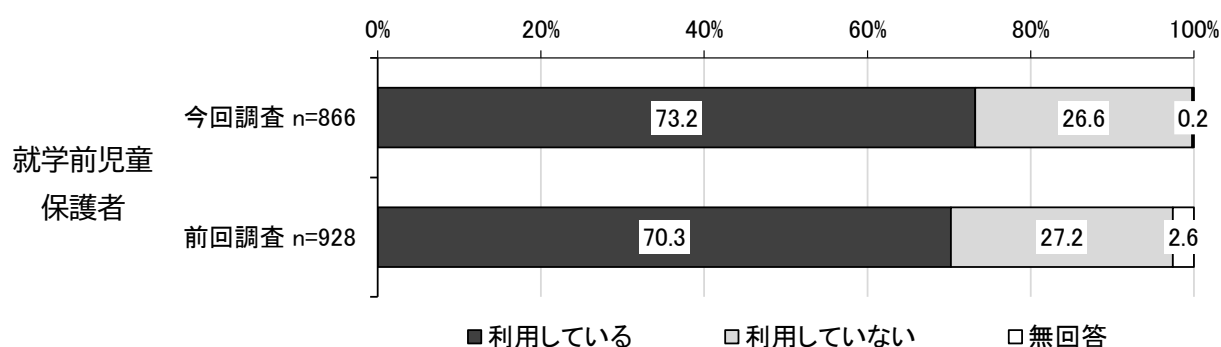
（３）教育・保育事業の利用について（ニーズ調査）

教育・保育事業の利用状況は、「利用している」（73.2％）が最も多く、「利用していない」（26.6％）を上回っています。前回調査と比べ「利用している」が 2.9 ポイント増加しています。

利用している教育・保育事業は、「認定こども園（保育（２号・３号）認定による利用）」（48.6％）が最も多く、次いで「認定こども園（教育（１号）認定）」（17.8％）、「認可保育所」（17.4％）となっています。前回調査に比べ、「認定こども園（保育（２号・３号）認定による利用）」が 23.8 ポイント増加しています。

また、今後利用したい事業では「認定こども園（保育（２号・３号）認定による利用）」が 51.0％と多い割合になっており、認定こども園の需要が高まっています。

■教育・保育事業の利用状況（就学前）



■利用している教育・保育事業

(単位: %)

	幼稚園 (通常の 就園時間 の利用)	幼稚園の 預かり保 育	認定こども 園(教育 (1号)認 定)	認定こども 園の一時 預かり保 育	認可保育 所	認定こども 園(保育 (2号・3 号)認定に よる利用)	小規模保 育施設	家庭的保 育
今回調査 n=634	12.3	4.4	17.8	4.6	17.4	48.6	0.8	0.0
前回調査 n=652	22.7	8.9	26.1	6.1	22.7	24.8	0.3	
	事業所内 保育施設	家庭保育 室	居宅訪問 型保育	ファミリー・ サポート・ センター	児童発達 支援セン ター・児童 発達支援 事業所	その他	無回答	
今回調査 n=634	0.3	0.0	0.0	1.4	4.3	0.8	2.8	
前回調査 n=652	0.6			0.6	2.6	1.5	0.5	

■今後利用したい事業

(単位: %)

	幼稚園 (通常の 就園時間 の利用)	幼稚園の 預かり保 育	認定こども 園(教育 (1号)認 定)	認定こども 園の一時 預かり保 育	認可保育 所	認定こども 園(保育 (2号・3 号)認定に よる利用)	小規模保 育施設	家庭的保 育
今回調査 n=866	29.0	18.0	24.9	17.0	20.8	51.0	4.2	0.8
前回調査 n=928	16.8	6.7	18.8	4.4	17.0	17.8	0.2	
	事業所内 保育施設	家庭保育 室	居宅訪問 型保育	ファミリー・ サポート・ センター	児童発達 支援セン ター・児童 発達支援 事業所	その他	無回答	
今回調査 n=866	4.5	0.7	5.1	13.4	5.0	0.8	1.0	
前回調査 n=928	0.5			0.6	1.8	1.3	27.2	

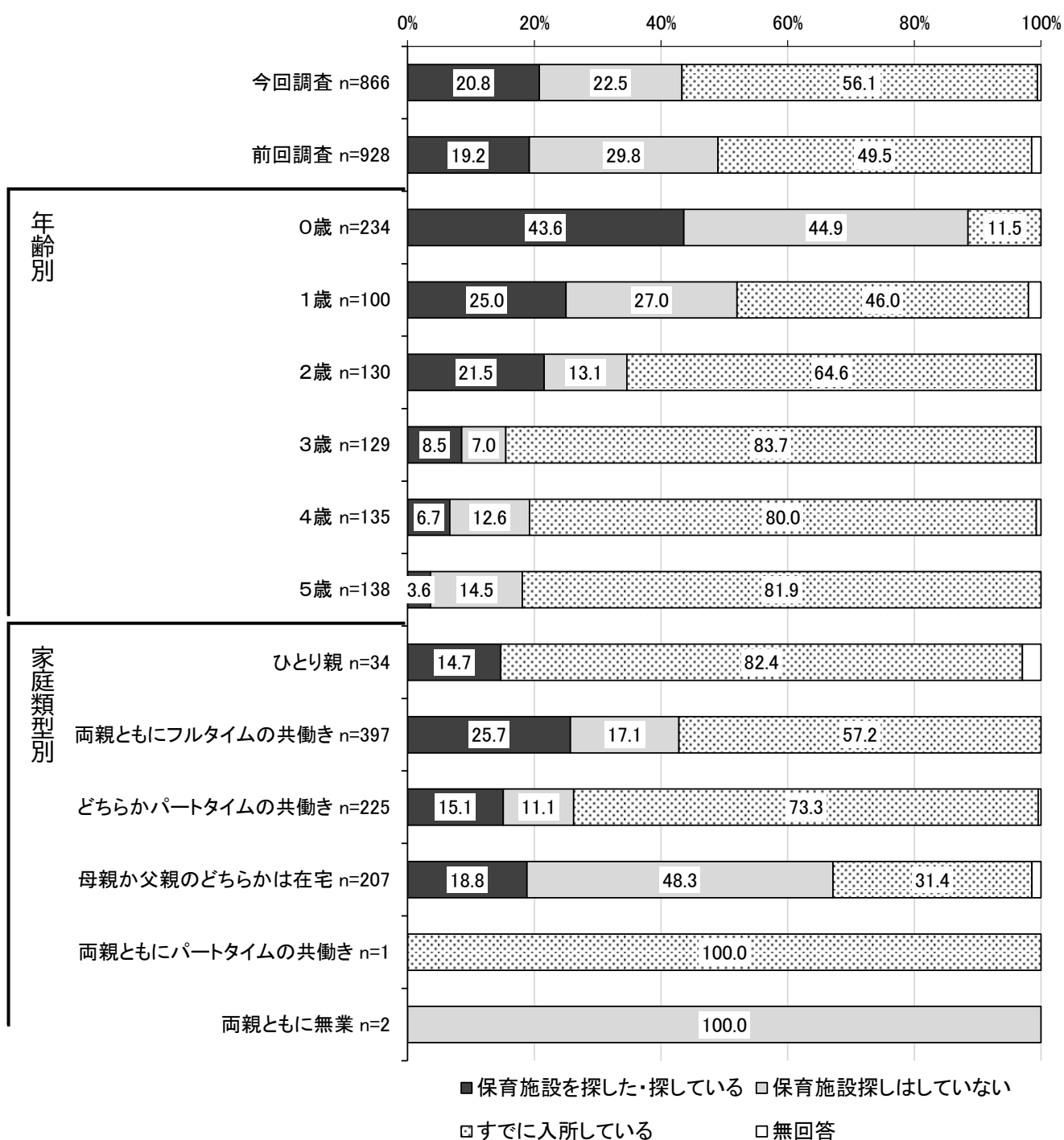
(4) 保育園探しについて（ニーズ調査）

1年間での保育施設探しの状況は、「探した・探している」が20.8%となっており、その割合は0歳が最も多く、こどもの年齢が高くなると割合が減少する傾向にあります。

保育施設を探していないと回答した方の探さなかった理由は、「教育施設に入園するつもりだから」(31.8%)が多くなっています。

保育施設探しの結果に満足しているかの設問で、前回調査に比べ、『満足』（満足（希望通り）+まあまあ満足（希望に近い）が14.2ポイント増えていることから、保育施設への入所に関して年々保護者の希望に近い入所が可能になっていることが読みとれます。

■ 1年間での保育園探しの状況（年齢別・家庭類型別）＜クロス集計＞



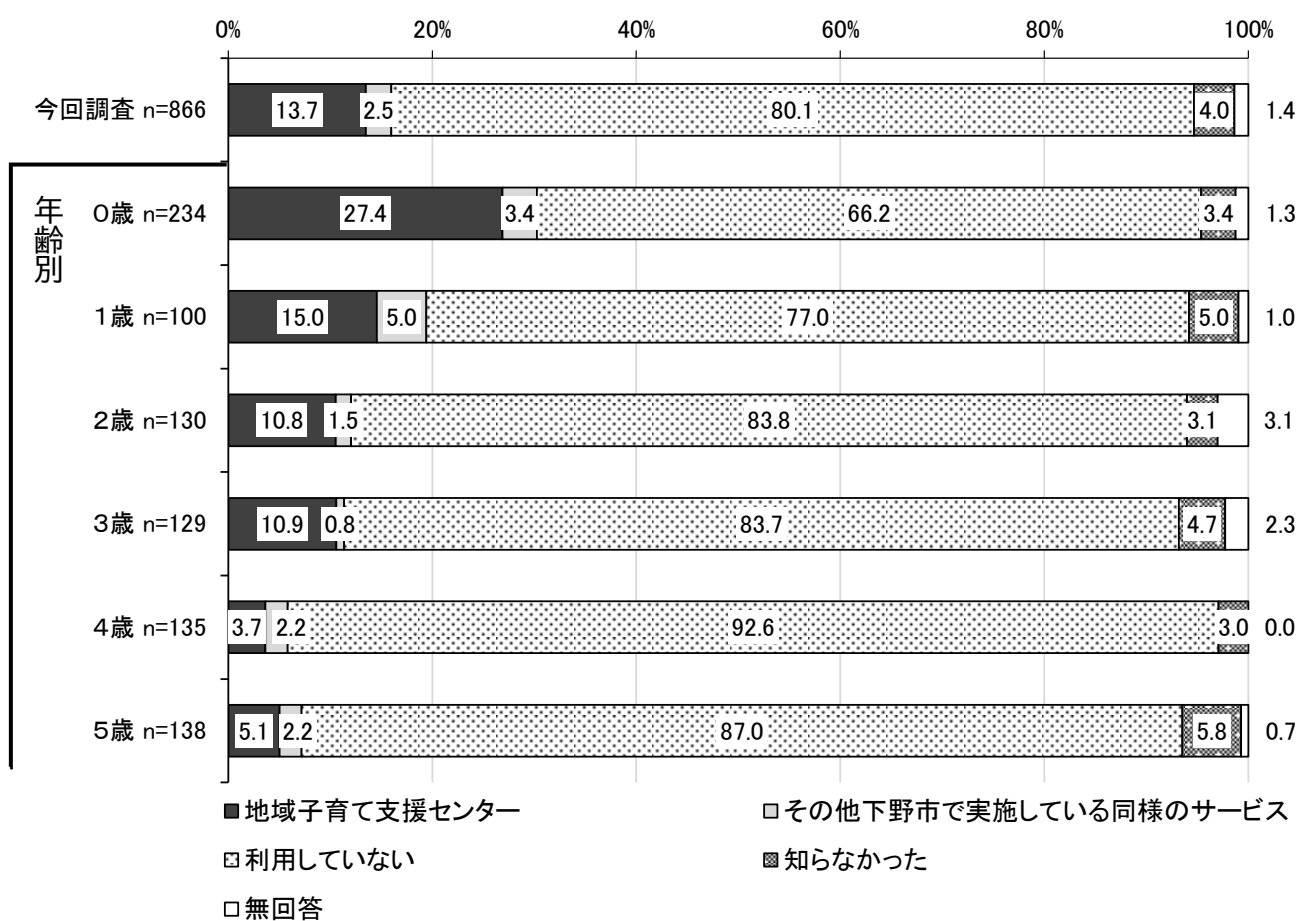
(5) 地域の子育て支援事業の利用状況について（ニーズ調査）

地域子育て支援センターの利用状況は、「利用していない」（80.1%）が最も多くなっているものの、年齢によって利用に差があり、0歳では利用している（27.4%）となっており、年齢が高くなると利用が減少していく傾向にあります。

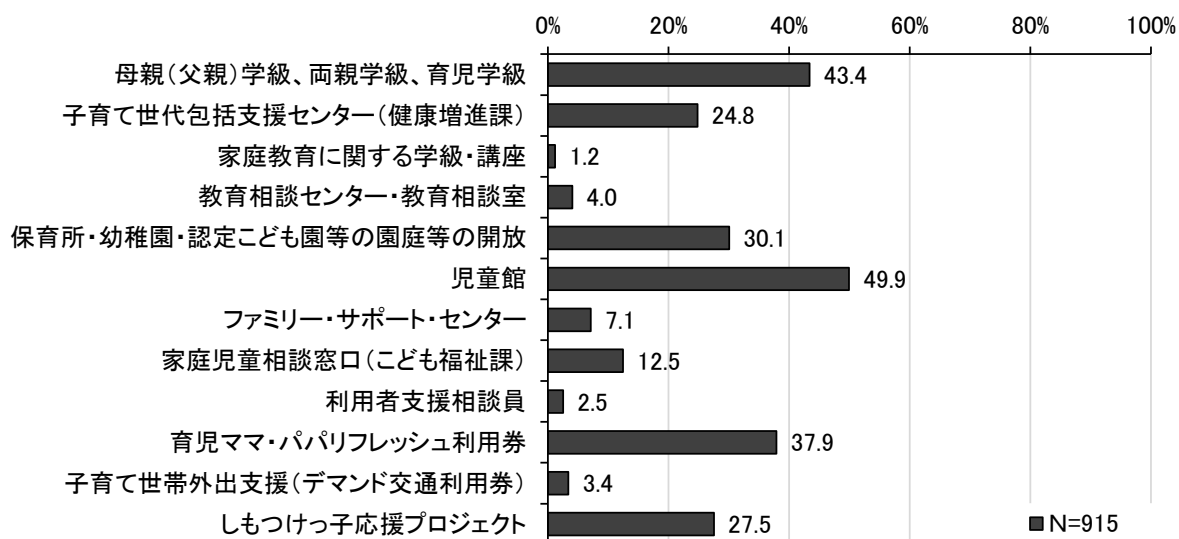
就学前児童で利用経験のある事業は、「母親（父親）学級、両親学級、育児学級」「児童館」「保育所・幼稚園・認定こども園等の園庭等の開放」「育児ママ・パパリフレッシュ利用券」が3割以上となっています。

また、認知度が高い事業ほど、利用経験や利用意向も高い結果となっています。

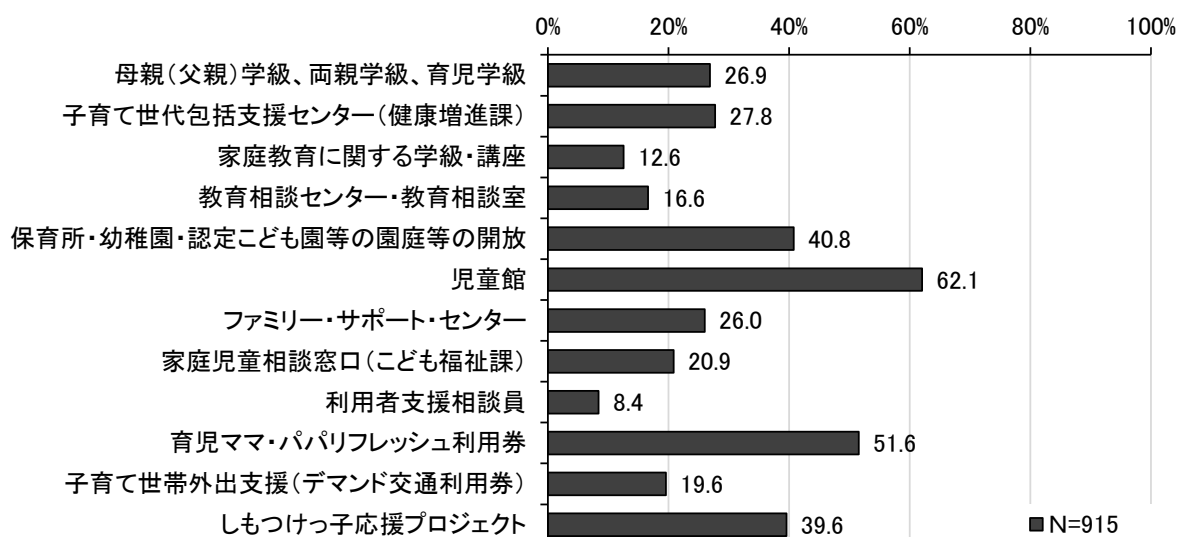
■子育て支援事業の利用状況＜クロス集計＞



■利用経験



■今後の利用意向

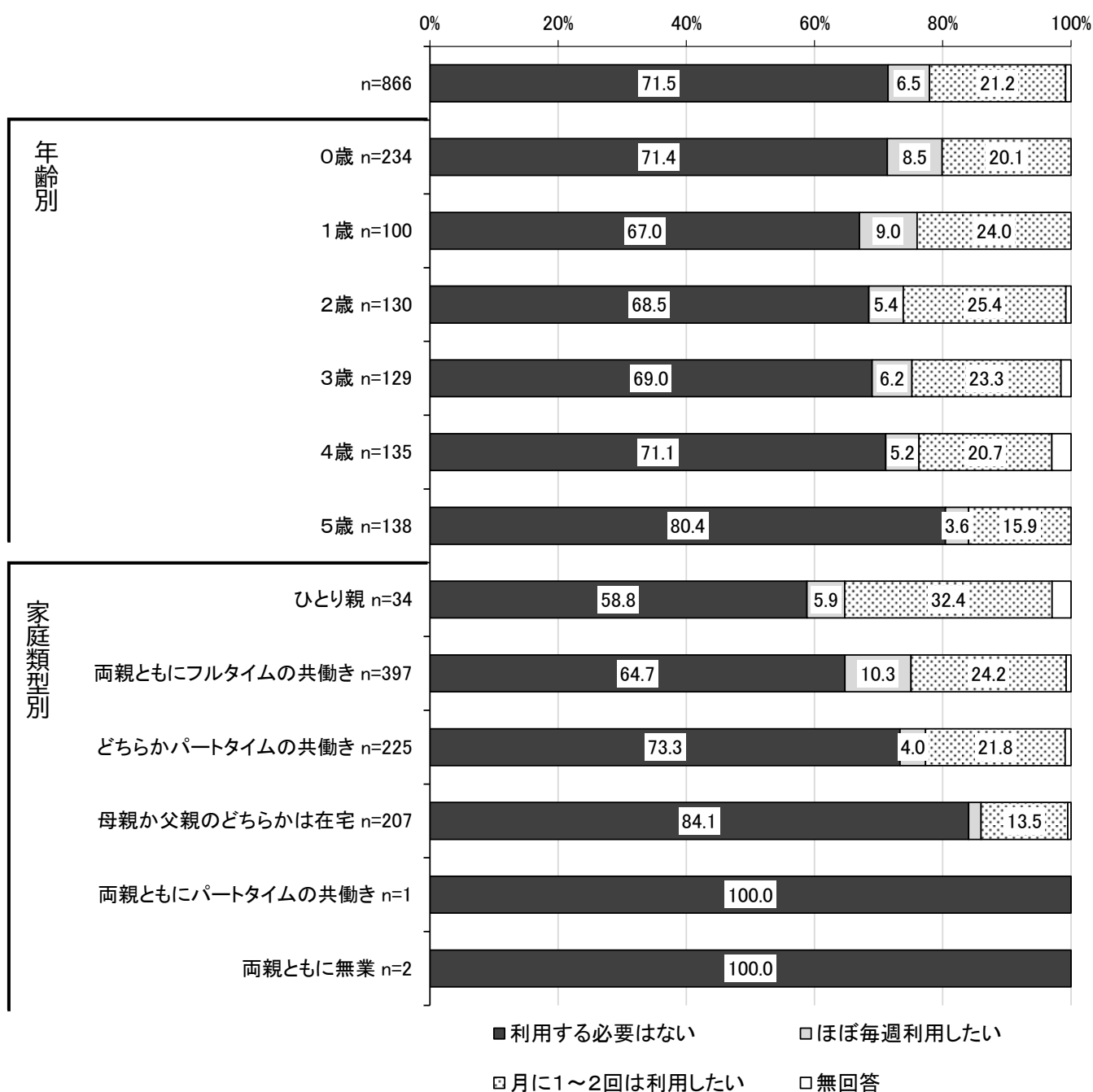


（６）土曜日・日曜日・祝日や長期休業中の定期的な教育・保育事業の利用（ニーズ調査）

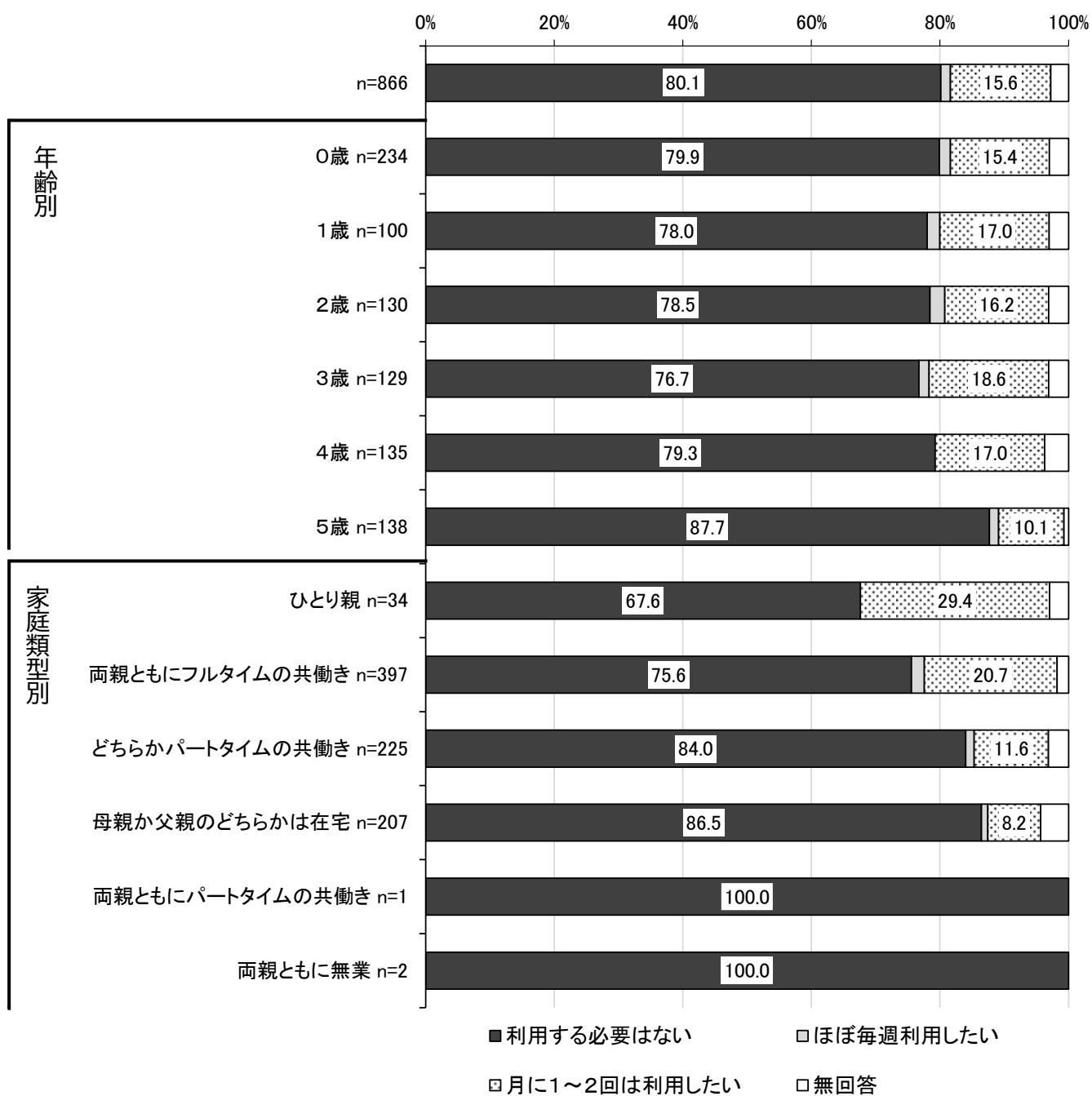
定期的な教育・保育事業の利用は、土曜日や日曜日の利用希望は希望が少なく、「利用する必要はない」が７割となっています。土曜日、日曜日・祝日や長期休暇の「ほぼ毎週（毎日）利用したい」という回答に共通して、利用開始時間は７時・８時が多く、利用終了時間は１７時・１８時が多い利用希望となっています。

また、教育施設を利用されている方の長期休暇中の教育・保育施設の利用希望は「ほぼ毎日利用したい」と「週に数日利用したい」で約６割を占めます。

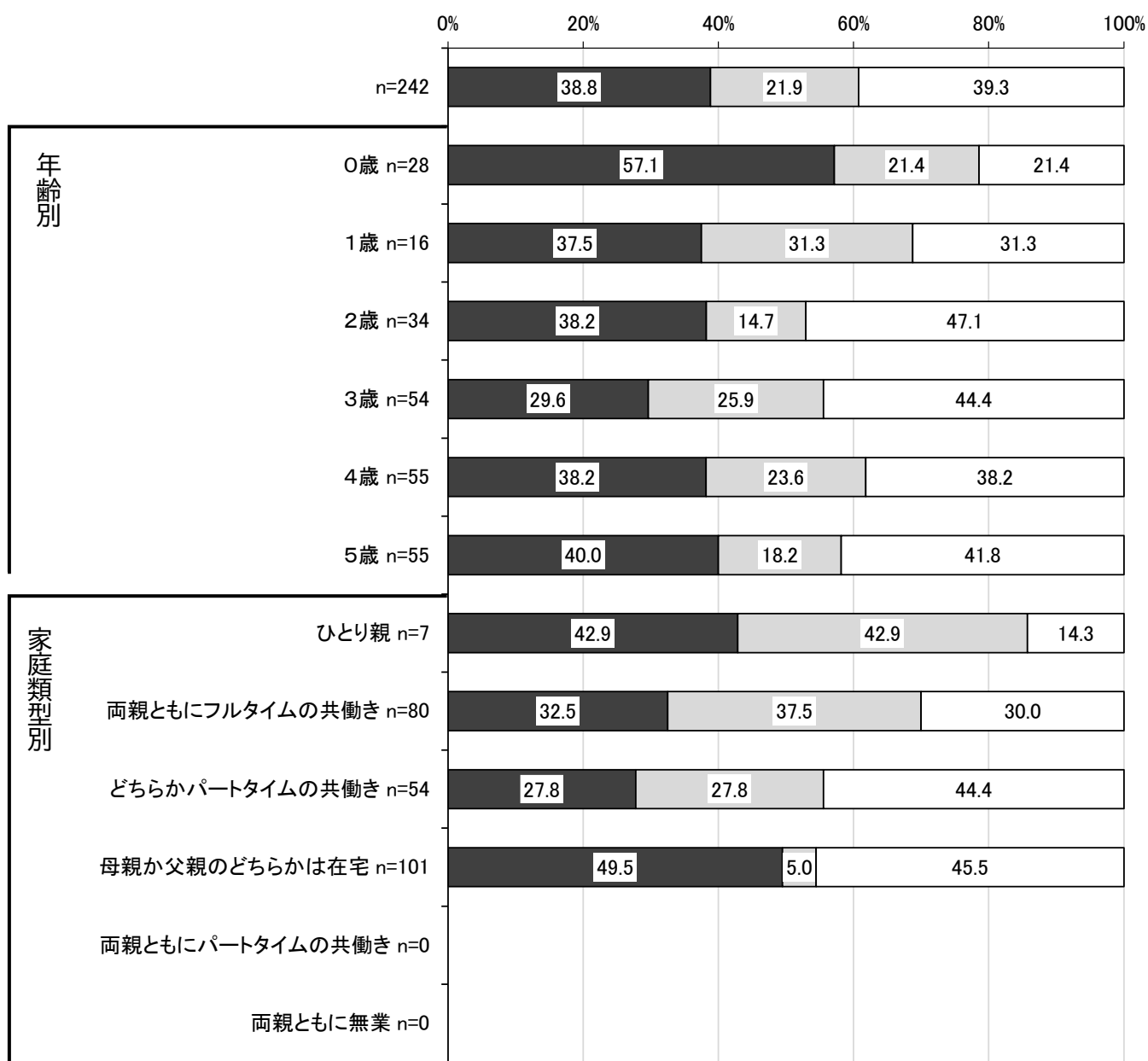
■教育・保育の利用意向（土曜日）



■教育・保育の利用意向（日曜日）



■教育・保育の利用意向（祝日）



■ 利用する必要はない

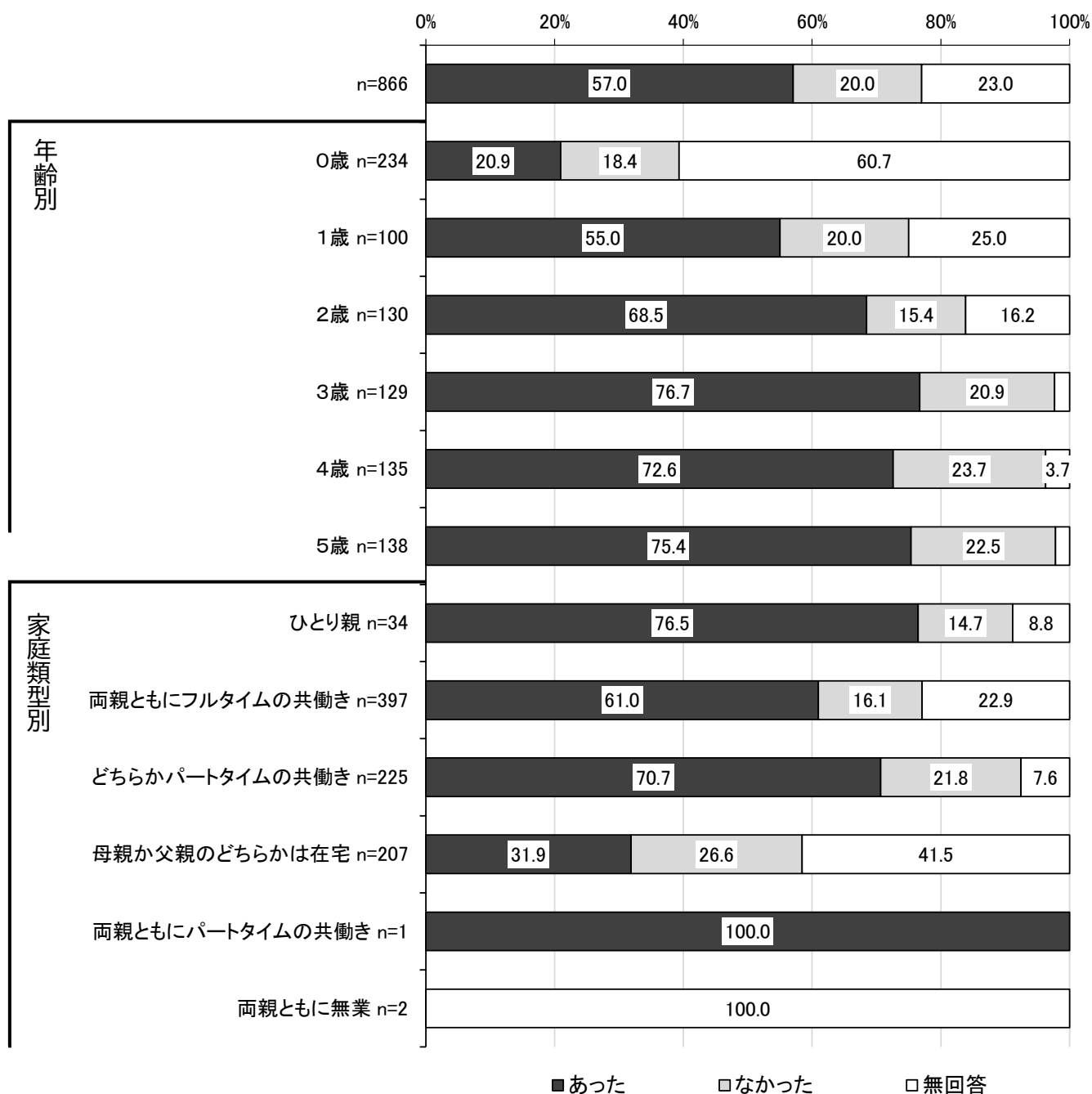
□ 休みの期間中、ほぼ毎日利用したい

□ 休みの期間中、週に数日利用したい

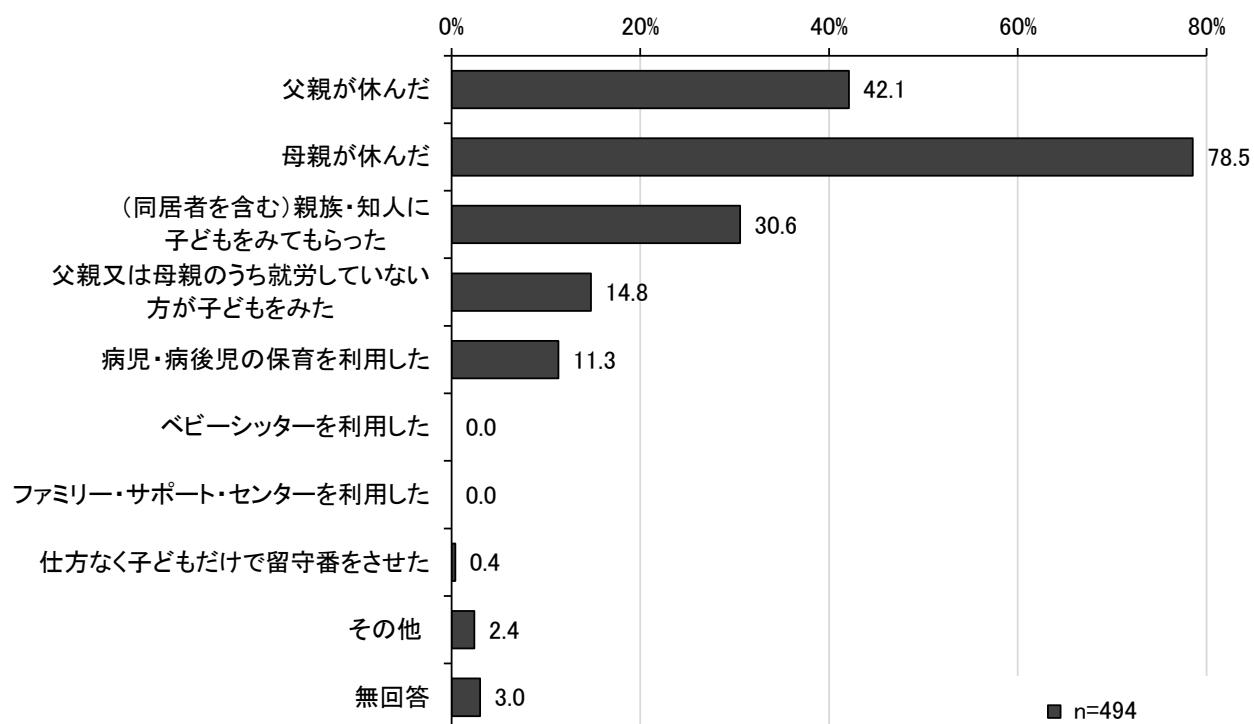
(7) こどもが病気の際の対応について（ニーズ調査）

こどもが病気やケガで普段利用している教育・保育施設が「利用できなかったことがあった」保護者の方は 57.0%いました。対処方法は「母親が休んだ」（78.5%）が最も多く、次いで「父親が休んだ」（42.1%）、「（同居者を含む）親族・知人に子どもをみてもらった」（30.6%）となっています。母親が休んだ日数は「11 日以上」が 33.2%と最も多く、母親の負担が大きい状況です。

■この1年間でこどもが普段利用している教育・保育施設が利用できなかったことはあったか



■こどもが病気やケガで普段の教育・保育施設を利用できなかったときどう対処したか



(単位: %)

	1日	2日	3日	4日	5日	6～10日	11日以上	無回答
父親が休んだ n=208	7.2	16.8	16.3	7.2	24.0	18.8	6.7	2.9
母親が休んだ n=388	1.8	5.4	7.0	3.1	14.9	30.4	33.2	4.1
(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった n=151	6.0	9.9	15.2	2.0	19.9	27.8	14.6	4.6
父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた n=73	0.0	0.0	5.5	0.0	13.7	27.4	49.3	4.1
病児・病後児の保育を利用した n=56	12.5	12.5	21.4	5.4	16.1	19.6	12.5	0.0
ベビーシッターを利用した n=0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ファミリー・サポート・センターを利用した n=0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
仕方なく子どもだけで留守番をさせた n=2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0
その他 n=12	0.0	0.0	0.0	0.0	16.7	33.3	41.7	8.3

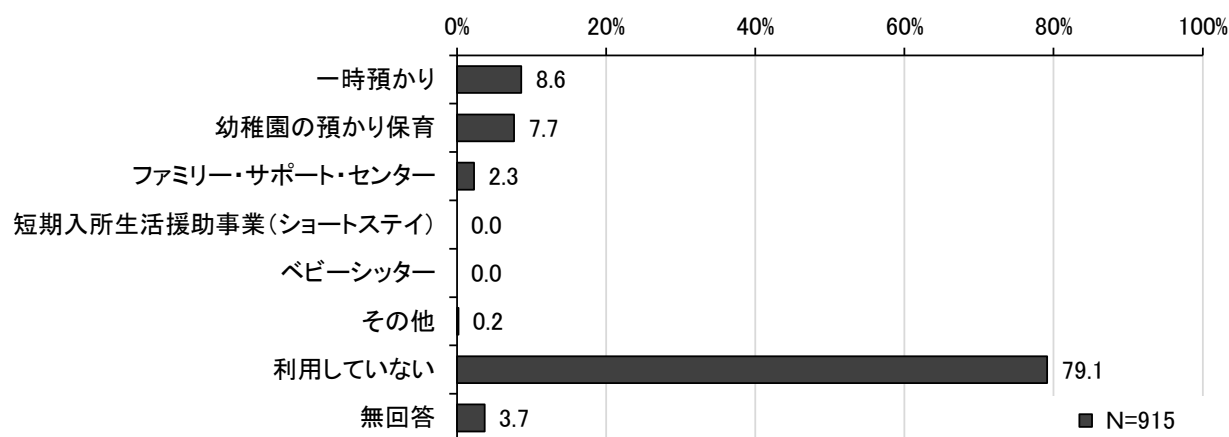
（８）不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等について（ニーズ調査）

<不定期の教育・保育事業等の利用>

不定期の教育・保育事業等の利用状況は、「利用していない」（79.1%）が最も多く、次いで「一時預かり」（8.6%）、「幼稚園の預かり保育」（7.7%）となっています。年齢別では、0～1歳では「一時預かり」の利用割合が多く、2～5歳では「幼稚園の預かり保育」が多くなっています。家庭類型別では、「母親か父親のどちらかは在宅」の家庭で、「一時預かり」の利用割合が多く、「ひとり親」の家庭で「幼稚園の預かり保育」の利用割合が多くなっています。

不定期の教育・保育事業等を利用している人は少ない状況ですが、利用している事業では、こどもが大きくなると「幼稚園の預かり保育」の利用が多くなっています。

■不定期の教育・保育事業や一時預かり等の利用状況



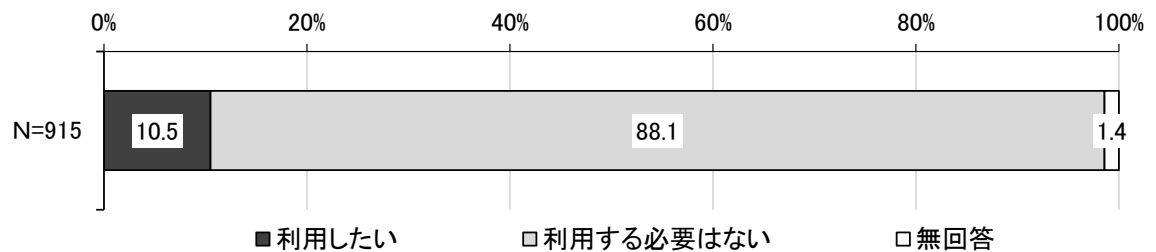
(単位: %)

		一時預かり	幼稚園の預かり保育	ファミリー・サポート・センター	短期入所生活援助事業(ショートステイ)	ベビーシッター	その他	利用していない	無回答
n=866		8.7	7.5	2.3	0.0	0.0	0.2	79.6	3.5
年齢別	0歳 n=234	14.5	0.0	0.4	0.0	0.0	0.4	82.5	2.6
	1歳 n=100	14.0	2.0	3.0	0.0	0.0	0.0	79.0	3.0
	2歳 n=130	10.8	12.3	2.3	0.0	0.0	0.0	76.2	3.1
	3歳 n=129	7.8	9.3	4.7	0.0	0.0	0.8	76.0	4.7
	4歳 n=135	1.5	11.1	3.7	0.0	0.0	0.0	82.2	3.7
	5歳 n=138	0.7	14.5	1.4	0.0	0.0	0.0	79.0	4.3
	ひとり親 n=34	0.0	20.6	2.9	0.0	0.0	0.0	73.5	2.9
家庭類型別	両親ともにフルタイムの共働き n=397	7.6	3.8	2.0	0.0	0.0	0.3	84.6	3.0
	どちらかパートタイムの共働き n=225	5.3	8.0	3.6	0.0	0.0	0.4	78.2	5.8
	母親か父親のどちらかは在宅 n=207	15.5	12.1	1.4	0.0	0.0	0.0	72.5	1.9
	両親ともにパートタイムの共働き n=1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
	両親ともに無業 n=2	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0

<宿泊を伴う一時預かり>

保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気等）により、泊りがけの家族以外の保育事業の利用については、「利用したい」が10.5%にとどまっています。

■泊りがけの家族以外の保育事業の利用希望



（９）放課後の過ごし方について（学童保育）（ニーズ調査）

小学生の学童保育の利用状況は、「現在は利用していない」（62.9％）が最も多い割合です。前回調査と比べ「現在は利用していない」が3.3ポイント減少しています。

小学生児童保護者が希望する放課後の過ごし方は、小学校１～３年生では「自宅」（52.9％）、「習い事（音楽、スポーツ、学習塾等）」（49.5％）、「公立の学童保育」（31.6％）の順で多く、小学校４～６年生では「自宅」（57.3％）、「習い事（音楽、スポーツ、学習塾等）」（45.0％）、「その他（公民館、公園など）」（17.0％）の順で多くなっています。「自宅」「その他（公民館、公園など）」の割合は、小学校１～３年生に比べ小学校４～６年生の方が多くなっています。

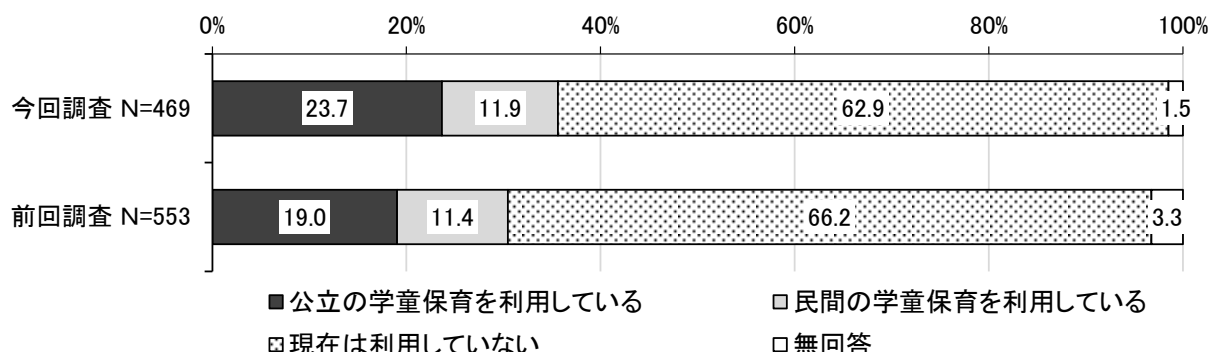
調査時に就学前児童（５歳児）の保護者が希望する小学校１～３年生の放課後の過ごし方は、「公立の学童保育」（48.6％）、「自宅」（42.8％）の順で多く、小学校４～６年生では、「自宅」（51.4％）、「習い事（音楽、スポーツ、学習塾等）」（44.2％）の順で多くなっています。

小学生児童保護者が希望する放課後の過ごし方として、学童保育の利用は小学校１～３年生は利用が多く、ニーズも高いことがうかがえますが、学年が上がると利用は減っています。過ごし方は、自宅や習い事の意向が多く、学童保育の利用意向は学年が上がると減っていく傾向にあり、現状の利用状況とも一致しています。

調査時に就学前児童（５歳児）の保護者が希望する放課後の過ごし方も、おおむね小学生児童保護者が希望する放課後の過ごし方と同様の傾向となっていますが、小学校１～３年生の公立学童保育への利用意向は48.6％あり、就労を希望する母親も多いことから、一定のニーズはあると考えられます。

また、土曜日、日曜日・祝日は利用意向が少なくなっていますが、長期休暇での利用意向が多く、ニーズの高さがうかがえます。

■学童保育の利用状況（小学生）



■小学生児童保護者が希望する放課後の過ごし方（小学校１～３年生）

（単位：％）

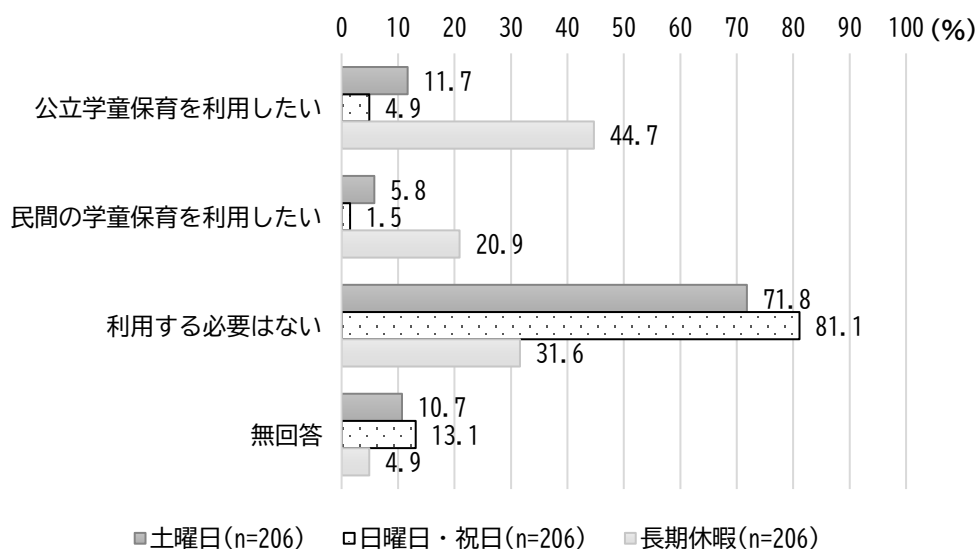
	自宅	祖父母宅 や友人・ 知人宅	習い事（音 楽、スポー ツ、学習 塾等）	児童館	放課後子 ども教室	公立の学 童保育
今回調査 n=206	52.9	11.2	49.5	5.8	6.3	31.6
前回調査 n=276	63.8	14.5	59.1	5.4	5.1	51.8
	民間の学 童保育	ファミリー・ サポート・ センター	放課後等 デイサー ビス	その他（公 民館、公 園など）	無回答	
今回調査 n=206	15.0	1.5	4.4	12.6	2.9	
前回調査 n=276	12.7	0.4	1.8	18.8	1.1	

■小学生児童保護者が希望する放課後の過ごし方（小学校４～６年生）

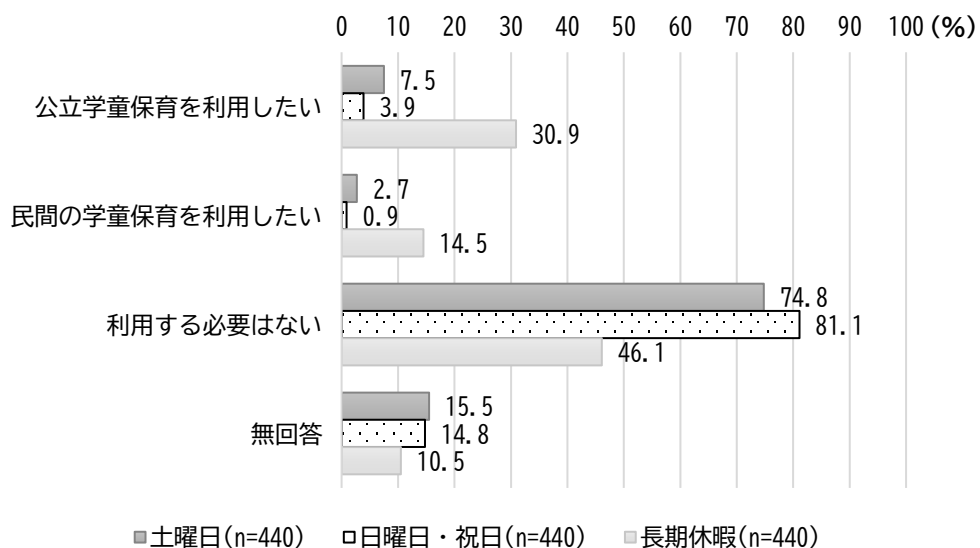
（単位：％）

	自宅	祖父母宅 や友人・ 知人宅	習い事（音 楽、スポー ツ、学習 塾等）	児童館	放課後子 ども教室	公立の学 童保育
今回調査 n=440	57.3	10.9	45.0	5.0	7.7	16.6
前回調査 n=274	75.5	15.0	63.5	5.8	8.0	23.0
	民間の学 童保育	ファミリー・ サポート・ センター	放課後等 デイサー ビス	その他（公 民館、公 園など）	無回答	
今回調査 n=440	8.6	1.6	2.7	17.0	17.3	
前回調査 n=274	4.7	1.1		18.3	0.7	

■小学生児童保護者が希望する休日における学童保育の利用意向（小学校1～3年生）



■小学生児童保護者が希望する休日における学童保育の利用意向（小学校4～6年生）



(10) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について（ニーズ調査）

育児休業制度の利用状況は、母親は「取得した（取得中である）」（58.9%）が最も多いのに対して、父親は「取得した（取得中である）」が17.9%となっています。

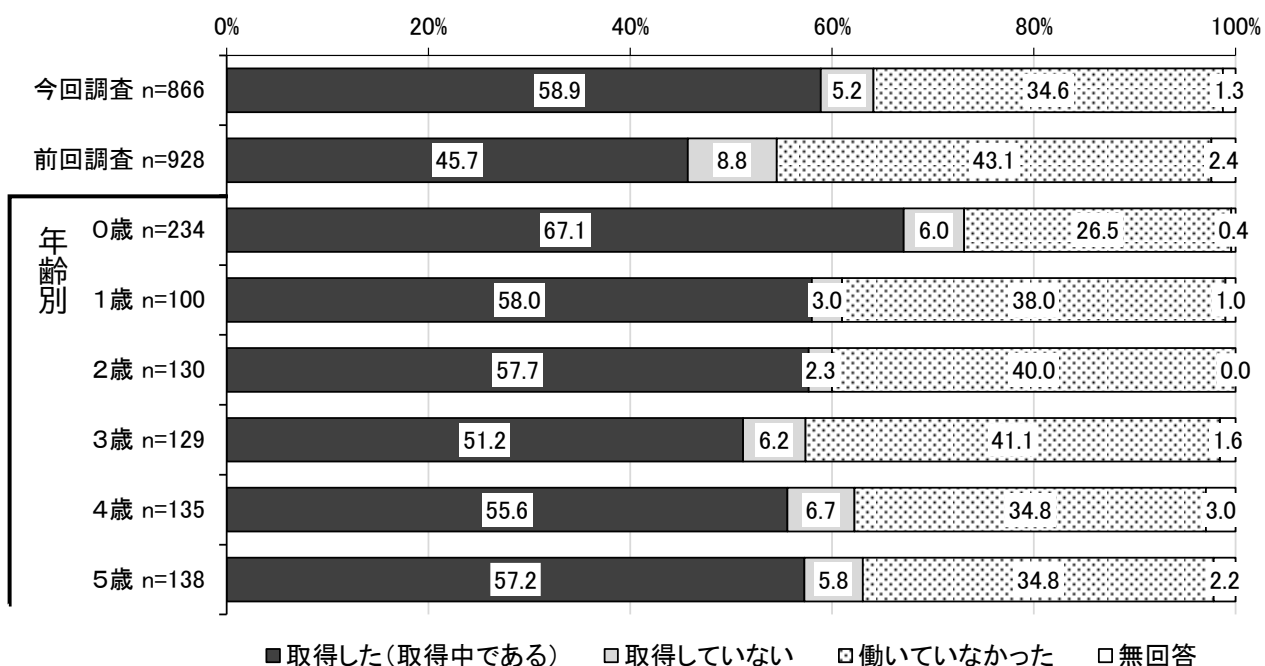
前回調査と比べ、「取得した（取得中である）」が母親は13.2ポイント増加し、父親は13.4ポイント増加しています。年齢別では、0歳児の母親（67.1%）が最も多くなっています。

育児休業制度を取得しなかった理由は、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」（42.2%）が最も多く、次いで「その他」（22.2%）、「保育園などに預けることができた」（17.8%）となっています。

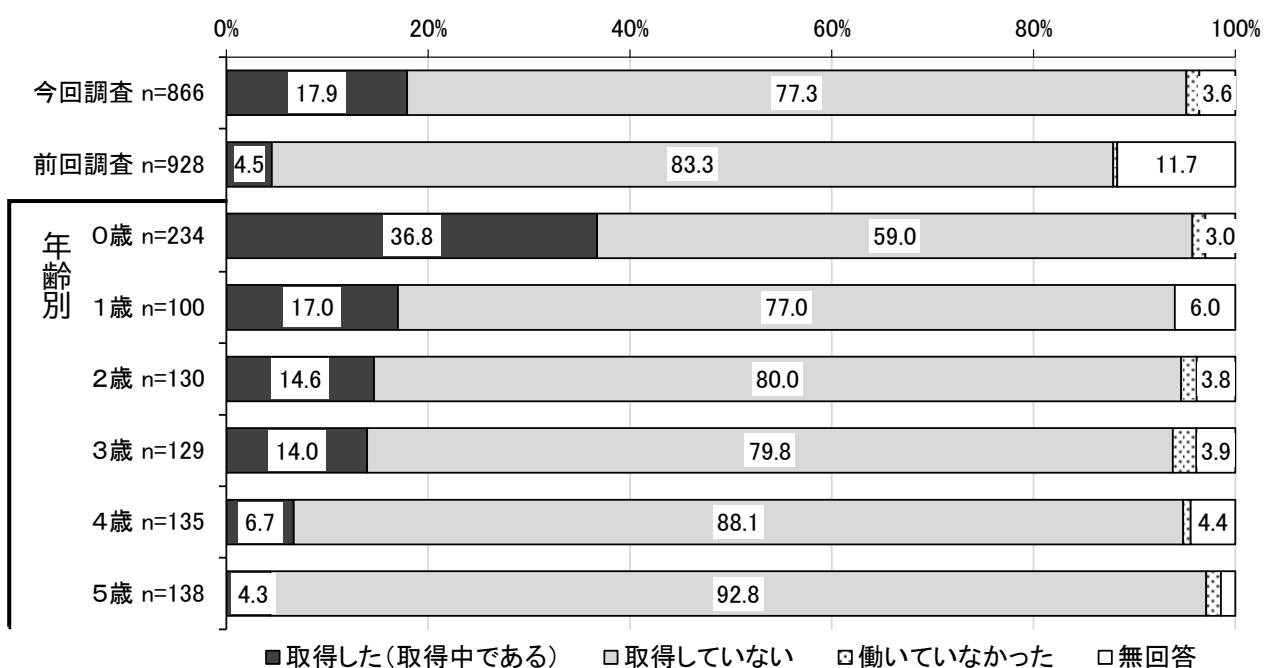
父親では、「仕事が忙しかった」（47.5%）が最も多く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」（43.6%）、「収入減となり、経済的に苦しくなる」（30.5%）となっています。

このことから、仕事と子育てや家事の両立に難しさを感じる女性が多くいることや男性では職場内で育児休業に関する理解が得られていない状況が多いことがうかがえます。

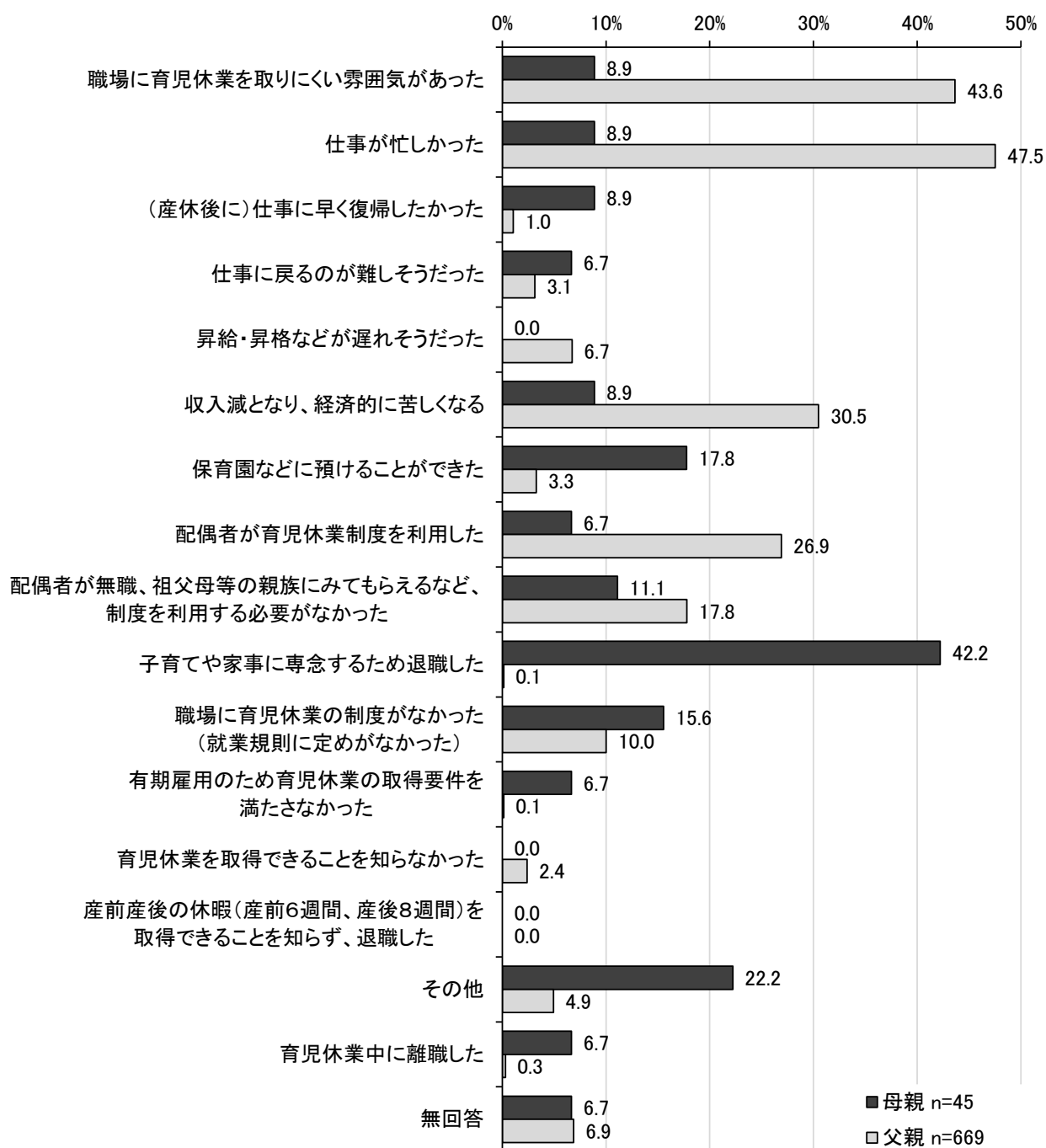
■育児休業取得状況（母親）



■育児休業取得状況（父親）



■育児休業制度を取得しなかった理由

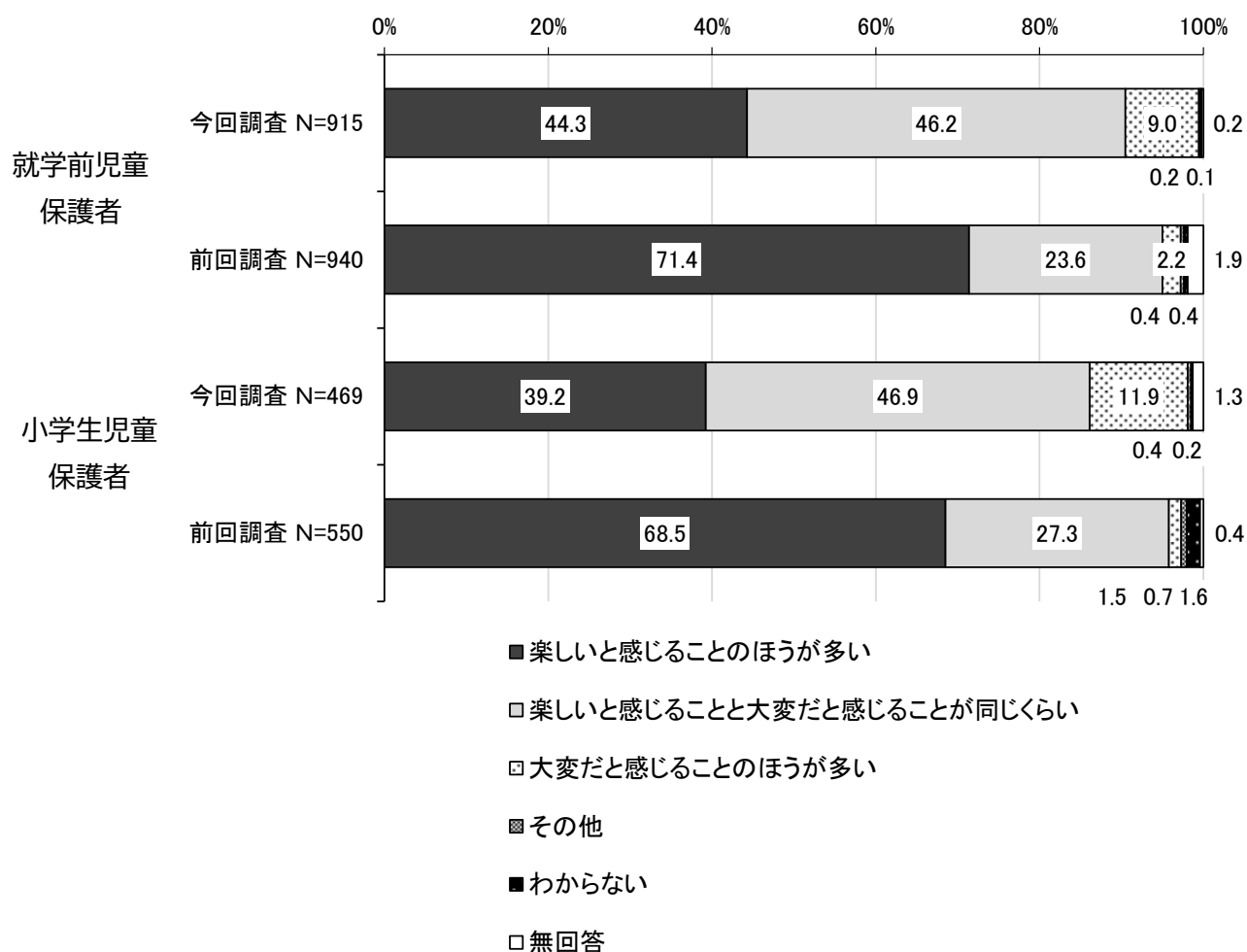


(11) 子育て全般について（ニーズ調査）

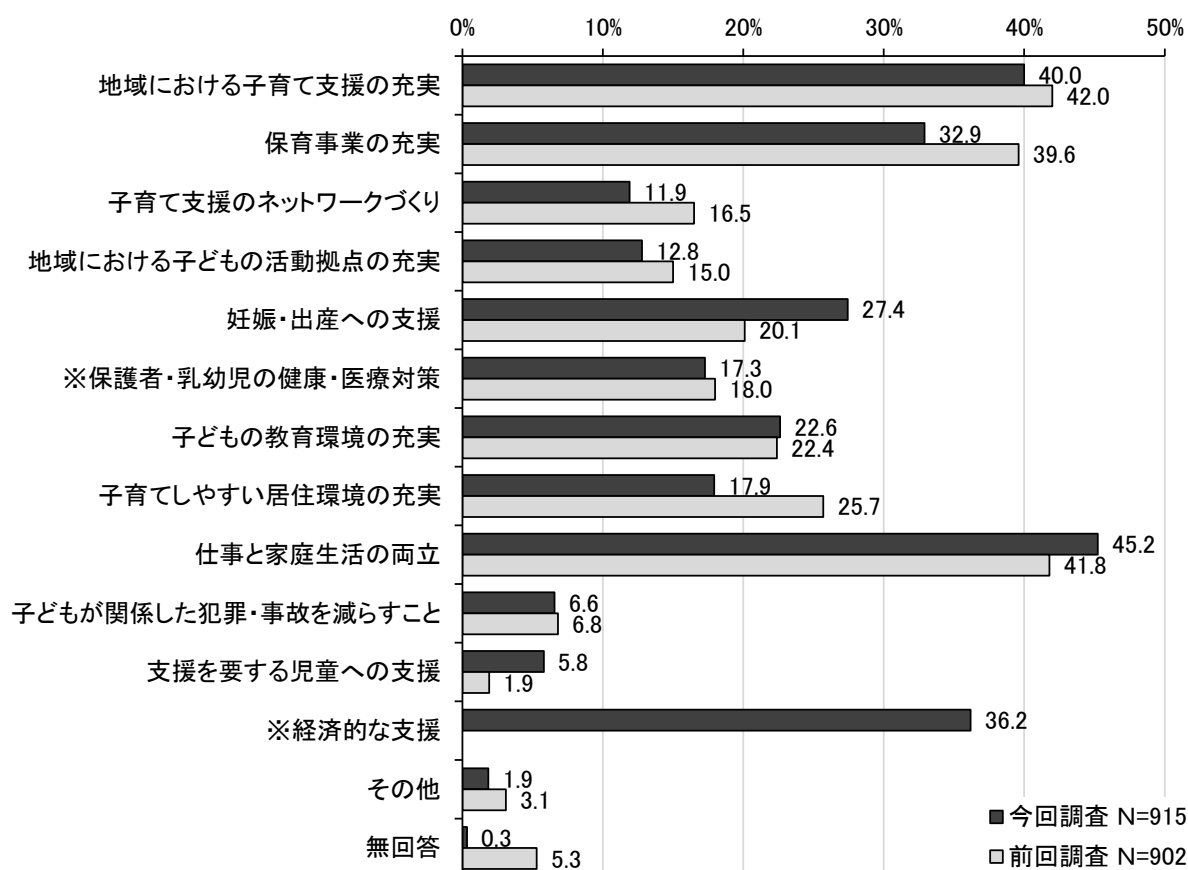
子育てについて、就学前児童保護者及び小学生児童保護者ともに「楽しいと感じることと大変だと感じる事が同じくらい」が最も多く、就学前児童保護者が46.2%、小学生児童保護者が46.9%となっています。前回調査と比べて、就学前児童保護者で22.6ポイント、小学生児童保護者で19.6ポイント増加しています。

また、必要な子育て支援・対策については、就学前児童保護者では「仕事と家庭生活の両立」(45.2%)・小学生児童保護者においても「仕事と家庭生活の両立」(44.3%)が最も多く、次いで就学前児童保護者では「地域における子育て支援の充実」(40.0%)・小学生児童保護者では「※経済的な支援」(40.3%)となっており、三番目は、就学前児童保護者は「※経済的な支援」(36.2%)・小学生児童保護者は「地域における子育て支援の充実」(35.2%)となっています。(※は、今回調査から追加及び表現を変更している選択肢)

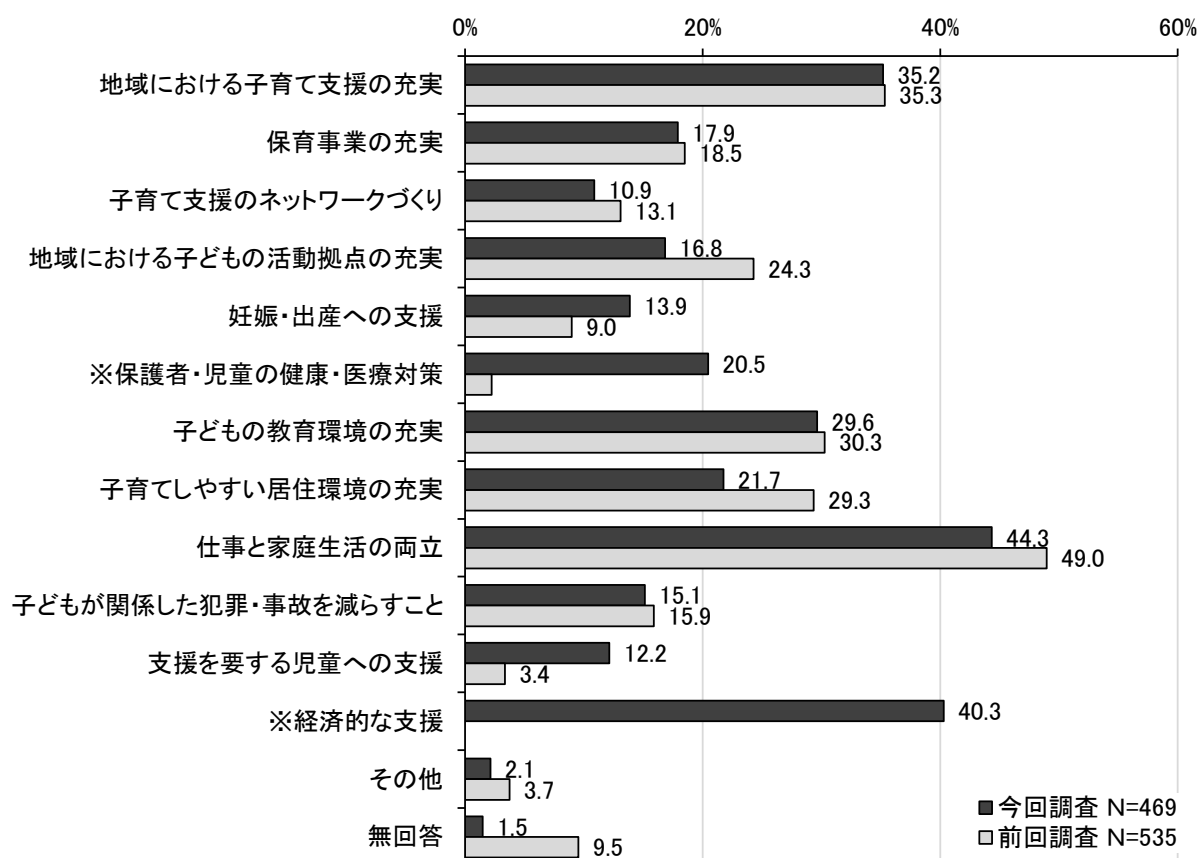
■子育てが楽しいか



■必要な子育て支援・対策（就学前児童保護者）



■必要な子育て支援・対策（小学生児童保護者）

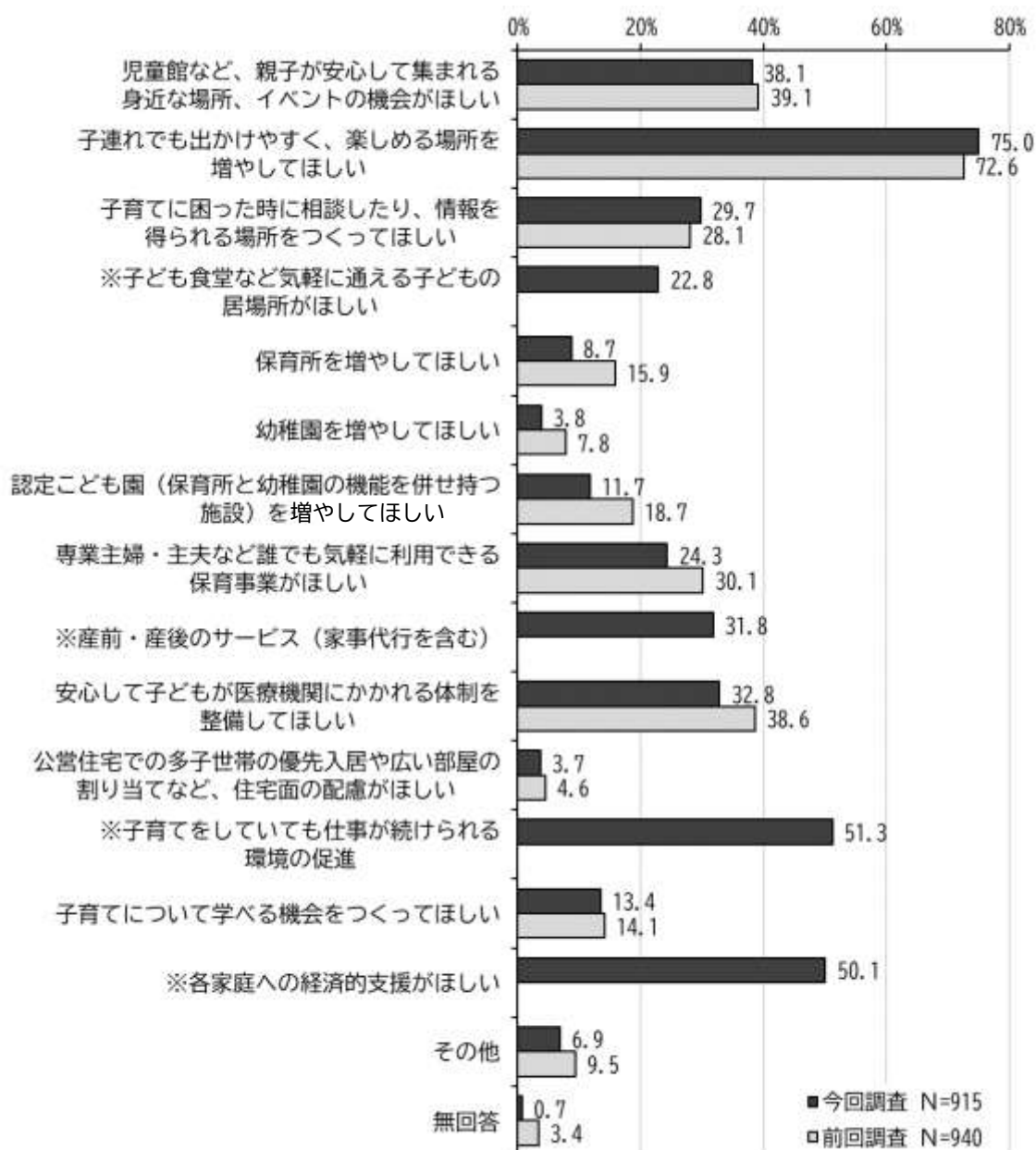


(12) 子育て環境をつくっていくために下野市に期待すること（ニーズ調査）

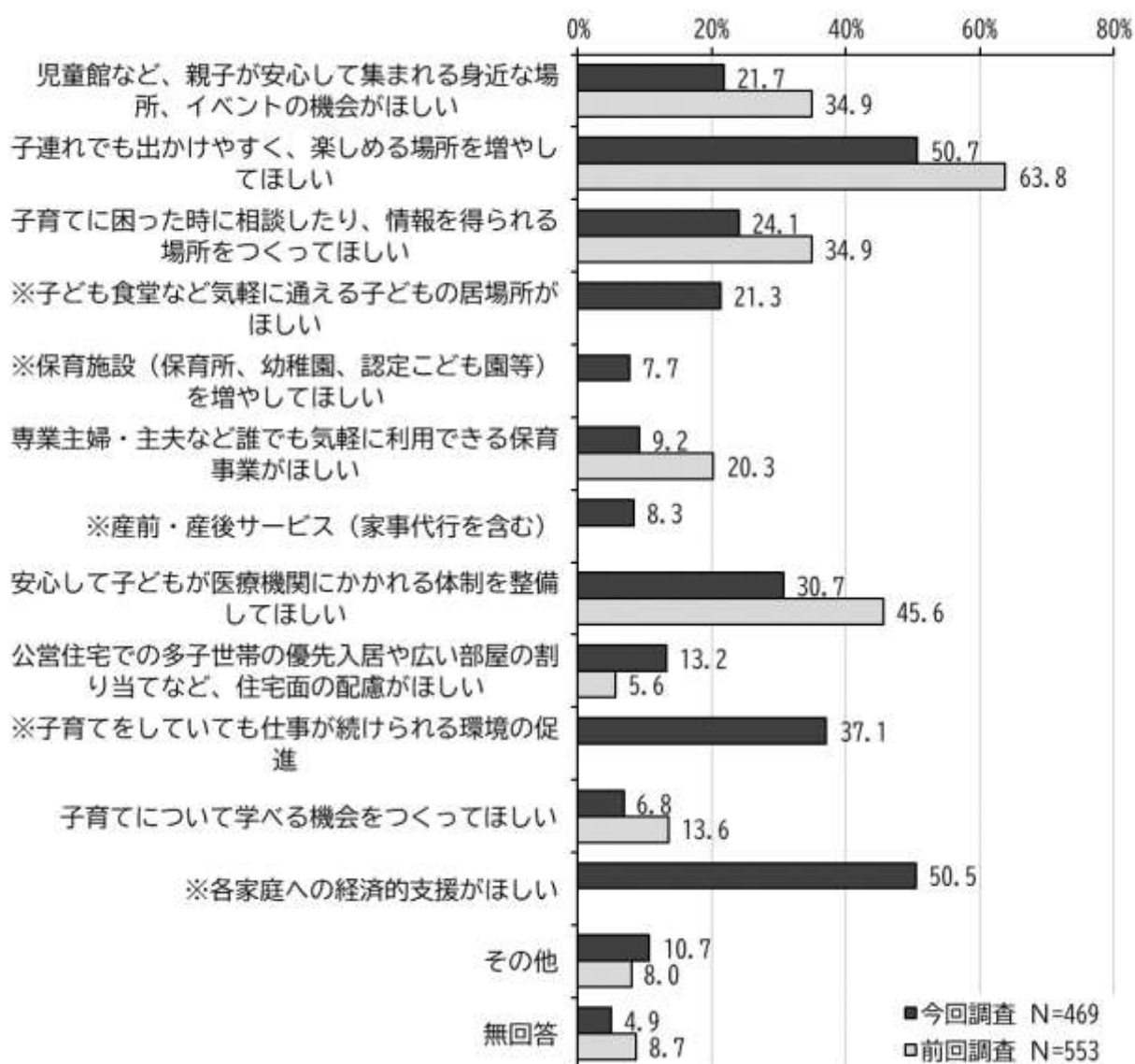
子育て環境のニーズは、就学前児童保護者・小学生児童保護者ともに「子連れでも出かけやすく、楽しめる場所を増やしてほしい」が最も多く、就学前児童保護者が75.0%・小学生児童保護者が50.7%となっています。次いで、就学前児童保護者は「※子育てをしても仕事が続けられる環境の促進」（51.3%／新規選択肢）・小学生児童保護者は「※各家庭への経済的支援がほしい」（50.5%／新規選択肢）となっています。

また、新規選択肢である、子育て環境や経済面の支援に関する割合が多くなっています。前回調査同様、子連れでも楽しめる場所や医療機関の整備に関して割合が多くなっているとともに、現在の需要として、働きながら子育てが出来る環境や子育て等による経済的な支援へのニーズが高まっています。（※は、今回調査から追加及び表現を変更している選択肢）

■こどもを安心して産み育てられる環境をつくるために、市に期待すること（就学前児童保護者）



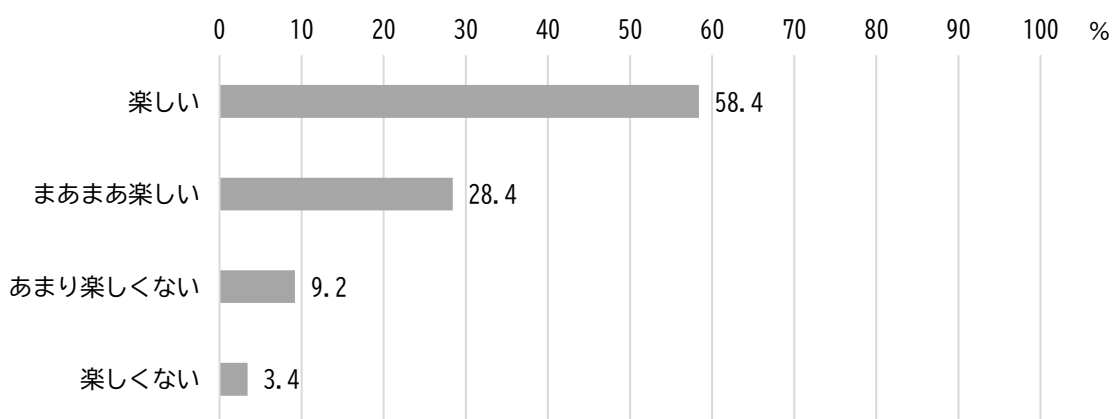
■こどもを安心して産み育てられる環境をつくるために、市に期待すること（小学生児童保護者）



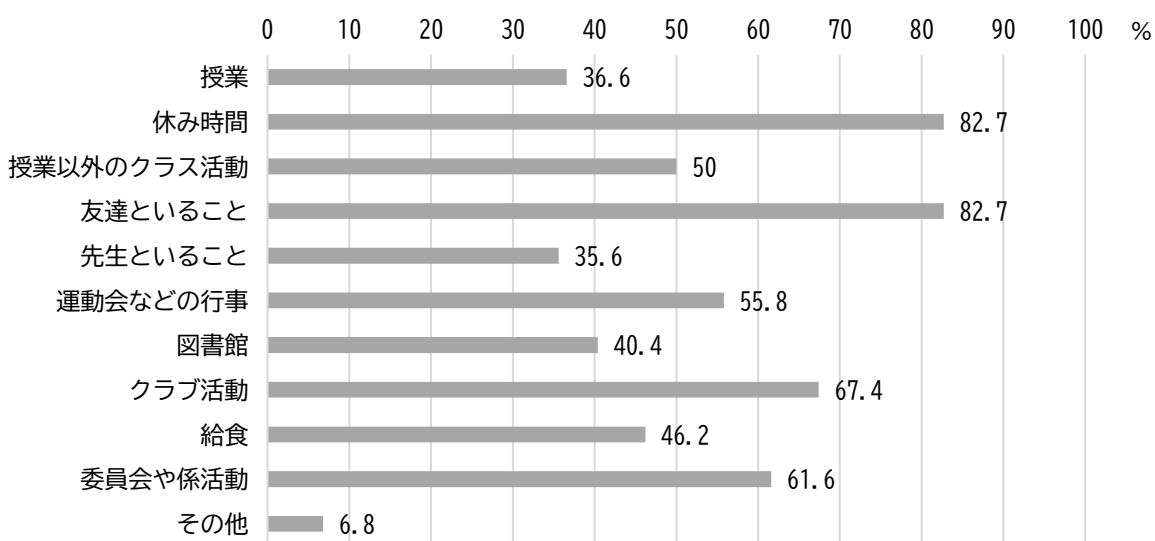
(13) 通っている学校について（小学生アンケート）

通っている学校について、「楽しい」、「まあまあ楽しい」と答えた方の割合が高くなっています。

■あなたが通っている学校は楽しいですか。



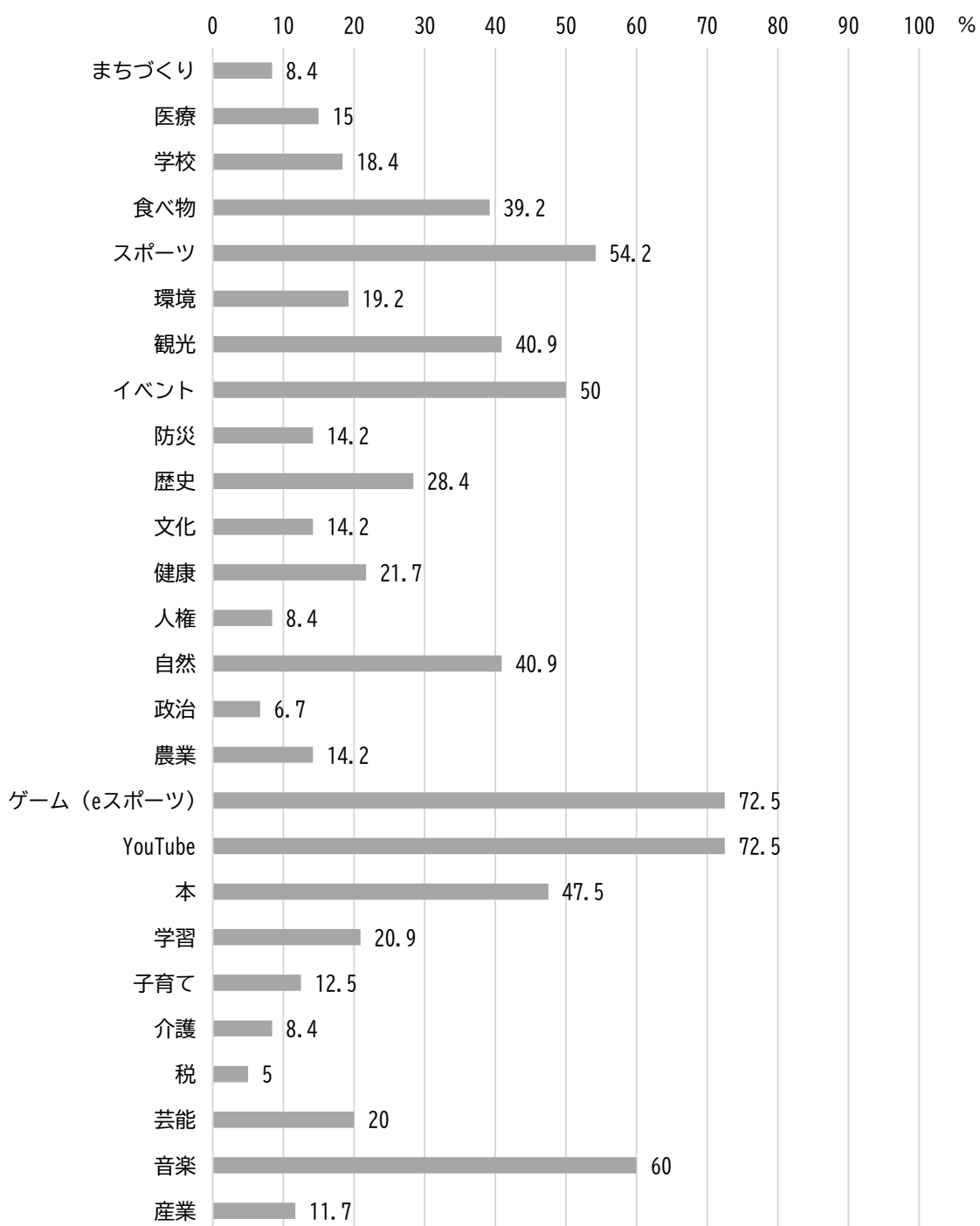
■学校のどんなところが楽しいですか。



(14) 興味があること（小学生アンケート）

興味があることについて、以下の結果が得られました。

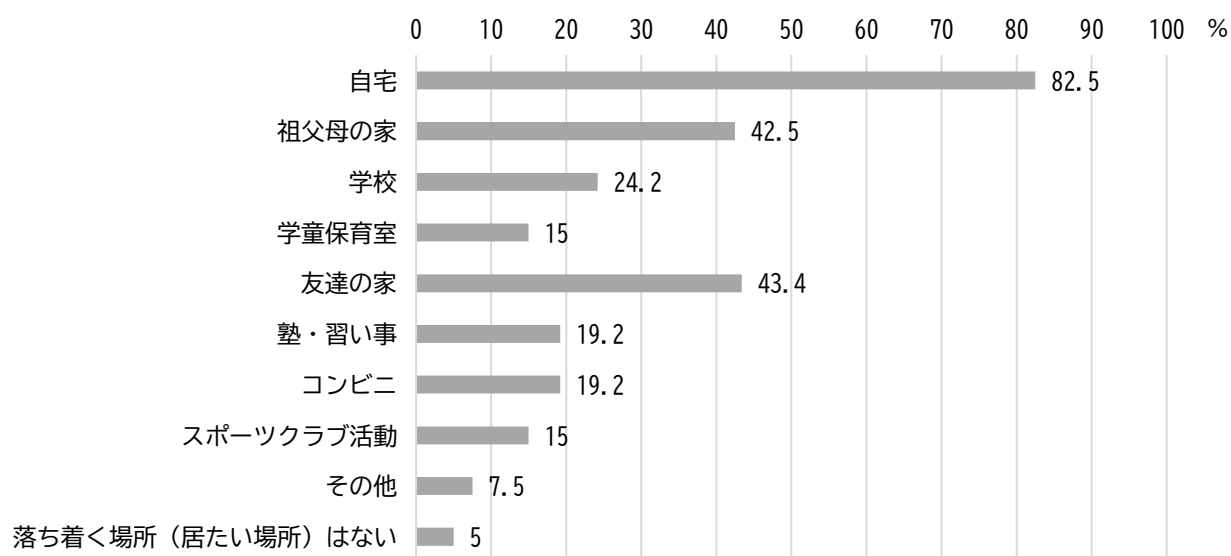
■あなたが興味があることは何ですか。



(15) 落ち着く場所（居たい場所）について（小学生アンケート）

落ち着く場所（居たい場所）については、自宅の割合が高くなっています。その他の自由記入では、図書館の回答がありました。

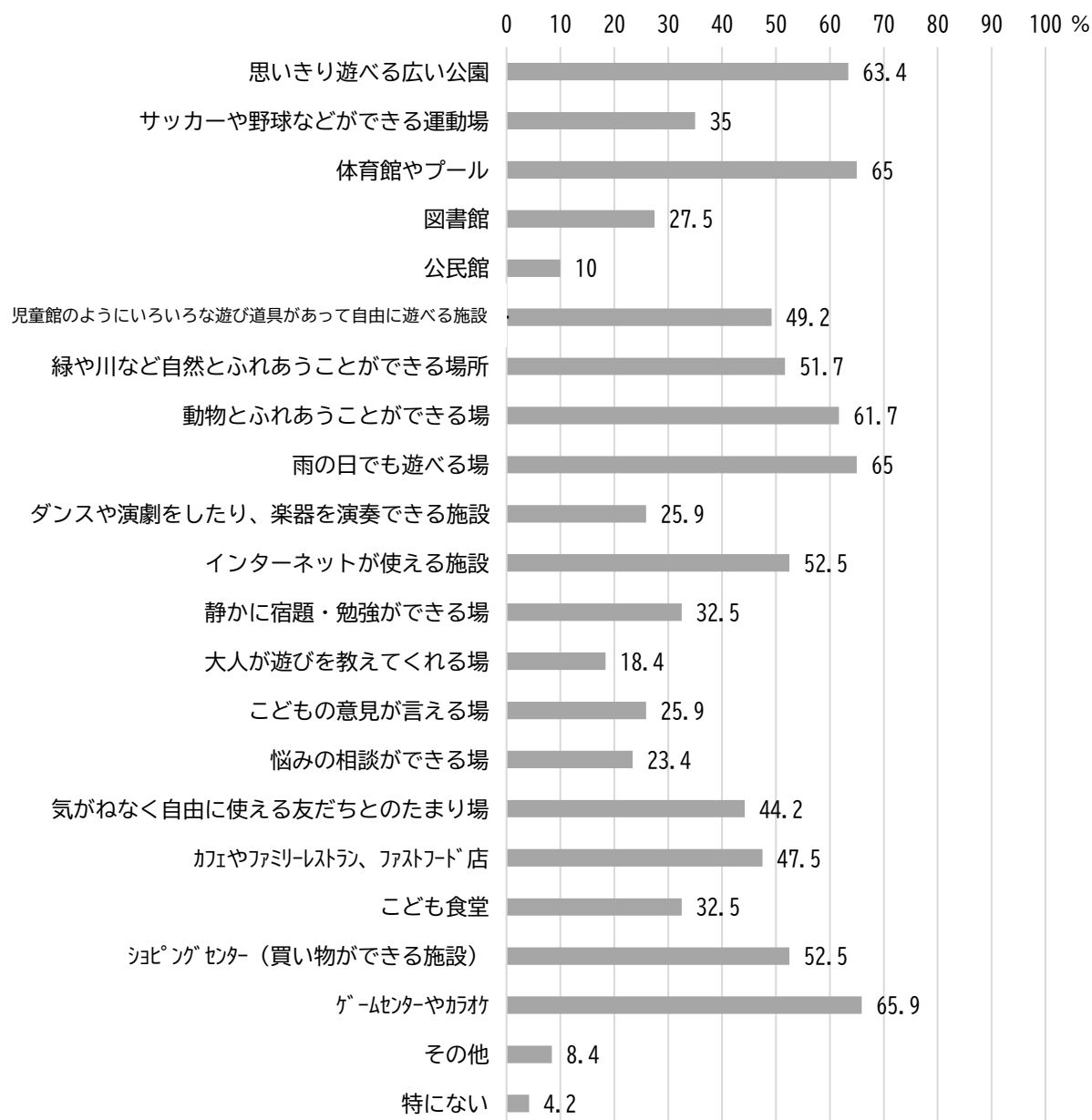
■あなたが落ち着く場所（居たい場所）はどこですか。



(16) 近くにあったらいいなと思う遊び場や施設について（小学生アンケート）

近くにあったらいいなと思う遊び場や施設について、以下の結果が得られました。

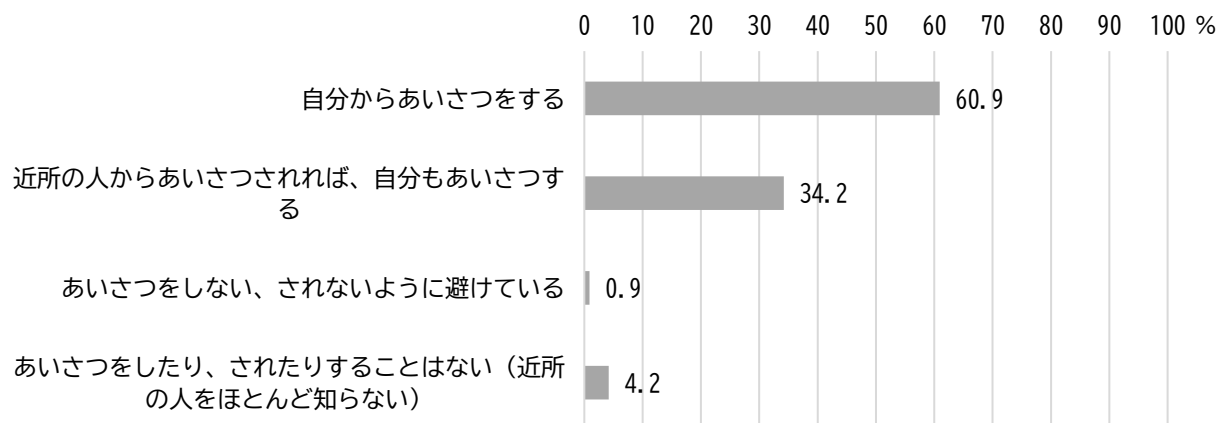
■あなたが近くにあったらいいなと思う遊び場や施設は何ですか。



(17) 近所の人とのあいさつについて（小学生アンケート）

近所の人とのあいさつについて、以下の結果が得られました。

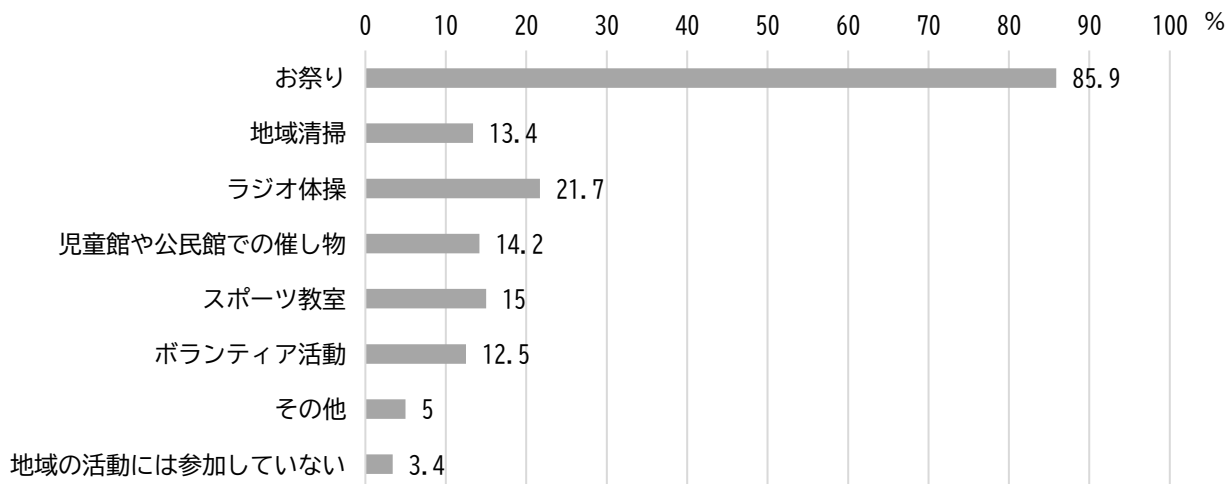
■あなたは、ふだん、近所の人とあいさつしますか。



(18) 地域行事の参加について（小学生アンケート）

地域行事の参加について、以下の結果が得られました。

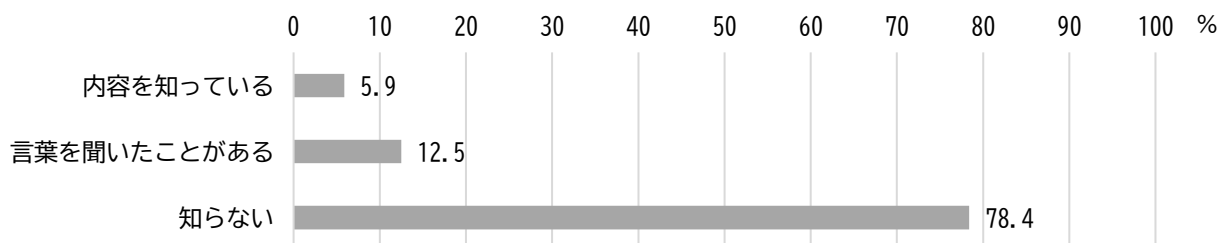
■あなたは、以下のような地域行事などに参加していますか。



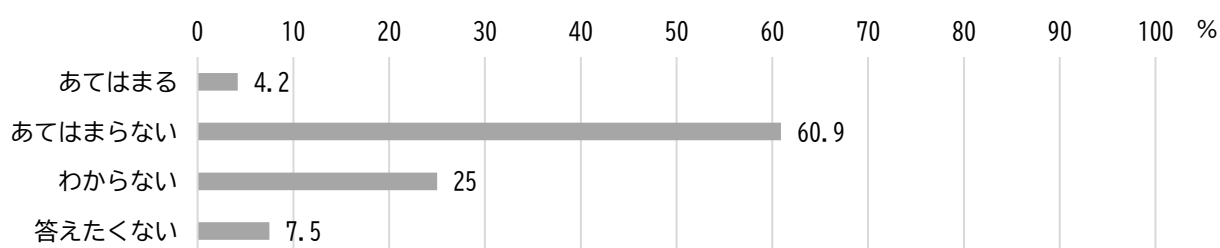
(19) ヤングケアラーについて（小学生アンケート）

ヤングケアラーについて、以下の結果が得られました。

■あなたは、「ヤングケアラー」という言葉を知っていますか。



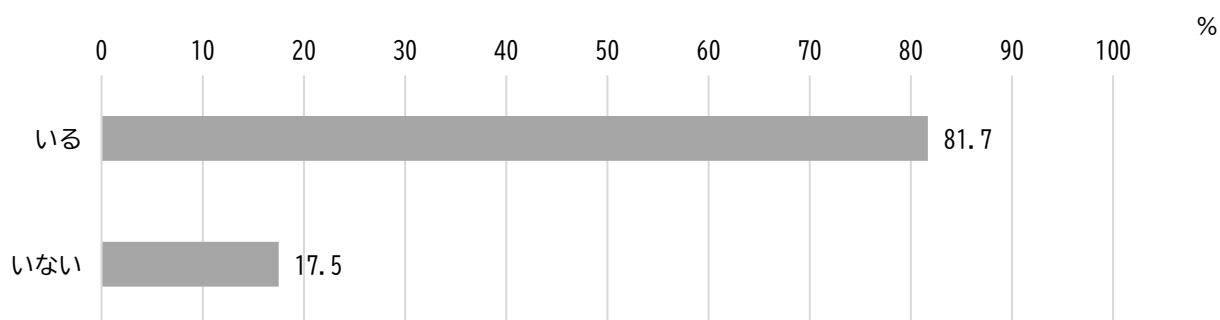
■あなたは、自分のことがヤングケアラーにあてはまると思いますか。



(20) 相談できる人について（小学生アンケート）

相談できる人について、以下の結果が得られました。

■あなたは、いやなことやつらいことがあったとき、相談できる人はいますか。

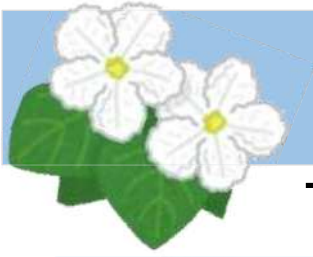


4 第二期計画（令和2年度～令和5年度）の進捗状況

（令和5年度実績まで）

第二期計画では、子ども・子育て支援法に基づく基本指針により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について、量の見込みに対する確保の内容を数値目標として設定し、こどもや子育て家庭を取り巻く環境の整備を進めてきました。その結果、概ね数値目標に掲げるニーズに対する提供体制は確保され、目標とするサービスの提供を行うことができました。

教育・保育事業		単位	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績
1	教育 1号認定（3～5歳児）	人	735	705	642	592
	保育 2号認定（3～5歳児）	人	920	992	1,040	1,113
	保育 3号認定（0～2歳児）	人	786	815	914	924
	0歳	人	176	172	206	220
	1・2歳	人	610	643	708	704
子ども・子育て支援事業		単位	令和2年度 実績	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績
1	利用者支援事業	か所	2	2	2	2
	基本型・特定型	か所	1	1	1	1
	母子保健型	か所	1	1	1	1
2	時間外保育事業（延長保育）	人	647	832	1,557	1,208
3	放課後児童健全育成事業	人	995	995	1,170	1,321
4	子育て短期支援事業（ショートステイ）	人日	5	10	5	2
5	乳児家庭全戸訪問事業	人	410	426	406	380
6	養育支援訪問事業	人日	332	345	334	390
7	地域子育て支援拠点事業	人日/月	1,988	1,439	1,896	1,844
8	一時預かり事業（預かり保育）	人日	27,203	29,186	26,289	20,635
	幼稚園（1号）	人日	19,729	18,335	16,866	12,575
	幼稚園（2号）	人日	1,327	3,284	2,559	973
	一般型（未就園児）	人日	6,140	7,567	6,727	6,893
	ファミリー・サポート・センター事業（未就学児）	人日	7	0	137	194
9	病児保育事業	人日	240	2,026	2,908	4,191
10	ファミリー・サポート・センター事業（就学児）	人日	0	1	135	94
11	妊婦健康診査	人回	4,854	5,272	5,000	4,579



『しもつけっ子応援ブック』

下野市では安心して子どもを育てることができる環境です。

妊産婦医療費助成

妊娠中の医療費が無料です。

こども医療費助成

赤ちゃんから高校生まで医療費が無料です。

下野市独自

《2016 栃木県ベスト育児制度賞》受賞

育児ママ・パパリフレッシュ利用券

乳幼児（3 か月～1 歳未満）の保護者が、心身のリフレッシュ、通院などで乳幼児を一時的に預けたいときに保育施設で利用できる券です。12 時間分利用できます。

こんにちは赤ちゃん訪問

4 か月未満の乳児がいる家庭を助産師や保健師が訪問し、子育てに関する不安やお悩みにお応えします。

不妊・不育症 治療費助成



子育て応援給付金

出産後に市の面談を受けた産婦さんへ、お子さん1 人につき 5 万円を交付します。

産後ケア事業

授乳指導や乳房のケア、育児相談など原則 7 日間まで、無料で受けられます。

第 2 子以降 保育料免除

第 3 子以降 副食費免除

妊娠

出産

乳幼児

小学生



出産応援給付金

妊娠届出時に、市の面談を受けた妊婦さんへ、妊娠 1 回につき 5 万円を交付します。

- 新生児聴覚検査助成
- 1 か月児健診助成

下野市独自

おむつ処分費の補助

保育施設などに、おむつの処理費用の補助金を交付することで、保護者と保育士の負担軽減、そして感染症等の衛生上のリスク低減を図っています。

見守り訪問

助産師などが訪問し、赤ちゃんの栄養や生活状況等のご相談にお応えします。

おむつ券の交付

1 回あたり 2 万円相当のおむつ券を交付します。

1 回目：見守り訪問
2 回目：10 か月健診

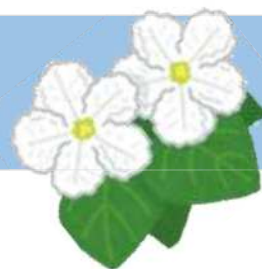
フレッシュママ・パパ教室



出産を控えたママやパパのために、安心して出産を迎え、赤ちゃんとの生活が楽しく送れるよう、助産師や保健師による両親学級を実施しています。



プロジェクト』推進中！



を充実させるために、下記の事業に取り組んでいます。

英語検定補助金

実用英語技能検定(英検)
3級以上の受験生に対し、検
定料の2分の1を補助しま
す。



学習支援室ドリーム

中学生への学習支援事業
として学習支援室ドリー
ムを開設しています。

公民館 青少年教育講座

料理や将棋教室、クラフト
教室など、小学生や中学生
を対象とした講座をたくさ
んご用意しています。

充実した施設

- 子育て支援センター(3か所)
- 公立未就学児療育施設
こばと園
- 児童館(5か所)
- 認定こども園・保育園・幼稚園
等の特定教育保育施設(17か所)

身近に
集える場所

待機児童
ゼロ！

児童表彰

児童一人ひとりの優れたところ、
良いところを見出し、児童表彰を
行っています。児童にはメダルと表
彰状が授与されます。



はじまりは旧国分寺町・全国初！

生

中学生

高校生

ファミリーサポートセンター

子育ての援助を受けたい「依頼
会員」と援助を行いたい「提供会
員」による子育てを支えあう会員
組織です。

学校教育サポートセンター

学校教育上で発生する問題の解決
のため、教育相談や適応指導を行う、
児童生徒、保護者、教職員の方のため
の支援機関です。

奨学金制度

奨学金償還
一部免除制度

下野市では、子育て世代の方が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠期から出産・子育て期に
わたる切れ目のない支援に取り組んでいます。

「しもつけっ子 安心子育てハンドブック」電子版



PC版
ipad版
iphone版
android版

「しもつけっ子 すくすくナビ」アプリ



iphone版



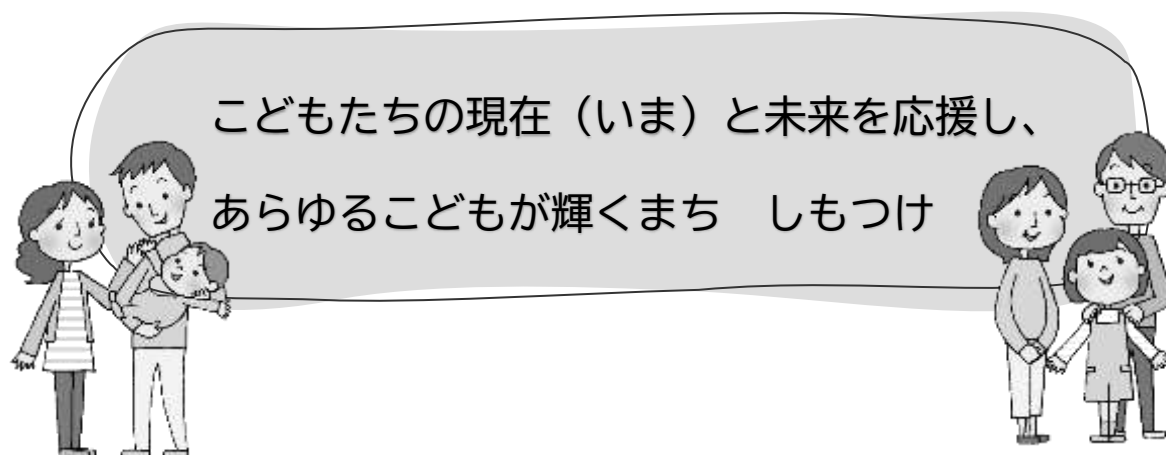
android版

第3章

計画の基本的な考え方



1 基本理念



本市では、家庭での子育てを基本としながらも地域社会全体で子育て家庭を支援することで、安心してこどもを育て、その成長に喜びを実感することができる社会、そして、地域の宝であるこどもたちが、その人権が尊重され、夢を持って笑顔で健やかに育つことができる社会の実現を目指してきました。

また、国のこども大綱では、全てのこども・若者の権利が擁護され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指しています。

これらのことを踏まえ、未来を担うすべてのこども・若者が、夢や希望をもち自分らしく成長できるよう、そして、希望する誰もが安心してこどもを生み、喜びを感じながら子育てをすることができる下野市を目指して、「こどもたちの現在（いま）と未来を応援し、あらゆるこどもが輝くまち しもつけ」を本計画の基本理念とします。

ウェルビーイングとは

世界保健機関（WHO）憲章では、「健康とは、病気ではないとか、弱っていないということではなく、肉体的にも、精神的にも、そして社会的にも、すべてが満たされた状態にあること

（ウェルビーイング：well-being）をいいます」

厚生労働省では、「個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念。」

それぞれ表現が異なるものの、いずれも「身体的、精神的、社会的に満たされた状態にあること」となっています。



すべてのこどもや若者が、周りの人や社会に支えられて、幸せを実感しながら大人になっていけるといいね。



2 基本目標

基本理念の実現に向けて、国から提示されている基本指針などに沿って、以下の基本目標を設定します。また、本計画は、行政として取り組むべき施策について整理し、展開します。

基本目標1 ライフステージに応じた切れ目のない支援

子育ては、乳幼児期だけでなく、こどもの誕生前から乳幼児期後も、学童期、思春期、青年期を経て、大人になるまで続きます。そのため、行政として切れ目のないサービスを提供し、ライフステージを通して社会全体で子育て家庭を応援します。

基本目標2 良好な成育環境の確保

乳幼児期の育ちには、愛着関係の形成と豊かな遊びと体験が不可欠です。

また、多様なこどもや大人との出会い、モノ・自然・場所などとの関わりを通して、様々な感覚を働かせながら、環境からたくさん学ぶことが必要です。

さらに、自分が安心できる居場所があることは、自己肯定感や自己有用感につながるなど、全ての人にとって生きる上で不可欠な要素です。

これらを踏まえ、こどもや保護者・養育者がともに健やかに生活でき、誰もが幸せな状態で成長できる環境づくりを支援します。

基本目標3 こども・若者の権利・安全を守る

こども基本法の基本理念では、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること」、「全てのこどもについて、その年齢及び発達に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること」が掲げられています。これらの視点からこども・若者の社会参画と意見反映を進めていきます。

基本目標4 若い世代の結婚・子育てに希望の持てる環境の創出

家庭内において育児負担が女性に集中している現状を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向け、男性の家事や子育てへの参画の促進を図るとともに、保護者・養育者が相互に協力しながら子育てに取り組むことを、社会全体で支援する必要があります。

保護者・養育者が、希望どおり、気兼ねなく育児休業制度などを活用できるよう、企業への啓発を行い、仕事と子育ての両立ができる環境づくりを進めます。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策
こどもたちの現在（いま）と未来を応援し、あらゆるこどもが輝くまち しもつけ	基本目標 1 ライフステージに応じた切れ目のない支援	1 安心できる相談支援体制と情報発信の充実 2 親子保健及び健康づくりの充実 3 こども・若者の健やかな心身の育成
	基本目標 2 良好な生育環境の確保	1 質の高い乳幼児教育・保育の提供 2 こども・若者の居場所づくりや成長できる場・機会の提供 3 こどもと共に育つ保護者・養育者の成長の支援・応援 4 地域の人に関わる子育て支援体制の推進 5 発達等に支援が必要なこども・若者を対象とした施策の推進 6 ひとり親家庭への支援の充実 7 経済的困難を抱える家庭への支援
	基本目標 3 こども・若者の権利・安全を守る	1 こども・若者の権利の周知 2 こども・若者の社会参画・意見反映の促進 3 児童虐待防止対策の推進 4 こども・若者の安全と安心の確保 5 ヤングケアラー・若者ケアラーへの支援 6 いじめ防止対策の推進
	基本目標 4 若い世代の結婚・子育てに希望の持てる環境の創出	1 結婚・子育てへの社会全体での支援 2 共に協力しながら働き・子育てできる社会の推進

第4章

施策の展開



基本目標 1 ライフステージに応じた切れ目のない支援

基本施策 1：安心できる相談体制と情報発信の充実

【現状と課題】

- ・地域や友達とのつながりの希薄化など、こども・若者、子育て家庭をめぐる様々な課題がコロナ禍により更に深刻化しており、その影響が長く続くことが懸念されます。
- ・気軽に相談できる身近な相談機関や、妊産婦やこども・若者、子育て家庭に必要な情報や支援が届くよう、若い世代にとってなじみやすいSNSを活用したプッシュ型広報など、行政の情報発信や広報を改善・強化するとともに、親子保健事業や子育て支援事業の情報を得る機会を充実していく必要があります。

【方向性】

- ・専門の職員を配置し、子ども・子育て支援に関する情報提供や相談支援を行い、施設や事業の円滑な利用を推進します。
- ・児童福祉機能と母子保健機能の一体的な相談支援を行う、こども家庭センター「ふわり」（以下「こども家庭センター」とする）において、切れ目のない継続的な相談支援体制を構築します。
- ・こども・若者や妊産婦、子育て家庭が気軽に相談でき、必要な支援につながるができるよう、身近な相談機関の整備やSNSを活用した相談体制の充実に向けた検討を進めます。
- ・様々な課題を抱えるこどもに対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を促進するとともに、悩みを気軽に相談することができるよう、教育相談体制の充実を図ります。
- ・悩みや不安を抱えるこども・若者やその家族が孤立することがないように、相談しやすい環境づくりを進めます。
- ・こども・若者や子育て家庭に必要な情報や支援が届くよう様々な媒体を活用した広報活動に努めます。

【取組】

主な取組・事業	関係課
○属性や世代を問わない相談支援 ・福祉まると相談窓口の設置 ・重層的支援会議の開催 ・重層的支援ネットワークの構築	社会福祉課
○相談体制の充実 ・障がい児・医療的ケア児への相談支援体制の推進 ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の実施	社会福祉課 子育て応援課

・利用者支援専門員による巡回相談 ・子育て支援センター・児童館での気軽に相談ができる場所の提供	
○利用者支援事業の推進 ・特定型の実施 ・こども家庭センター型の実施 ・妊婦等包括相談事業型の実施	子育て応援課 こども家庭センター
○こども家庭センターにおける相談体制の充実 ・統括支援員の配置 ・親子保健相談対応の充実 ・児童家庭相談対応の充実 ・女性相談支援員、母子父子自立支援員の配置	こども家庭センター
○困難な問題を抱える女性への相談支援 ・下野市女性相談（DV）ホットラインの設置	こども家庭センター
○情報発信の充実 ・子育てハンドブックの作成・配布および電子書籍化 ・子育てアプリの活用（しもつけっ子すくすくナビ） ・保育所や小中学校を通じたおたよりの配布	子育て応援課 こども家庭センター 学校教育課
○教育カウンセリング事業の充実 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー配置	学校教育課



基本目標 1 ライフステージに応じた切れ目のない支援

基本施策 2 親子保健及び健康づくりの充実

【現状と課題】

- ・妊娠期から子育て中の多くの保護者・養育者が、様々な不安を抱えている中で、安心して妊娠・出産・子育てができる環境を整えられるように、また、子育て家庭の不安や負担の軽減を図るため、産前産後から子育て期を通じた切れ目のない継続的な支援を提供できる体制の充実が重要です。
- ・「全てのこどもが健やかに育つ社会」の実現を目指し、医療、保健、教育、福祉など、各分野における施策の相互連携を図りつつ、横断的な視点での総合的な取組の推進が必要です。

【方向性】

- ・安心して、妊娠・出産・子育て期を迎えられるよう、医療、保健、教育、福祉など各分野が連携し、切れ目のない支援の充実を図ります。
- ・妊産婦の健康増進や経済的支援に係る取組など、産前産後の支援の充実を図ります。
- ・こども・若者の健康増進に努め、健康や食に関する正しい知識を啓発し、豊かな人間性をはぐくむことができるように支援します。

【取組】

主な取組・事業	関係課
○経済的支援 ・妊産婦医療費助成 ・未熟児養育医療費の給付	社会福祉課
○相談体制 ・障がい児・医療的ケア児への相談支援体制の充実 ・悩みや不安を抱える若者やその家族に対する相談体制の実施	社会福祉課
○食に関する知識の普及 ・保育園における食育活動	子育て応援課
○妊娠・出産・子育て期の支援 ・母子健康手帳交付時の保健師・助産師による面接 ・妊婦健康診査費用助成（14回、多胎児は19回） ・低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業 ・両親学級「フレッシュママ・パパ教室」 ・Hello baby ママパパ個別相談（妊婦とその家族に対する個別相談） ・妊娠8か月頃アンケートの実施と希望者に対する面談 ・多胎妊産婦等サポーター等事業（多胎児家庭へのサポーターの派遣）	こども家庭センター

・お誕生連絡票受理時の保健師・助産師による面接（出生届出時） ・産婦健康診査費用助成（産後2週間、産後1か月） ・産後2週間電話訪問 ・産後ケア事業（宿泊型、通所型、訪問型） ・産婦、新生児訪問 ・こんにちは赤ちゃん事業（乳児全戸家庭訪問事業） ・しもつけっ子応援プロジェクトにおける「見守り訪問」 ・ブックスタート事業（4か月児健康診査時の絵本紹介と贈呈） ・育児母乳栄養相談（保健センターで実施） ・産前産後サポート事業（カンガルーひろば） ・親子教室（のびのび教室） ・子育て巡回相談（子育て支援センターつくし、みるく、ゆりかごへの巡回） ・心理発達相談事業（個別心理相談、市内教育・保育施設への巡回訪問） ・個別栄養相談 ・電話、来所、家庭訪問による相談、保健指導	
○こどもの健康の確保 ・新生児聴覚検査受診費用助成（1回） ・1か月児健康診査費用助成（個別健診） ・乳幼児健康診査 （集団健診：4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児） ・乳幼児二次健康診査（集団健診） ・歯と口腔の健康づくり事業 （1歳6か月児、3歳児健康診査における歯科検診・ブラッシング指導、2歳児歯科検診（個別検診）、う歯予防事業）	こども家庭センター
○乳幼児の安心・安全な暮らしに関する情報提供 ・事故防止対策に関する情報提供 ・小児救急医療に関する情報提供	こども家庭センター 健康増進課
○予防接種事業の推進 ・妊娠希望する方へのMRワクチン接種の助成 ・定期接種、任意接種の助成	健康増進課



姿川アメニティパーク

下野市の遊び場
その1



大松山運動公園

基本目標 1 ライフステージに応じた切れ目のない支援

基本施策3 こども・若者の健やかな心身の育成

【現状と課題】

- ・ニーズ調査結果では、子育て環境をつくっていくために下野市に期待することとして、「経済的な支援」の割合が高くなっています。
- ・子育てや教育に係る経済的な負担を軽減し、子育て家庭の日々の生活の安定を図ることが重要です。
- ・幼少期からの健全な食生活の確立が将来の健康づくりにつながることから、食育に関する情報発信の充実を図る必要があります。

【方向性】

- ・こどもの生活リズムに関する学校における指導や「早寝早起き朝ごはん」国民運動の継続的な推進により、こどもの基本的な生活習慣の確立につながる活動を展開します。
- ・こども・若者の健やかな心身の育成のために必要な経済的支援の充実を図ることにより、家庭における生活の安定とこどもの健全な育成を支援します。
- ・人生をより深く生きる力を身に付けられるよう、文化芸術体験や読書活動の取組を推進します。

【取組】

主な取組・事業	関係課
○経済的支援 ・こども医療費の助成 ・保育料や副食費の無償化・軽減 ・食物アレルギー疾患生活管理指導表作成委託料の助成 ・手当の支給（児童手当の支給） ・しもつけっ子応援プロジェクトにおけるおむつ券の交付、育児ママ・パパリフレッシュ利用券の交付 ・妊婦のための支援給付 ・定期接種、任意接種の助成 ・奨学金貸付事業	社会福祉課 子育て応援課 こども家庭センター 健康増進課 教育総務課 学校教育課
○健全な心身の発達の啓発 ・思春期講座 ・デートDV防止啓発 ・児童表彰	こども家庭センター 教育総務課
○健康な生活習慣の確立に向けた食育の推進 ・給食における食文化の継承及び地産地消の推進	子育て応援課 健康増進課

・望ましい食生活、睡眠時間の確保など基本的な生活習慣に関する指導・啓発	学校教育課
○人権尊重理念の理解促進 ・男女共同参画情報紙「シェアリング」の発行 ・人権、道徳、男女共同参画などの教育の推進	市民協働推進課 学校教育課
○生活習慣病の予防や心身の悩みなどについての保健指導の実施 ・青年期生活習慣病健診（ヤング健診） ・こころの健康づくり講演会 ・定期健康診断や保健指導及び感染症情報の周知	健康増進課 学校教育課
○伝統文化・芸術文化にふれる機会の提供 ・伝統文化親子教室事業 ・芸術文化鑑賞事業	生涯学習文化課
○こどもの読書活動の推進 ・こども・若者向けの図書館事業の推進 ・蔵書の充実、図書館環境の改善	生涯学習文化課
○健康・体力づくりの推進 ・市民総スポーツ“ひとり1スポーツ”の環境づくり	スポーツ振興課



天平の丘公園

下野市の遊び場
その2



諏訪山公園



下野市では、「しもつけっ子応援プロジェクト」をキーワードとして全庁をあげて切れ目のない子育て支援に取り組んでいます。

たくさんの事業を実施していることがわかった！
下野市は子育て支援がとっても充実しているんだね。



基本目標2 良好な成育環境の確保

基本施策1 質の高い乳幼児教育・保育の提供

【現状と課題】

- ・乳幼児教育・保育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。こどもたちの健全な成長と発達を支えるため、乳幼児教育・保育環境を充実させていく必要があります。

【方向性】

- ・乳幼児教育・保育施設において、一人ひとりのこどもを大切にした乳幼児教育・保育を進めます。
- ・乳幼児教育・保育施設の保育教諭への研修及び幼児教育センターによる現場交流事業の充実を図り、保育教諭のスキルアップを推進します。
- ・乳幼児教育・保育施設における第三者評価事業の普及・定着を図り、乳幼児教育・保育の質の確保・向上を推進します。
- ・乳幼児教育と小学校教育の接続を図るため、幼児と児童の交流や教員の合同研修を実施し、連携した取組を推進します。
- ・子ども・子育て支援新制度に基づき、保育教諭の配置や処遇改善を通じた乳幼児教育・保育、子育て支援を更に推進します。
- ・質の高い乳幼児教育・保育を提供するため、乳幼児教育・保育施設の環境改善に係る取組を支援します。

【取組】

主な取組・事業	関係課
○教育・保育サービスの経済的負担の軽減 ・第2子以降の3歳児未満の保育料無償化	子育て応援課
○教育・保育サービス従事者のスキルアップ ・公立保育園主催による市内保育士の課題別研修の実施 ・普通救命講習の受講 ・キャリアアップにつながる階層別研修の受講	子育て応援課
○利用者支援専門員による乳幼児教育・保育施設への訪問指導・助言 ・各施設の定期的な巡回 ・適切な運営に対する指導・助言	子育て応援課
○乳幼児教育・保育施設への運営支援 ・施設型給付費をはじめとする各種補助金の交付 ・保育士等就業奨励金交付事業	子育て応援課

○乳幼児教育・保育施設における地域開放の実施 ・地域の未就学児や住民に園舎園庭を開放し、多世代交流や健全育成を促進	子育て応援課
○保育所事業評価の実施 ・第三者評価および第三者委員制度の活用促進	子育て応援課
○公立保育所のあり方の検討 ・多様化する保育ニーズに柔軟に対応できる公立保育所のあり方	子育て応援課
○幼小連絡協議会の実施 ・就学前児童が小学1年生へスムーズに移行できるよう教職員の研修・児童の交流・情報交換の実施	子育て応援課 学校教育課



子育て支援センターゆりかご



子育て支援センターみるく

下野市の遊び場
その3



グリムの森



けんこう広場

下野市では、乳幼児教育保育施設に施設型給付費などの運営補助金として毎年約 20 億円が支出されています。

国の保育料の実質無償化に向けた取り組みが強力に進められているんだね。



基本目標2 良好な成育環境の確保

基本施策2：こども・若者の居場所づくりや成長できる場・機会の提供

【現状と課題】

- ・全てのこども・若者が、安全で安心して過ごせる居場所を創出し、地域とのつながりを育むとともに、事業者や行政などが連携し、多様な主体が子育てを支えていく地域社会の構築が求められています。その実現に向け、こども・若者が健やかに成長し、保護者・養育者がこどもを育てる喜びを実感できる環境をつくっていく必要があります。

【方向性】

- ・全てのこども・若者の視点に立った多様な居場所づくりが行われるよう、こども・若者の声を聴きながら安全・安心な居場所づくりを進めます。
- ・こども・若者の居場所となっている児童館や学習支援の場といった地域にある多様な居場所についても、こども・若者にとってより充実した居場所になるよう努めます。
- ・居場所で多様な体験・活動を行うことができるよう、コミュニティや市民活動団体などと連携・協働して取り組みます。

【取組】

主な取組・事業	関係課
○こども・若者の社会活動への参加促進 ・コミュニティ推進協議会の地域活動の支援 ・市民活動団体への支援	市民協働推進課
○若者の居場所創出 ・石橋駅自転車駐輪場のフリースペースの活用 ・公民館ホールのフリースペースの活用	安全安心課 生涯学習文化課
○子育て支援関連施設の適切な運営と環境改善 ・こどもたちの意見を取り入れた児童館運営 ・防犯対策、バリアフリーをはじめとした設備改修	子育て応援課
○栃木県幼児教育センターによる現場交流事業等への参加促進 ・放課後活動指導者研修 ・栃木県放課後児童支援員等資質向上研修	子育て応援課
○学習支援 ・学習支援室「ドリーム」 ・教育支援センター「スマイル教室」 ・寺子屋下野教室 ・ひとり親家庭の親及び児童の高等学校卒業程度認定試験の合格を目指した学	社会福祉課 子育て応援課 学校教育課

び直しの支援を目的とした給付金 ・英語検定補助金	
○多様な体験・交流活動の充実、世代間交流の推進 ・地域こども食堂の運営支援 ・児童館における小学生行事、児童館まつり、読み聞かせ ・図書館講座、公民館講座、青少年育成事業 ・スポーツ教室・レクリエーション活動の実施	社会福祉課 子育て応援課 こども家庭センター 生涯学習文化課 スポーツ振興課
○こども・子育て支援機能強化に係る施設整備の検討 ・子育て支援関連施設の統廃合・集約化およびあり方の検討 ・キッズパークの整備など親子の遊び場の設置	関係各課
○こどもや子育て家庭の目線に立った公園づくりの検討 ・遊びの幅を広げ、こどもたちの創造性を高める遊具、施設の設置 ・親子や多世代の交流を促進させるための遊具、施設の設置 ・多様性を高めるためのインクルーシブ遊具や施設の設置 ・妊婦や子育て家庭に優しいトイレの整備や授乳室などの設置 ・ベビーカー利用者などの利便性、安全性向上のためのバリアフリー化	管理保全課



こどもアンケートの結果では、落ち着く場所（居たい場所）は自宅がダントツで一番でした。

それはそうだね
家族への信頼感や家への安心感があらわれているね。



基本目標2 良好な成育環境の確保

基本施策3 こどもと共に育つ保護者・養育者の成長の支援・応援

【現状と課題】

- ・こどもを養育する立場にある保護者・養育者は、こどもに最も近い存在であり、こどもにとって愛着関係を形成する対象となります。こどものウェルビーイング向上に必要な考え方を保護者・養育者と共有することや、保護者・養育者が社会に支援・応援されながら、安心して子育てを行えるようにすることが、こどもの育ちにとって大切です。

【方向性】

- ・保護者・養育者がこどもの育ちに強く影響を与えることから、保護者・養育者への支援・応援をきめ細かに行き、こどものウェルビーイングと成長を全ての人で支えます。
- ・こどもの育ちには親の育ちも必要であることから、子育てと家庭教育の双方の観点で保護者・養育者の成長を支援・応援します。
- ・保護者・養育者同士のつながり、育ち合いを支援します。

【取組】

主な取組・事業	関係課
○外国の文化や言語にふれる機会の提供 ・国際交流員イベント ・ママパパEnglishサロン（市国際交流協会） ・語学体験講座Enjoy Communication（市国際交流協会） ・異文化体験イベント（市国際交流協会） ・日本語教室（市国際交流協会）※現在「にほんごひろば」という名称で実施 ・多言語による情報提供	市民協働推進課
○児童館事業、子育て支援推進事業、地域子育て支援拠点事業の実施 ・保護者やこどもが交流を深めるプログラムや離乳食講座などの需要の高いプログラムの実施 ・利用者支援専門員による相談支援	子育て応援課
○妊娠・出産・子育て期の支援 ・母子健康手帳交付時の保健師・助産師による面接 ・妊婦健康診査費用助成（14回、多胎児は19回） ・低所得の妊婦に対する初回産科受診料助成事業 ・両親学級「フレッシュママ・パパ教室」 ・Hello babyママパパ個別相談（妊婦とその家族に対する個別相談）	こども家庭センター

・妊娠8か月頃アンケートの実施と希望者に対する面談 ・多胎妊産婦等サポーター等事業（多胎児家庭へのサポーターの派遣） ・お誕生連絡票受理時の保健師・助産師による面接（出生届出時） ・産婦健康診査費用助成（産後2週間、産後1か月） ・産後2週間電話訪問 ・産後ケア事業（宿泊型、通所型、訪問型） ・産婦、新生児訪問 ・こんにちは赤ちゃん事業（乳児全戸家庭訪問事業） ・しもつけっ子応援プロジェクトにおける「見守り訪問」 ・ブックスタート事業（4か月児健康診査時の絵本紹介と贈呈） ・育児母乳栄養相談（保健センターで実施） ・産前産後サポート事業（カンガルーひろば） ・親子教室（のびのび教室） ・子育て巡回相談（子育て支援センターつくし、みるく、ゆりかごへの巡回） ・心理発達相談事業（個別心理相談、市内教育・保育施設への巡回訪問） ・個別栄養相談 ・電話、来所、家庭訪問による相談、保健指導	
○こどもの健康の確保 ・新生児聴覚検査受診費用助成（1回） ・1か月児健康診査費用助成（個別健診） ・乳幼児健康診査 （集団健診：4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児、5歳児） ・乳幼児二次健康診査（集団健診） ・歯と口腔の健康づくり事業 （1歳6か月児、3歳児健康診査における歯科検診・ブラッシング指導、2歳児歯科検診（個別検診）、う歯予防事業）	こども家庭センター
○家庭教育支援事業の実施 ・保護者同士が交流し支え合える関係づくりや地域で家庭教育を支えるネットワークづくり	生涯学習文化課
○図書館・しもつけ風土記の丘資料館・下野薬師寺歴史館の活用 ・こどもの読書活動の推進 ・市の歴史・文化財の学びを通じた親子ふれあい	生涯学習文化課 文化財課

基本目標 2 良好な成育環境の確保

基本施策 4 地域の人に関わる子育て支援体制の推進

【現状と課題】

- ・核家族化の進行と共働きの増加により、地域住民の交流が希薄化しているといわれており、地域におけるこどもや子育て家庭とのより一層の関わりが求められます。
- ・地域でこどもや子育て家庭を支援し、その育ちを支えるという意識を高めるとともに、シニア世代や子育て経験者などの自主的な組織や多様な団体・個人を支援していくことが重要です。

【方向性】

- ・こども・若者及び子育て家庭が地域との関わりの中で健やかに育つことができるよう、市民との交流を促進し、地域における学びや体験の機会の充実を図ります。
- ・地域や児童館などで活躍するボランティアや市民活動に従事する人たちの育成及び支援を行います。
- ・地域住民や地域の多様な機関・団体の参画を通じたコミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進を図ります。

【取組】

主な取組・事業	関係課
○相互交流派遣事業の実施 ・香川県高松市と小学生相互派遣交流 ・姉妹都市 ドイツ ディーツヘルツタール市との中学生の相互派遣（3年に一度）	市民協働推進課
○市民ボランティア団体の育成 ・市民活動センターを中核とした市民活動団体の育成及び支援	市民協働推進課
○地域における子育て支援 ・ファミリー・サポート・センター事業の実施	子育て応援課
○子育て支援施設における市民やボランティアバンク、下野ジュニアリーダースクラブとの連携 ・小学生行事、児童館まつり、読み聞かせ	子育て応援課
○地域や学校、家庭との連携 ・スクールガードボランティア ・中学校部活動の地域移行の推進 ・ふれあい学習推進会議や家庭教育学級の開催 ・コミュニティ・スクールや地域学校協働活動の推進 ・地域の教育力を活用するため、「地域学校協働活動推進員」の委嘱	教育総務課 学校教育課 生涯学習文化課

・地域学校協働活動の受け皿となりうる学校支援ボランティアの養成及びマッチング ・家庭教育支援チームの活動支援	
○ふるさと学習の推進 ・しもつけ風土記の丘資料館、下野薬師寺歴史館を活用し、体験を通して市の歴史をはじめとした学ぶ機会の充実	学校教育課 文化財課
○図書館ボランティアとの連携による図書館事業 ・読み聞かせ、子ども司書体験講座	生涯学習文化課



下野ジュニアリーダースクラブ



こどもまんなかプロジェクト講演会



公民館講座「親子で体験」



家庭教育支援チームひばり

令和7年度から市民活動センターが指定管理になり、民間団体が運営します。

市民活動センターはあまり機能していなかったから、民間団体が運営することで活性化されることが期待できるね！



基本目標 2 良好な成育環境の確保

基本施策 5 発達等に支援が必要なこども・若者を対象とした施策の推進

【現状と課題】

- ・ 困難な状況にあるこども・若者、子育て家庭を誰一人取り残さず、その特性や支援ニーズに応じてきめ細かい支援や合理的配慮など、必要な支援を受けられる環境を整備することが重要です。

【方向性】

- ・ 関係機関と連携し、発達等に支援が必要なこどもの早期発見・早期支援に努めるとともに、切れ目のない相談支援体制を構築します。
- ・ 支援が必要なこどもが、その能力や可能性を最大限に伸ばし、将来的に自立し社会参加することができるよう、教育、医療、保健、福祉をはじめとした関係機関との連携を強化し、社会の様々な機能を活用した教育の充実を図ります。
- ・ 社会的包摂を推進するために、重層的な地域支援体制の整備に取り組みます。

【取組】

主な取組・事業	関係課
○経済的支援 ・ 特別児童扶養手当や障害児福祉手当 ・ 自立支援医療費の給付 ・ 重度心身障がい者医療費の助成	社会福祉課
○福祉サービスの実施 ・ 関係機関が連携した切れ目のない発達支援 ・ 療育支援の実施 ・ 児童発達支援・放課後等デイサービス ・ 日中一時支援事業 ・ 重症障がい児者医療的ケア支援 ・ 小児慢性特定疾患児童の日常生活用具給付 ・ 軽度・中等度難聴児補聴器購入費等の助成 ・ 障がい児保育の充実 ・ 医療的ケア児の受け入れ体制の研究	社会福祉課 子育て応援課
○相談・支援体制の充実 ・ こども発達支援センターこぼと園による発達障がいのあるこどもの相談 ・ 障がい児者相談支援センターによる就学・就労まで含めた切れ目のない相談 ・ 関連機関相互の連絡・調整・情報交換 ・ サポートファイル「かけはし」の活用促進	社会福祉課 こども家庭センター

・発達に関する相談（心理発達相談事業、乳幼児二次健康診査）	
○特別支援教育の充実 ・学校教育サポートセンターなどの関係機関が連携した就学相談の実施 ・各種専門研修の受講および個別の指導計画による教育体制づくり	学校教育課

「孤独や孤立を感じている、誰かに話を聞いて欲しい。」
「ひきこもり・不登校に関して相談したい。」
「近所にも配り方がいる、新・最近歩き方がない。」
「家庭内の盛りごと作業が不安。」
「なんとなく、家族の気配が気になる。」

下野市 福祉まるごと相談窓口

どこに相談したら良いかわからない福祉に関する困りごとを受けとめ、様々な分野の相談支援機関と連携しながら、専門の相談員が、課題解決に向けてお手伝いさせていただきます。
※この窓口は「地域共生社会」の実現を目指し、令和5年10月に開設しました。

【主な支援内容】
◆相談を受けとめ、気持ちや思いに寄り添いながら解決に向けたサポートを行います。
◆活用可能な福祉制度をご案内し、適切な相談支援機関におつなぎします。
◆各相談支援機関が連携して支援できるよう、必要に応じて関係機関と情報共有し、支援の方向性を検討します。

福祉に関してお悩みのことがありましたら、ご本人やご家族だけで悩まぬよう、まずはご相談ください。相談は無料です。

下野市 社会福祉課 地域共生グループ

シェアリング 23号 2023.2

～わがまち～
特集：笑顔が増える場所づくり

あおぞら食堂へ参加するには??

あおぞら食堂へ参加したい
▶ 事前予約が必須です！
あおぞら食堂は、毎月第1、3、5日（月曜日）に開催されています。参加希望の方は、事前に予約が必要です。予約は、あおぞら食堂のホームページ（http://www.aozora-shokudo.jp/）から行うことができます。予約は、参加希望の日の前日までに行ってください。予約の受付は、参加希望の日の前日までに行ってください。予約の受付は、参加希望の日の前日までに行ってください。

あおぞら食堂へ参加したい
▶ 事前予約が必須です！
あおぞら食堂は、毎月第1、3、5日（月曜日）に開催されています。参加希望の方は、事前に予約が必要です。予約は、あおぞら食堂のホームページ（http://www.aozora-shokudo.jp/）から行うことができます。予約は、参加希望の日の前日までに行ってください。予約の受付は、参加希望の日の前日までに行ってください。

取材を終えて...

あおぞら食堂は、毎月第1、3、5日（月曜日）に開催されています。参加希望の方は、事前に予約が必要です。予約は、あおぞら食堂のホームページ（http://www.aozora-shokudo.jp/）から行うことができます。予約は、参加希望の日の前日までに行ってください。予約の受付は、参加希望の日の前日までに行ってください。

シェアリング 23号 2023.2

～わがまち～
特集：笑顔が増える場所づくり

NPO法人 ボボの創 学習支援室 トリム

NPO法人 あおぞら食堂

基本目標2 良好な成育環境の確保

基本施策6 ひとり親家庭への支援の充実

【現状と課題】

- ・ひとり親家庭は、仕事と子育ての両方の負担を一人で担わなければならないため、収入、時間、こどもの養育などの面で様々な困難を抱えています。
- ・各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援に適切に取り組む必要があります。

【方向性】

- ・ひとり親家庭が抱える様々な課題やニーズに対応するため、経済的支援及び就業支援のほか、母子・父子自立支援員を配置し、当事者に寄り添った相談支援を行います。

【取組】

主な取組・事業	関係課
○経済的支援 ・ひとり親家庭医療費助成 ・社会福祉協議会におけるフードドライブによる食糧支援 ・児童扶養手当の支給 ・JR 通勤定期乗車券割引のための特定者資格証明書の交付	社会福祉課 子育て応援課
○給付金の支給 ・高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金 ・自立支援教育訓練給付金 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	子育て応援課
○保育施設等の入園審査時の配慮 ・審査点数の加点	子育て応援課
○相談支援の充実 ・母子・父子自立支援員の配置 ・母子・父子・寡婦福祉資金貸付金の相談窓口 ・ひとり親家庭等日常生活支援事業の相談窓口 ・生活保護受給者等自立促進事業との連携	こども家庭センター



蔓巻公園

下野市の遊び場
その4



三王山ふれあい公園

基本目標 2 良好な成育環境の確保

基本施策 7 経済的困難を抱える家庭への支援

【現状と課題】

- ・ 貧困の状況にある家庭が抱える様々な課題や個別のニーズに対応した支援を進めることにより貧困の解消・貧困の連鎖の防止に取り組むことが重要です。

【方向性】

- ・ 「生活の安定に資するための支援」、「保護者・養育者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援」、「教育の支援」について、関係機関と連携しながら様々な支援を行い、こども・若者や子育て家庭が社会的孤立に陥ることのないよう施策を推進します。
- ・ 全てのこども・若者が家庭の経済状況にかかわらず、能力や可能性を最大限に伸ばし、それぞれの夢や希望に向かって挑戦できるよう支援します。

【取組】

主な取組・事業	関係課
○生活の安定に資するための支援 ・ 生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施 ・ 社会福祉協議会におけるフードドライブによる食糧支援 ・ ひとり親家庭医療費・こども医療費の助成 ・ 乳幼児教育・保育に係る無償化による経済的負担の軽減 ・ 児童扶養手当の支給 ・ 母子・父子・寡婦福祉資金の相談窓口	社会福祉課 子育て応援課 こども家庭センター
○保護者・養育者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 ・ 生活困窮者への就労支援 ・ 高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金 ・ 自立支援教育訓練給付金 ・ 高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金	社会福祉課 子育て応援課
○教育の支援 ・ 学習支援室「ドリーム」 ・ 生活保護制度による教育扶助・生業扶助（高等学校等就学費） ・ 進学・就職準備給付金 ・ 就学援助 ・ スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー配置 ・ スクールソーシャルワーカー配置による学校と関係機関との連携	社会福祉課 学校教育課

基本目標3 こども・若者の権利・安全を守る

基本施策1 こども・若者の権利の周知

【現状と課題】

- ・こどもが自身の考えや意見をありのままに伝えられる権利を有することを自覚できる健全な社会づくりが求められています。
- ・心と身体の発達の過程にあるこども・若者の人権はともすると軽視されがちですが、こども・若者の人権を尊重するとともに、こども・若者がよりよく成長する権利を有することを改めて広く社会全体に周知していく必要があります。

【方向性】

- ・こども・若者が権利の主体であることを広く周知します。
- ・こどもの権利を守るという意識を社会に浸透させるため、人権に対する理解を深め、人権尊重の意識を高める人権啓発活動を行います。

【取組】

主な取組・事業	関係課
○人権啓発活動の実施 ・「人権の花」運動	市民協働推進課
○男女共同参画の取り組み ・男女共同参画情報紙「シェアリング」の発行 ・男女共同参画に関するセミナーの開催	市民協働推進課
○DV防止に向けた啓発 ・広報紙やホームページを活用した啓発 ・啓発カードの作成、関係機関への配布	市民協働推進課



子どもの権利条約（児童の権利に関する条約）とは
世界中の子どもたちが、安全な環境で、安心して、自分に自信をもって生活ができるために守られるべき権利
について定めた世界の合意であり、日本を含む批准国の政府に、その実施を求める法的拘束力のある国際法です。
1989年11月20日国連総会第44回会期において全会一致で採択され、日本は1994年に批准しています。

家庭や学校などあらゆる場で子どもの権利を学ぶ機会を増やして
いく必要があるね。



基本目標3 こども・若者の権利・安全を守る

基本施策2： こども・若者の社会参画・意見反映の促進

【現状と課題】

- ・こども・若者にとって社会参画や意見表明の機会や場が必ずしも十分ではありません。そのため、あらゆるこども・若者が、家庭や学校、地域において、意見を形成し、日常的に意見を言い合える機会や、権利の主体として尊重され、意見が聴かれ、その意見が尊重される機会が必要です。
- ・幼児期・学童期・思春期・青年期に至るまで、こども・若者が自由に意見を表明しやすい環境整備と機運の醸成に取り組むことが重要です。
- ・こども一人ひとりの最善の利益が尊重される地域社会をつくっていくことが重要です。

【方向性】

- ・あらゆるこども・若者の意見を施策に反映させることができるよう、多様な手法による意見聴取の機会を提供し、意見表明しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・こども・若者が、未来に向けて主体的に人生を切り開き、社会に参画できるよう、社会の発展に寄与する態度、前向きに挑戦しやり遂げる力を養えるよう支援します。

【取組】

主な取組・事業	関係課
○まちづくりや市の施策に対しこども・若者が意見表明できる機会の充実 ・中学生議会 ・各種計画策定におけるこどもの意見聴取 ・計画概要版の生徒への配布	計画策定関係各課
○相互交流派遣事業の実施 ・香川県高松市と小学生相互交流 ・姉妹都市 ドイツ ディーツヘルツタール市との中学生の相互派遣（3年に一度）	市民協働推進課
○中学生平和研修派遣の実施 ・広島平和記念式典への参列による平和意識の醸成	総務人事課
○福祉まるごと相談窓口の設置 ・ひきこもりや不登校のほか、複雑・複合化した課題や相談先が分からない方の悩みや困りごと相談	社会福祉課
○教育のつどい ・教育委員会表彰	教育総務課 学校教育課
○小・中学生が主体的に、自分たちの学校生活をよりよくする取組 ・小中合同会議	学校教育課

・エコプロジェクト運動	
○社会参画に向けた取り組み ・ごみ減量化ポスターコンテストの実施 ・明るい選挙啓発ポスターコンクールの実施 ・下野市立学校音楽祭 ・中学生の職場体験学習の実施 ・子どもなんでも発表会	環境課 行政委員会事務局 学校教育課 生涯学習文化課
○中学生、高校生による自発的なボランティア活動の支援 ・下野ジュニアリーダースクラブ	生涯学習文化課
○こどもの自らの学びの支援 ・こどもの読書の推進 ・こどもまんなかプロジェクト	生涯学習文化課
○ボランティアバンク ・各市立学校への学校支援ボランティアバンク登録者の派遣 ・各青少年団体へのバンク登録者の派遣	生涯学習文化課



中学生議会



教育のつどい

下野市自治基本条例（平成 26 年 4 月 1 日施行）では、第 11 条に子どもの参画が掲載されています。本条では、将来の下野市を担う子どもたちを大切にするという下野市の強い思いと姿勢を示すために、子どもの参画について規定しています。また、「保護の客体」とされてきたこどもの立場を「権利の主体」として捉え、明確に理念として規定しました。子どもの権利条約を参考にしています。



議員さんや市長さんに直接ぼくたちの意見を聞いてもらえると、ぼくたちも政治やまちづくりに興味が出てくるな～



基本目標3 こども・若者の権利・安全を守る

基本施策3 児童虐待防止対策の推進

【現状と課題】

- ・虐待に関する相談件数が年々増加するなど、子育てに困難を抱える家庭がこれまで以上に顕在化してきています。
- ・子育てに困難を抱える家庭に対する包括的な支援体制の強化を図っていく必要があります。

【方向性】

- ・児童虐待は、こどもの心身を深く傷つけ、人生において様々な生きづらさにつながる可能性があります。虐待に至った様々な困難に対する支援を提供し、家庭やこどものSOSを把握するため、相談員の資質の向上を図り、医療・保健・福祉・教育・警察・司法機関などの関係機関がいち早く連携し、未然防止や早期発見・早期対応に取り組めます。
- ・家庭での適切な養育が困難と思われる家庭のこどもに対し、日常の食事や入浴といった生活習慣を整え、学習意欲をはぐくむための児童育成支援拠点の整備に努めます。

【取組】

主な取組・事業	関係課
○要保護児童対策地域協議会における関係機関との連携・強化 ・オレンジリボンキャンペーン（189ダイヤルなどの周知啓発） ・児童虐待防止講演会の開催	こども家庭センター
○児童家庭相談の充実 ・児童虐待相談の窓口 ・里親の周知啓発	こども家庭センター
○こども家庭センターの支援体制の充実 ・子育て短期支援事業 ・養育支援訪問事業 ・子育て世帯訪問支援事業	こども家庭センター
○養育環境に課題を抱える児童への支援 ・児童育成支援拠点事業（困難を抱えるこどもの居場所）の整備	こども家庭センター

児童虐待かもと思ったら、児童相談所虐待対応ダイヤル189（いちはやく）にご連絡ください。
あなたの連絡・相談がこどもを守るとともに、子育てに悩む保護者・養育者を支援するための第一歩になります。



基本目標3 こども・若者の権利・安全を守る

基本施策4 こども・若者の安全と安心の確保

【現状と課題】

- ・こどもが健やかに成長し、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会をつくるのが私たちの役目です。そのためにも、こどもや子育て家庭にとって安全・安心な環境を整えていくことが重要です。

【方向性】

- ・こどもや子育て家庭が安全で安心して暮らすことができるよう、通学路の交通安全対策、登下校防犯対策を推進します。
- ・犯罪被害からこども・若者を守るため、教育による啓発や関係機関と連携した取組を推進します。
- ・こどもや子育て家庭に配慮したひとにやさしいまちづくりの創出に努めます。

【取組】

主な取組・事業	関係課
○こども・若者を交通事故、災害や犯罪から守る取り組み ・交通教育指導員による交通安全教室の実施 ・自転車の点検整備の実施、リフレクターの配布 ・多様なニーズに配慮した避難所運営のための災害用物資の確保 ・防災講話の実施 ・消費者教育講座の実施 ・声掛け事案や不審者情報の学校・保育所等への速やかな提供 ・防犯パトロール・ながら見守り ・有害図書販売所の巡回指導 ・水辺の安全教室の実施	安全安心課 学校教育課 生涯学習文化課 スポーツ振興課
○通学路の安全確保 ・交通安全施設の整備 ・路肩のカラー舗装化の実施 ・通学路安全推進協議会 ・スクールガードボランティア ・青少年育成市民会議による横断旗の寄贈や見守り	管理保全課 教育総務課 生涯学習文化課
○こども・若者や子育て家庭に配慮した歩行空間の創出 ・車道、自転車通行空間、歩道幅員の最適化 ・傾斜や勾配の改善、段差の解消 ・舗装の滑り止め対策の実施 ・バリアフリー交通施設の設置 ・こども連れの方々が安心して休憩できる空間の提供	管理保全課 整備課

基本目標3 こども・若者の権利・安全を守る

基本施策5 ヤングケアラーへの支援

【現状と課題】

- ・ヤングケアラーについては、複雑な心情に十分配慮しつつ、福祉・介護・医療・保健・教育をはじめとした関係機関との連携により、様々な観点から支援を行っていく必要があります。

【方向性】

- ・ヤングケアラーの周知啓発に努め、福祉、介護、医療、保健、教育をはじめとした関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

【取組】

主な取組・事業	関係課
○ヤングケアラーの相談体制の充実 ・相談窓口の設置 ・周知啓発や関係機関との連携 ・実態把握	こども家庭センター
○介護・介助に関する情報提供・相談体制の充実 ・障がい福祉サービスに関する情報の発信 ・障がい児者相談支援センターにおける相談支援体制の充実 ・包括支援センターにおける情報発信	社会福祉課 高齢福祉課
○教育カウンセリング事業の充実 ・スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置	学校教育課
○専門機関との連携 ・具体的な支援体制に向けた連携	関係各課

ヤングケアラーとは
家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満のこどものことを指します。



基本目標3 こども・若者の権利・安全を守る

基本施策6 いじめ防止対策の推進

【現状と課題】

- ・こどもの心身に深刻な影響を及ぼすいじめ問題は、深刻化・複雑化しており、青少年を取り巻く環境は厳しいものとなっています。

【方向性】

- ・いじめ防止対策推進法や、いじめ防止基本方針の内容について周知を図るとともに、いじめ防止への取組を徹底するための研修の充実、未然防止や早期発見・対応につながる取組を行います。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの学校派遣や各種関係機関との連携、協力により相談体制を強化するとともに、児童生徒の自死予防に向けて取り組みます。

【取組】

主な取組・事業	関係課
○教育カウンセリング事業の充実 ・学校教育サポートセンターの充実 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置 ・就学・いじめ・不登校に関する相談	学校教育課
○関係機関の連携強化・情報共有 ・いじめ問題対策連絡協議会の開催	学校教育課
○自死予防に向けての取り組み ・こころの健康相談 ・こども・若者のための相談窓口リーフレットの配布 ・ゲートキーパー養成講座の開催	健康増進課



出典：こども家庭庁

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-mannaka>

基本目標4 若い世代の結婚・子育てに希望の持てる環境の創出

基本施策1 結婚・子育てへの社会全体での支援

【現状と課題】

- ・全ての人がこどもや子育て中の方々を応援するといった社会全体の意識改革として「こどもまんなかアクション」を推進し、結婚・子育てに温かい社会づくり・気運の醸成を図る取組を行っていく必要があります。

【方向性】

- ・出会いの機会・場の創出や移住定住・Uターンへの支援を行い、結婚・出産に希望が持てるような取組を推進します。
- ・全ての人が、こどもや子育て家庭を応援するような社会全体の意識改革を後押しする取組を行います。
- ・結婚や子育てを前向きにとらえることができるよう、地域とともに子育てを行う各種団体の活動を支援します。

【取組】

主な取組・事業	関係課
○子育て世帯への経済的支援 ・下野市移住支援金 ・妊婦のための支援給付 ・こども医療費助成 ・妊産婦医療費助成 ・障害児福祉手当 ・児童手当 ・とちぎ笑顔つぎつぎカードの配布 ・奨学金貸付事業 ・就学援助事業 ・定住促進住宅新築等補助金	総合政策課 社会福祉課 子育て応援課 こども家庭センター 教育総務課 学校教育課 整備課
○しもつけっ子応援プロジェクト ・子育て世代の方が安心して妊娠出産育児ができるよう、妊娠期から出産・子育て期にわたる切れ目のない支援への全庁をあげた取り組み	全庁
○Uターン促進のためのシティプロモーション ・シビックプライドの醸成 ・「シモツケくらしウツテツケ」ロゴ活用	総合政策課
○移住促進の支援 ・移住相談者への細やかな個別対応	総合政策課

○結婚を希望する方への支援 ・とちぎ結婚支援センターの運営支援	子育て応援課
○不妊治療・不育症治療への経済的支援 ・不妊治療費・不育症治療費の助成	こども家庭センター
○地域活動への支援 ・PTA・子ども会活動への支援	生涯学習文化課



こどもまんなかアクションとは
こどもや子育て中の方々が気兼ねなく様々な制度やサービスを利用できるよう、地域社会、企業など様々な場で、年齢、性別を問わず、全ての人がこどもや子育て中の方々を応援する、社会全体の意識改革を後押しする取組です。



みんながこどもや若者のために何ができるのかを考えて、こどもや子育てに優しい社会をつくりたいね。



こども家庭庁により発出された「結婚に関する現状と課題について」では、未婚者のうち「いずれ結婚するつもり」と答えた方は、未婚男性は 81.4%、未婚女性は 84.3% となっていました。若者が結婚しない理由については、「適当な相手にめぐりあわない」が最も高い割合となっていました。相手を探すために起こした行動については、男女とも「特に何も行動を起こしていない」が最も高い割合となっていました。



近年は趣味や娯楽が増え、私生活を充実させる人が増えたね。結婚に希望が持てるような社会になるといいね。



基本目標4 若い世代の結婚・子育てに希望の持てる環境の創出

基本施策2 共に協力しながら働き、子育てできる社会の推進

【現状と課題】

- ・就学前児童の保護者を対象としたアンケート調査結果では、育児休業を取得した割合は、平成30（2018）年度調査と比較すると、母親、父親ともに増加していますが、父親では取得していない割合が約8割と高くなっています。
- ・取得していない理由として、母親では「子育てや家事に専念するため退職した」割合が高く、父親では「仕事が忙しかった」ことや「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」ことがあげられています。

【方向性】

- ・保護者・養育者が相互に協力しながら子育てを行う「共働き・共育て」を推進するための情報の発信や啓発に努めます。
- ・労働者への制度周知や企業の子育て支援の取組を推進し、男女ともに仕事と子育てを両立できる環境づくりに努めます。
- ・延長保育や放課後児童クラブにおいて多様で良質な保育を提供し、安心して子育てができる環境を整備します。

【取組】

主な取組・事業	関係課
○ワーク・ライフ・バランスの推進 ・下野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定制度 ・下野市イクボス宣言 ・次世代育成支援対策推進法に基づく制度整備やハンドブックの発行 ・ワーク・ライフ・バランス推進認定事業所に対する入札参加資格者格付基準への評価の反映	市民協働推進課 総務人事課 契約検査課
○男女共同参画による子育てを推進するための広報・啓発活動の実施 ・男女共同参画に関するセミナーの開催 ・地域子育て支援拠点による父親向けの行事の開催 ・父子健康手帳の配付 ・両親学級「フレッシュママ・パパ教室」	市民協働推進課 子育て応援課 こども家庭センター
○就業形態の多様化に対応したこどもの預かりサービスの充実 ・延長保育、病児保育、休日保育、一時預かり保育の実施支援 ・放課後児童クラブの運営 ・待機児童ゼロの維持（保育園・幼稚園・認定こども園、放課後児童クラブ） ・ファミリー・サポート・センター事業の実施	子育て応援課

○子育てがしやすい仕組み・制度の啓発 ・立地企業連絡協議会や商工会議所を通じた事業者への通知 ・雇用の創出及び安定を図ることを目的とした雇用奨励金制度 ・雇用情報の提供、就職活動準備セミナー、個別相談会の実施 ・女性の再就職や起業支援・キャリアアップへの支援	子育て応援課 商工観光課
○介護・介助者の負担軽減のための支援の充実 ・介護保険サービスの提供 ・介護サービスに関する情報の発信 ・家族介護支援事業の実施	高齢福祉課



南河内児童館での親子ビクス



石橋児童館での読み聞かせ

下野市の遊び場
その5



日酸公園



別処山公園

子育て支援関連施設は、こどもとその保護者・養育者が気軽に集える場です。遊びや交流、友達づくりの場、子育て相談の場として利用できます。それぞれの地域に児童館や子育て支援センターなどが設置されています。



下野市には身近な地域で子育て相談ができる施設が用意されているんだね。



第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て
支援事業の量の見込みと確保方策



1 量の見込みの算出と確保の内容について

国の方針では、子ども・子育て支援にかかる現在の利用状況及び潜在的な利用希望を含めた利用希望を把握したうえで、5年の計画期間（令和7年度から令和11年度まで）の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを定めるとともに、その提供体制の確保の内容及びその実施時期等を盛り込むこととされています。

本市においても、令和5年12月に実施した子ども・子育てに関するニーズ調査をもとに、事業の利用実績や現在の供給体制、今後の動向などを踏まえ、量の見込みを設定しています。

また、子ども・子育て支援新制度では、行政が保護者に提供するサービスについて、主に「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されています。

■市主体となる子ども・子育て支援サービスの主な内容



2 教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 教育・保育事業

教育・保育施設及び事業の利用にあたっては、教育・保育を受けるための給付認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

また、認定については、こどもの年齢や保育の必要性に応じて3つの区分があり、その事由や保護者の就労時間、その他優先すべき事情などを勘案して行います。

■認定区分及び利用できる主な施設

認定区分	対象年齢	対 象	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	「保育の必要な事由」に非該当 教育を希望する児童	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上	「保育の必要な事由」に該当 保育を希望する児童	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満	「保育の必要な事由」に該当 保育を希望する児童	保育所 認定こども園 地域型保育事業

※「保育の必要な事由」とは、就労、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、親族の介護・看護、求職活動、就学、災害復旧、その他保育ができない特別な理由を市が認めた場合をいいます。
なお、本市では「保育の必要な事由」の「就労」について、「月64時間」を下限時間とします。

■教育・保育施設の概要と給付制度

子ども・子育て支援新制度では、「施設型給付」及び「地域型保育給付」が創設され、市の確認を受けた施設・事業に対する財政支援を保障しています。

教育・保育給付認定を受けた児童が、給付の対象となる施設や事業を利用した場合に、市は、その教育・保育の提供に必要な経費を「給付費」として各施設に支払います。

○施設型給付

施設型給付は、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設が給付の対象となります。市で利用者の「保育の必要性」を認定し、教育・保育の費用を事業者を支払います。

教育・保育施設	事業の内容
幼稚園	幼児期の教育を行う施設
保育所（園）	保護者の就労などにより、保護者に代わり児童を保育する施設
認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持ち、地域の子育て支援を行う施設

○地域型保育給付

地域型保育給付は、定員 19 人以下の少人数の単位で、市の認可を受けた 0～2 歳児を預かる保育事業が給付の対象となります。

地域型保育事業	事業の内容
小規模保育	少人数（定員 6～19 人）を対象とした保育を実施する
家庭的保育	少人数（定員 5 人以下）を対象とした保育を実施する
居宅訪問型保育	訪問先の居宅において 1 対 1 を基本とした保育を実施する
事業所内保育	事業所内の保育施設等で、従業員のこどもや地域のこどもの保育を実施する

【 現状 】

本市では、認定こども園 8 か所、幼稚園 1 か所、保育所 7 か所、小規模保育事業 1 か所の公立・民間合わせた 17 施設において、教育・保育事業を提供しています。

こどもの人口は減少していくことが見込まれますが、保護者の就労形態の多様化や女性の就業者率の上昇に伴い、保育ニーズは高まることが予測されます。

市内教育・保育施設においては、施設の増改築や保育士等の人材確保の推進により、令和 2 年度以降、待機児童ゼロを維持しています。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みは、実績を基に設定しています。

提供体制は、市内教育・保育施設の利用定員（県から認可を受けた定員の範囲内で、直近の在園児数を踏まえた定員）を基に、今後の各施設の動向を踏まえ設定しています。

共働き世帯やひとり親家庭の保護者等、だれもが安心してこどもを預けることができるよう、引き続き利用定員の確保を図り、子育てと仕事の両立を支援します。

また、保護者の就労状況等、世帯環境の変化によらず、柔軟にこどもを受け入れられる体制を確保するとともに、ニーズが高まりつつある 3 号認定児童の受け皿の拡充に向け、保育所や幼稚園等の既存施設から認定こども園等への移行については、子ども・子育て支援新制度における認定こども園の普及の観点に基づき推進していく方針としています。

- 〔計画内容〕
- ・認定こども園 1 か所が保育室を増築
 - ・保育所 4 か所、幼稚園 1 か所が認定こども園に移行
（うち、保育所 2 か所、幼稚園 1 か所が改築）
 - ・小規模保育事業 1 か所が保育所に移行し増改築

■「量の見込み」及び「提供体制」の見方

推計人口や実績等から算出した当該年度のニーズ量 (需要量)	区分	令和 7年度	令和 8年度
	① 量の見込み		
現在の施設状況や今後の動向を勘案した提供可能な量 (供給量)	② 提供体制	認定こども園 保育所	
		地域型保育事業	
需要と供給の差 ※マイナスは不足量を示します	②－①		

■1号認定（3～5歳児：教育事業）

区分		実績	推計				
		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み		475	428	408	377	346	319
② 提供体制	認定こども園 幼稚園	592	524	531	513	518	529
②－①		117	96	123	136	172	210

■2号認定（3～5歳児：保育事業）

区分		実績	推計				
		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み		964	1,035	1,080	1,090	1,100	1,120
② 提供体制	認定こども園 保育所	1,113	1,126	1,119	1,131	1,139	1,140
②－①		149	91	39	41	39	20

■3号認定（0～2歳児：保育事業）

○2歳児

区分		実績	推計				
		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み		305	365	362	370	368	363
② 提供体制	認定こども園 保育所	369	378	377	388	394	405
	地域型保育事業	2	6	6	0	0	0
	企業主導型保育	1	1	1	1	1	1
②－①		67	20	22	19	27	43

○1歳児

区分		実績	推計				
		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み		294	282	293	291	291	293
② 提供体制	認定こども園 保育所	329	320	320	335	347	350
	地域型保育事業	4	2	4	0	0	0
	企業主導型保育	1	1	1	1	1	1
②－①		40	41	32	45	57	58

○0歳児

区分		実績	推計				
		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
① 量の見込み		220	223	228	238	243	247
② 提供体制	認定こども園 保育所	216	219	238	263	263	263
	地域型保育事業	4	4	3	0	0	0
	企業主導型保育	1	1	1	1	1	1
②－①		1	1	14	26	21	17

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保の内容

(1) 利用者支援事業

子育て支援を円滑に利用できるよう、子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

■特定型

子育て家庭等からの保育サービスに関する相談に応じ、教育・保育施設や各種保育サービスの利用に向けた支援など、「保育コンシェルジュ」としての役割を担う事業です。

【現状】

利用者支援専門員1名を配置し、保育所等の利用を希望する利用者の相談に応じ、「ガイド役」として施設や事業の円滑な利用に向けた支援をしています。併せて、市内で実施される子育て支援事業等を巡回し、支援が必要な子育て家庭に対する相談や情報提供を行い、適切な施設や事業等を紹介しています。

【量の見込みと確保方策】

量の見込みは、実績を基に設定しています。子育て応援課内に利用者支援専門員の配置を継続するため、子育て支援員基本研修及び専門研修（利用者支援事業特定型）の受講を推進し、人材確保を図ります。

■こども家庭センター型

母子保健機能と児童福祉機能を備えるこども家庭センターを設置し、全ての妊産婦及び子どもとその家族等を対象として、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応する事業です。

【現状】

保健師・助産師・管理栄養士・社会福祉士・心理士等の専門の資格を持った職員や家庭相談員・女性相談支援員等が相談に応じ、支援プランの策定や、必要に応じて関係機関との連携等を図り、妊娠期から子育て期にわたり切れ目ないきめ細やかな支援を実施しています。

【量の見込みと確保方策】

令和6年4月にこども家庭センターを設置済のため、1か所と設定しています。

区分		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み (か所)	特定型	1	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	-	1	1	1	1	1
②提供体制 (か所)	特定型	1	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	-	1	1	1	1	1
②-①(特定型)		0	0	0	0	0	0
②-①(こども家庭センター型)		-	0	0	0	0	0

■妊婦等包括相談支援事業型

妊婦・その配偶者等に対して、妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談や継続的な情報発信を行うとともに、相談ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型相談支援を行う事業です。

【 現状 】

保健師・助産師・管理栄養士・心理士等の専門資格を持った職員が下記の事業を実施しています。

- ・妊娠届出時面談の実施
- ・妊娠8か月アンケート送付と情報発信
- ・妊娠8か月アンケート結果による面談、電話相談（希望者）の実施
- ・妊娠期間中における、面談（家庭訪問含む）、電話相談の実施
- ・出生届出から乳児家庭全戸訪問までの間に、産婦やその配偶者等に対する面談の実施

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みについては、妊娠届出推計と、伴走型相談支援として実施していた、妊娠届出、妊娠8か月アンケート実施時の希望者、産後の計3回の面接回数を基に設定しました。

妊婦等包括相談支援事業の支援とともに、子ども・子育て支援法の「妊婦のための支援給付」を実施することにより、妊婦等の身体的、精神的ケア及び経済的支援を実施していきます。

区分	実績	推計値				
	令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（回）	-	1,146	1,131	1,116	1,101	1,086
②提供体制（回）	-	1,146	1,131	1,116	1,101	1,086
②－①	-	0	0	0	0	0

（２）地域子育て支援拠点事業

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流を行う場所を開設し、育児相談、情報提供、援助を行う事業です。

【 現状 】

保育園、ゆうゆう館の市内３か所において、専門職員による子育て家庭に対する相談指導、子育てサークルの育成支援、地域の保育資源等の情報提供などを行っています。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みについては、ニーズ調査結果を基に推計しています。今後も市内の保育園等により、必要な事業量の確保を図り、サービスの充実に努めます。

区分	実績	推計				
	令和 ５年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度
①量の見込み（人日/月）	1,300	1,732	1,723	1,719	1,693	1,672
②提供体制（人日/月）	1,844	1,732	1,723	1,719	1,693	1,672
③施設数（か所）	3	3	3	3	3	3
②－①	544	0	0	0	0	0



子育て支援センターつくしでの親子ビクス

(3) 妊婦健康診査

妊婦の健康保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査を実施する事業です。

【 現状 】

妊娠している方に対して、妊婦の健康管理の拡充及び、経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保するために、国が示す妊婦健診の実施基準に基づき、健康診査受診時に最大 14 回（多胎妊婦は 19 回）の公費助成を行っています。

妊婦健康診受診券は、母子健康手帳交付時に交付しています。また、出産後 2 週間及び 1 か月の健康診査も公費助成を行っています。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みについては、利用実績を参考に設定しています。

定期的な妊婦健康診査の受診が、母子の安心安全な出産につながるため、母子健康手帳交付時に、保健師・助産師が全ての妊婦と面接を行い、定期健診の必要性等について保健指導を実施していきます。

今後も、県内の産科医療機関や助産所と連携を図り、妊婦の健康の保持増進とともに、受診機会の確保に努めていきます。また、里帰り出産などの方が安心して受診できるよう、県外の医療機関等で受診された妊婦に対しても助成を行い、妊婦の利便性の向上と受診機会の拡大を図っていきます。

区分	実績	推計				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人回）	4,320	4,584	4,524	4,464	4,404	4,344
②提供体制（人回）	4,579	4,584	4,524	4,464	4,404	4,344
②－①	259	0	0	0	0	0

（４）乳児家庭全戸訪問事業

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭に、助産師・保健師が訪問し、育児相談、子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

【現状】

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭に対して、助産師・保健師が訪問しています。訪問に際しては、こども家庭センターが調整し、栃木県助産師会へ委託実施し、必要時市保健師との同行訪問を実施しています。

【量の見込みと確保方策】

量の見込みについては、訪問実績を踏まえ妊娠届出推計を参考に設定しています。

母子健康手帳交付時や出生時面接、産後２週間電話訪問にて情報提供を行い、全出生児の家庭に訪問する事業として定着が図れています。また、長期に里帰りする家庭に対しては、里帰り先の自治体による家庭訪問を実施しているため、期間内で母子の状態が全数把握できています。

家庭訪問の際には、①育児に関する不安や悩みの傾聴や相談、②子育て支援に関する情報提供、③親子の心身の状況や養育環境の把握等を行っています。訪問結果により支援が必要と判断された家庭に対しては、適切なサービスの提供につなげていきます。

また、令和５年度からは、本事業終了後の約１か月後に「しもつけっ子応援プロジェクト」における「見守り訪問」を実施しています。継続して親子の支援を行うことで、子育て中の保護者の精神的負担の軽減とこどもの健やかな成長を応援していきます。

区分	実績	推計				
	令和 ５年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度
①量の見込み（人）	380	375	370	365	360	355
②提供体制（人回）	380	375	370	365	360	355
②－①	0	0	0	0	0	0

（５）養育支援訪問事業

養育支援が特に必要と認められる児童やその保護者及び妊婦等に対し、その居宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言、その他必要な支援を行い、保護者の育児等の養育能力の向上を図る事業です。

【 現状 】

養育のための支援が必要とされる児童、保護者及び妊婦に対し、保健師や養育支援員等が自宅を訪問し、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行っています。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みは、実績を基に設定しています。

乳幼児家庭全戸訪問事業の結果などから対象者の把握に努めるとともに、養育支援が特に必要である家庭等に対し、関係機関と連携を図りながら適切な支援を行います。

区分	実績	推計				
	令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人日）	350	280	280	280	280	280
②提供体制（人日）	390	280	280	280	280	280
②－①	40	0	0	0	0	0



出典：こども家庭庁

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-mannaka>

（６）子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病、出産、看護その他の理由により、家庭での養育が一時的に困難となった場合に、児童養護施設等で児童を短期間（原則として７日以内）預かる事業です。

【 現状 】

病気や看護、冠婚葬祭、育児疲れ等で一時的にこどもの養育が困難となった場合、児童福祉施設（乳児院や児童養護施設等）と連携し、対応しています。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みは、実績を基に設定しています。

児童福祉施設等と連携を図りながら対応するとともに、幅広く事業の周知を図り、子育て家庭の負担軽減に努めます。

区分	実績	推計				
	令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人日）	5	6	6	6	6	6
②提供体制（人日）	2	42	42	42	42	42
③施設数（か所）	8	6	6	6	6	6
②－①	▲3	36	36	36	36	36



出典：子ども家庭庁

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomo-mannaka>

（７）子育て援助活動支援事業（ファミサポ）

就学児の預かりの援助を希望する者と、援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【 現状 】

本市では、乳幼児から小学生までのこどものいる「子育ての手助けをして欲しい人（依頼会員）」と「子育てのお手伝いをしたい人（提供会員）」が会員となって、会員による子育ての相互援助活動の連絡・調整を行う事業として、平成 23 年 6 月から「ファミリー・サポート・センター事業」を行っています。

ファミリー・サポート・センターの会員相互援助活動では、こどもの預かりの他、習い事や保育園・幼稚園の送迎なども行っています。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みについては、ニーズ調査結果を基に推計しています。引き続き、「ファミリー・サポート・センター事業」の周知による提供会員の拡大を図り、円滑な事業の実施を図ります。

区分	実績	推計				
	令和 5 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み（人日/年）	94	125	121	118	118	114
②提供体制（人日/年）	94	125	121	118	118	114
②－①	0	0	0	0	0	0



出典：一般財団法人児童健全育成推進財団
<https://www.jidoukan.or.jp/info/news/7d39362d>

（８）一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり）

保護者が仕事、疾病、用事等の理由により、家庭において保育することが一時的に困難となった児童について、教育・保育施設及びその他の場所において一時的な預かりを行います。

一時預かり事業は、在園児を対象とする幼稚園型と、未就園児等を対象とするそれ以外の事業に分かれます。

■一時預かり事業（幼稚園型）

幼稚園または認定こども園に在籍する１号認定の児童を対象とし、通常の教育時間の前後や夏休みなどの長期休業期間中に児童を預かる事業です。就労による定期利用と私的事由による不定期利用があります。

【現状】

本市では、１号認定児童の在籍する幼稚園及び認定こども園８か所すべての施設において、預かり保育を実施しています。

【量の見込みと確保方策】

量の見込みは、実績を基に設定しています。保育ニーズの高まりに伴い、１号認定児童数は減少傾向であるため、預かり保育の利用者も減少することが見込まれています

区分	実績	推計				
	令和 ５年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度
①量の見込み（人日）	20,600	13,100	12,800	12,500	12,300	12,100
②提供体制（人日）	13,548	13,100	12,800	12,500	12,300	12,100
③施設数（か所）	8	8	10	10	10	10
②－①	0	0	0	0	0	0

■一時預かり事業（幼稚園型を除く）

※子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化型事業を除く）の利用を含む

保護者の通院や冠婚葬祭への出席、急な外出、買い物に出かけたい時、リフレッシュしたい時など、理由を問わず一時的に保育施設等で児童を預かります。

【 現状 】

本市では、15 か所の教育・保育施設において、未就園児を対象とした一時預かり事業を実施しています。

また、子育て援助活動支援事業において、未就学児の一時的な預かりを実施しています。

【 量の見込みと確保方策 】

一時預かり事業の量の見込みは、実績を基に設定しています。

今後も一定のニーズが見込まれますので、安定した事業の実施が継続できるよう、保育人材の確保を推進します。

区分		実績	推計				
		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人日）		8,500	8,350	8,350	8,350	8,350	8,350
②提供体制 （人日）	一時預かり事業	7,035	8,150	8,150	8,150	8,150	8,150
	子育て援助活動支援事業 ※病児・緊急対応強化型 事業を除く	194	200	200	200	200	200
③施設数 （か所）	一時預かり事業	14	15	16	16	16	16
②－①		0	0	0	0	0	0

（９）時間外保育事業（延長保育）

教育・保育施設が提供している通常の保育時間の範囲を延長して行う保育サービスです。延長保育は、通常保育時間の前後（開園前の早朝保育を含む）に実施されています。

【 現状 】

本市では、保育認定を受けた児童（２号・３号認定）の在籍する全施設において、延長保育を実施しています。延長保育の利用を希望する保護者に対し十分な受入れ態勢が整っており、必要に応じた利用が可能となっています。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みは、実績を基に設定しています。延長保育は仕事などを理由に希望する保護者が多く、子育て世代を支えるうえで重要な役割を担っていますので、引き続き、時間外保育事業の実施体制の維持を図ります。

区分	実績	推計				
	令和 ５年度	令和 ７年度	令和 ８年度	令和 ９年度	令和 １０年度	令和 １１年度
①量の見込み（人）	1,065	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
②提供体制（人）	1,208	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
③施設数（か所）	15	16	16	17	17	17
②－①	0	0	0	0	0	0



出典：こども家庭庁

<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/jidou-fukushi-shuukan>

(10) 病児保育事業

子育てと就労の両立を支援することを目的として、こどもが発熱などの急な病気やけがをした場合やその回復期において、集団や家庭での保育ができない場合に、一時的に保育を行う事業です。

病児保育事業には、以下の3類型があります。

類 型	内 容
病児対応型	病気の回復期に至らず、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において一時的に保育します。
病後児対応型	病気の回復期であり、かつ、集団保育が困難な期間において一時的に保育します。
体調不良児対応型	保育中に体調不良となった場合において、保護者が迎えに来るまでの間、緊急的な対応を行います。

【 現状 】

本市の病児保育事業は、病児対応型4か所、病後児対応型4か所、体調不良児対応型11か所で実施しています。また、広域利用として、宇都宮市及び小山市の一部医療機関においても病児保育の利用が可能となっています。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みは、実績を基に設定しています。引き続き、必要とする方が必要な時に利用できるように、事業の周知に努め、効果的・効率的な事業の運営を図ります。

区分		実績	推計				
		令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人日）		2,030	4,600	4,700	4,900	4,900	4,900
②提供体制 （人日）	病児保育事業	4,191	4,600	4,700	4,900	4,900	4,900
③施設数 （か所）	病児・病後児対応型	7	8	9	10	10	10
	体調不良児対応型	10	11	11	12	12	12
②－①		0	0	0	0	0	0

(11) 放課後児童健全育成事業

昼間労働等により保護者が家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、適切な遊びや生活の場を与えて情緒を豊かにし、集団生活を通して社会性と自主性を培うことにより児童の健全育成を図る事業です。

【 現状 】

本市では、令和5年度実績より公立学童保育室 21 支援単位と民間学童保育室 11 支援単位を合わせて 32 支援単位で、小学校1年生から6年生までを対象に育成支援を提供しています。近年では、女性の就業率の上昇などから放課後児童健全育成事業の利用希望が高まっており、引き続き、受け皿の拡大が必要となります。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みについては、実績を基に設定しています。

提供体制に設定する人数は、既存の施設・設備の受け入れ可能な人数等を踏まえて設定します。また、民間学童保育室の実施する送迎による他学区から受入人数も踏まえて設定します。さらに学校の余裕教室の活用を検討を行い、設定した量の見込みに対して、学童保育室の整備が必要な場合は、民間活力活用による整備を実施し、受入ができるよう努めます（整備は令和8年度に3支援単位、令和9年度に1支援単位、令和10年度に1支援単位、改築は令和8年度に4支援単位を予定しています）。指定管理等の民間活力活用による効率化を図り、学童支援員不足の解消および質の向上に努めるとともに、事業のさらなる充実を図ります。

放課後児童クラブは、こどもの単なる預かりサービスではなく、生活習慣や異年齢児童等との交わり等を通じた社会性の習得、発達段階に応じた遊びや生活ができる「遊びの場」「生活の場」であり、こどもの主体性を尊重し、こどもの健全な育成を図る役割を負っているものであることを踏まえて、「放課後児童クラブ運営指針」を尊重した運営を行っていきます。また、配慮の必要なこどもへの育成支援については、関係機関と連携を図りながら、個々の状況に応じた対応ができるよう努めます。

区分	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人）	1,287	1,451	1,559	1,664	1,699	1,737
②提供体制（人）	1,321	1,451	1,559	1,664	1,699	1,737
③施設数（支援単位数）	32	36	38	41	42	43
②－①	34	0	0	0	0	0

(12) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱え、支援を要する子育て家庭の自宅を訪問し、家事援助・育児援助等の支援を行うことにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的に行う事業です。

【 現状 】

養育のための支援が必要とされる児童、保護者及び妊婦に対し、ホームヘルパー等を派遣し、家事援助・育児援助を行い、保護者の不安や負担を軽減し、家庭環境や養育環境を整えています。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みは、実績を基に設定しています。

不適切な養育環境にあたる家庭等、特に支援が必要である家庭等に対し、関係機関との連携を図りながら適切な支援を行う体制の確保に努めます。

区分	実績	推計				
	令和 5年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
①量の見込み（人日）	-	50	50	50	50	50
②提供体制（人日）	-	240	240	240	240	240
②－①	-	190	190	190	190	190

(13) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその保護者が抱える多様な課題に応じて、生活習慣のサポートや、食事の提供等を行うとともに、関係機関への繋ぎを行い、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保証と健全な育成を図る事業です。

【 現状 】

令和8年10月に事業開始予定としています。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みについては、要保護児童等のうち対象になり得る3名で算出しました。提供体制については、定員15名での開所として設定しています。

区分	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	-	0	3	3	3	3
②提供体制（人日）	-	0	15	15	15	15
②－①	-	0	12	12	12	12



出典：こども家庭庁

<https://www.cfa.go.jp/policies/kodomonojisatsutaisaku/minister-message>

(14) 乳児等通園支援事業（「こども誰でも通園制度（仮称）」）

「こども誰でも通園制度（仮称）」は、すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するために創設される新たな通園制度です。

保護者の就労有無や理由を問わず、0歳6か月から満3歳未満の未就園児が月一定時間までの利用枠の中で、保育施設を時間単位で利用できる事業です。

【現状】

令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付として「こども誰でも通園制度」を実施することとし、国で制度化が進められています。

新たな制度では、こどもが保育の専門職がいる環境で家庭とは異なる経験ができ、同世代のこどもなど家族以外と関わる機会が得られるほか、保護者の育児負担の軽減や孤立感の解消につなげることなどが期待されています。

【量の見込みと確保方策】

量の見込みは、国で示された算出式に基づき設定しています。

※「こども誰でも通園制度」の本格実施を見据えた試行的事業を踏まえ、対象者を0歳6か月から満3歳未満、月利用時間の上限を10時間と仮定します。

区分		実績	推計				
		令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	①量の見込み（人日）	-	0	9	8	8	7
	②提供体制（人日）	-	0	9	9	9	9
1歳児	①量の見込み（人日）	-	0	7	7	6	5
	②提供体制（人日）	-	0	7	7	7	7
2歳児	①量の見込み（人日）	-	0	8	7	6	5
	②提供体制（人日）	-	0	8	8	8	8
②—①（0歳児）		-	0	0	1	1	2
②—①（1歳児）		-	0	0	0	1	2
②—①（2歳児）		-	0	0	1	2	3

(15) 産後ケア事業

退院直後の母子に対して、心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができるようにする事業です。

【 現状 】

出産後1年未満のお母さんと赤ちゃんに対して、宿泊、通所、訪問により、お母さん自身のケア（乳房ケア、授乳、沐浴等）、赤ちゃんのケア（体重測定、授乳量・発育確認等）、育児に関するさまざまな相談を行います。

利用日数は宿泊、通所、訪問併せて7日間（6泊7日）となっています。多胎児については、産後の経過や育児の状況に応じて利用日数を調整しています。

【 量の見込みと確保方策 】

量の見込みは、乳児全戸家庭訪問の実績による推計産婦数と過去の利用実績数、平均利用日数を基に設定しました。

出産後1年を通じて、母親のメンタルヘルスケアの重要性が高いことなどを踏まえて、助産師等の看護職が中心となり、母子に対して、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援していきます。

また、令和5年10月より、国県の利用者負担減免制度に併せて市の助成も行うことで、利用料の減免を図っています。引き続き、サービス提供体制の強化に努めていきます。

区分	実績	推計				
	令和5年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①量の見込み（人日）	-	495	510	525	525	525
②提供体制（人日）	-	495	510	525	525	525
②－①	-	0	0	0	0	0

(16) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得世帯など経済的な支援が必要な世帯の児童が教育・保育施設等を利用する場合に、保護者が支払うべき日用品・文房具の購入に要する費用や、副食材料に要する費用等を助成する事業です。

※この事業は、量の見込み、提供体制（確保の内容）を設定しない項目です。

(17) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

主に地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援する事業です。

本市においては、令和7年度以降、多様な新規事業者による教育・保育施設の整備は予定していないため、本事業の実施はありません。

※この事業は、量の見込み、提供体制（確保の内容）を設定しない項目です。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼稚園などの世話をしている。



障害や病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。



障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

出典：こども家庭庁

<https://www.cfa.go.jp/policies/young-carer>

第6章

推 進 体 制



1 計画の推進に向けて

子育て家庭を地域全体で支援するにあたっては、行政だけでなく、市民や関係団体、企業等の多様な組織・機関が連携しながら、協働して取り組む必要があります。

そのため、広報紙、市ホームページ、FMゆうがお等を通じて、本計画で示した基本理念及び基本方針、各種取り組みについての周知啓発を行い、市民一人ひとりや地域における主体的な活動を促進し、こどもを産み育てやすく、こどもが健やかに育つ環境づくりを推進します。

各種施策及び本計画の推進については、実効性を高めるため、庁内関係部署・課と関連機関や組織・団体等との連携強化を進めるとともに、子ども・子育て会議において計画の進捗について確認する機会を毎年度設けるなど、総合的かつ計画的に取り組めます。なお、計画の推進状況については、毎年度、ホームページ等において公開します。

こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。



2 関係機関等との連携と役割

本計画では、市民、地域の各種団体、市との連携・協働により、地域に密着した取り組みを積極的に推進します。そのため、教育・保育施設、家庭、地域、行政、企業等のそれぞれの役割と責任を果たすことが期待されます。

(1) 家庭の役割

家庭はこどもが初めて人とふれあう場であり、生まれ育つ基本的な場でもあります。そのため、子育てにおける家庭の役割は重要です。親や家族が互いに協力して、愛情を持って温かく関わり、心身の健康と安全を守り、思いやりや自主性、責任感などを身につけるために、こどもの情緒の安定を図ることが必要です。また、親自身も子育ての中で成長していけるよう、地域の人々や団体、行政が相互に助け合える人間関係の形成に努めることが必要です。

(2) 教育・保育施設の役割

教育・保育施設はこどもが成長する過程で、人との関わりの中で人格を形成する極めて大きな役割を果たす場です。自ら学び豊かな人間性や社会性を育むことができるよう、家庭や地域との連携をより深めることが必要であり、多様な体験を通じて「生きる力」や「こども自身の育つ力」を育む教育の推進に努めることが必要です。

(3) 地域の役割

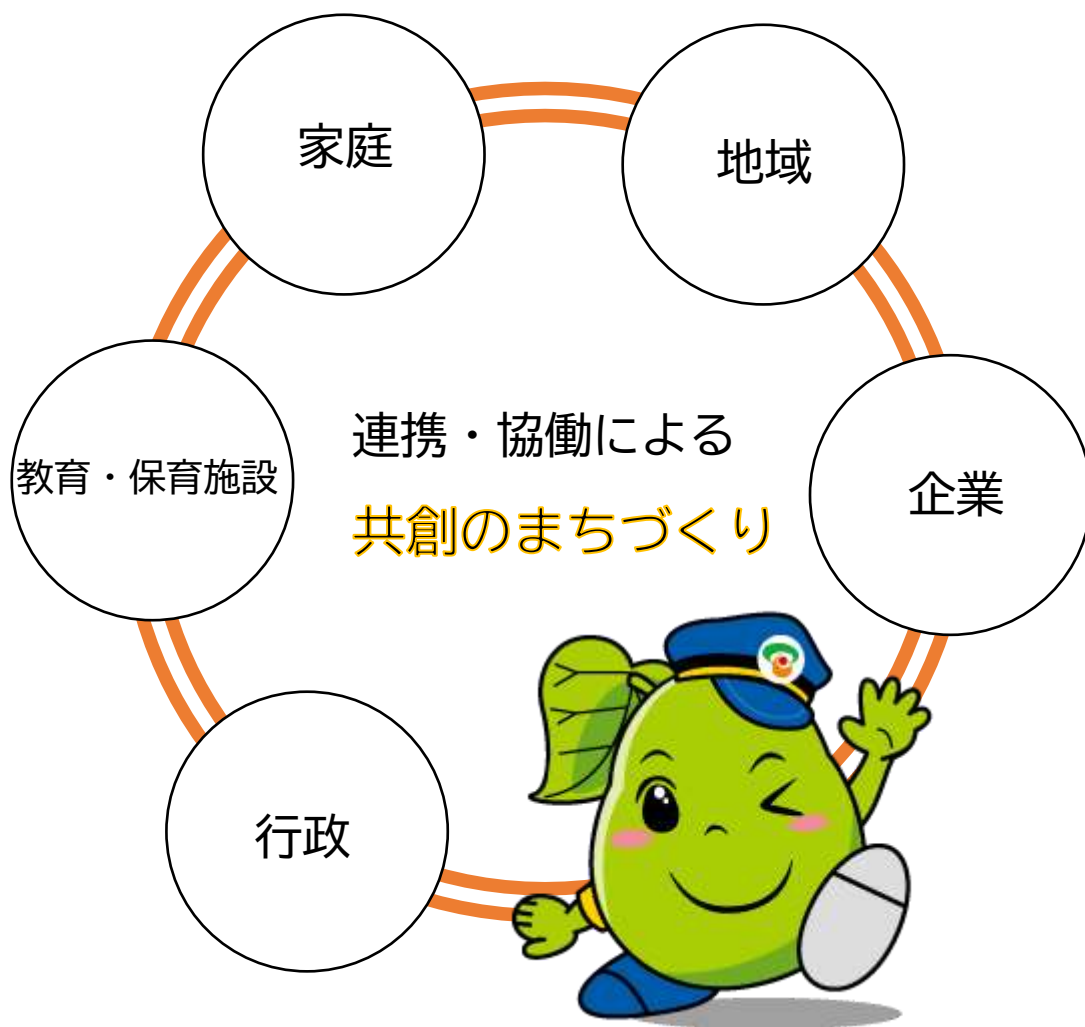
地域はそこに住むすべての人々が日々充実した健全な生活を営んでいくための大切な場です。そのため、隣近所との交流を深めるとともに、地域の組織や団体が連携を強化し、地域住民が子育て支援活動に取り組むことが重要です。また、地域の施設が、こどものための行事や子育て中の親同士の交流、子育てサークルの活動などに積極的に活用される仕組みづくりが必要です。

(4) 行政の役割

行政は市民の求めるニーズを把握し、それに基づき事業に取り組んでいくことが責務であるため、十分な情報収集や情報発信を行い、整合性を持った取り組みを進めます。そのため、関係機関と密接で円滑な情報共有・連携強化を図り、地域の実情に応じて効果的な施策の推進を図ることが必要です。

(5) 企業の役割

企業や職場は、次世代育成に関する責務をともに担うという認識のもと、子育てをしている労働者が健康で、かつ仕事と生活が調和した働き方を確保できるよう、就業に関する環境や条件の整備・制度の検討などを積極的に推進し、子育て家庭にやさしい環境づくりに向けた活動を展開することが必要です。



良い子育て環境づくりのためには私たち市民一人ひとりが主体的に自分ごととして考えていく必要があります。

行政だけでは子どもまんなか社会は実現しないね。ぼくらも市民の皆さんも一人ひとりがまちの主人公であることを心がけていきたいね。



第7章

資 料 編



1 下野市子ども・子育て会議条例

平成25年6月21日

条例第29号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、下野市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 下野市子ども・子育て支援事業計画に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設に関すること。
- (4) 特定地域型保育事業に関すること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議の委員（以下「委員」という。）は、15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 公募による市民
- (2) 子どもの保護者
- (3) 事業主を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者
- (6) 関係行政機関の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長等)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を各1人置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 子ども・子育て会議の庶務は、健康福祉部において処理するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(以下省略)

2 下野市子ども・子育て会議委員名簿

(1) 令和5年度

会 長 佐間田 香

副会長 藤川 智子

条例での区分	区 分	所 属 等	ふり がな 氏 名
1号	公募による市民	市民公募	いちのへ ゆきひろ 一戸 幸宏
			おおはし なみこ 大橋 なみ子
2号	子どもの保護者	学校法人石橋幼稚園保護者	にった ちあき 新田 知明
		社会福祉法人内木会わかば保育園保護者	こいけ さとみ 小池 里美
		細谷小学校PTA会長	かわなかご はじめ 川中子 源
3号	事業主を代表する者	石橋商工会理事	つのだ まさひろ 津野田 仁大
4号	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	認定こども園薬師寺幼稚園副園長	かなざわ よしゆき 金澤 芳之
		学校法人愛泉学園吉田保育園園長	おぐら つねひろ 小倉 庸寛
		下野市立しば保育園園長	のぐち めぐみ 野口 恵美
5号	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	下野市教育委員	さまだ かおり 佐間田 香
		下野市民生委員児童委員協議会（主任児童委員）	こんどう のりこ 近藤 令児
		栃木県助産師会	ふじかわ ともこ 藤川 智子
6号	関係行政機関の職員	県南健康福祉センター総務福祉部長補佐兼総務企画課長	こばやし いさお 小林 勲
7号	その他市長が必要と認める者	第一生命保険株式会社石橋営業オフィス長	なかた よしのり 中田 好則

(敬称略)

(2) 令和6年度

会 長 佐間田 香

副会長 藤川 智子

条例での区分	区 分	所 属 等	ふり がな 氏 名
1号	公募による市民	市民公募	いちのへ ゆきひろ 一戸 幸宏
			おおはし なみこ 大橋 なみ子
2号	子どもの保護者	学校法人石橋幼稚園保護者	にった ちあき 新田 知明
		社会福祉法人内木会わかば保育園保護者	こいけ きとみ 小池 里美
		細谷小学校PTA会長	かわなかご はじめ 川中子 源
3号	事業主を代表する者	石橋商工会理事	つのだ まさひろ 津野田 仁大
4号	子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	認定こども園薬師寺幼稚園副園長	かなざわ よしゆき 金澤 芳之
		学校法人愛泉学園吉田保育園園長	おぐら つねひろ 小倉 庸寛
		下野市立しば保育園園長	のぐち めぐみ 野口 恵美
5号	子ども・子育て支援に関し学識経験を有する者	下野市教育委員	さまだ かおり 佐間田 香
		下野市民生委員児童委員協議会（主任児童委員）	こんどう のりこ 近藤 令児
		栃木県助産師会	ふじかわ ともこ 藤川 智子
6号	関係行政機関の職員	県南健康福祉センター総務福祉部長補佐兼総務企画課長	おぎわら けんいち 荻原 健一
7号	その他市長が必要と認める者	第一生命保険株式会社石橋営業オフィス長	なかつ よしのり 中田 好則

(敬称略)

3 策定経過

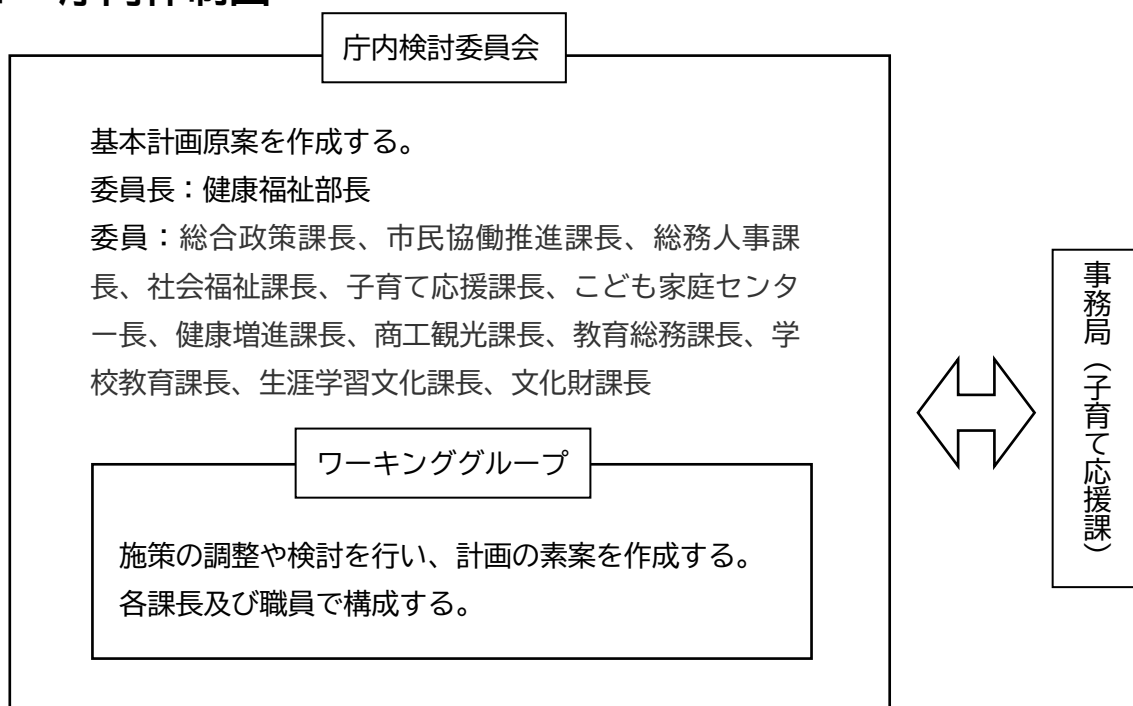
— 令和5年度 —

年	月	日	会議名等
5年	7月	14日	第1回子ども・子育て会議
	11月	20日	第2回子ども・子育て会議
	12月	25日	～1月9日 子育て支援アンケート調査（ニーズ調査）実施
6年	3月	22日	第3回子ども・子育て会議

— 令和6年度 —

年	月	日	会議名等
6年	8月	1日	第1回子ども・子育て会議
	8月	23日	～30日 ワーキンググループ
	9月	19日	～25日 ワーキンググループ
	9月	26日	庁内検討委員会
	10月	10日	第2回子ども・子育て会議
	11月	8日	～15日 ワーキンググループ
	11月	28日	庁内検討委員会
	12月	13日	第3回子ども・子育て会議
			～ 日 パブリックコメント手続の実施
			庁内検討委員会
			第4回子ども・子育て会議

4 庁内体制図





「瓜田 瑠梨」

とちぎテレビを PR するために考案されたご当地アイドル「まろに☆え〜る」のメンバー。下野市のかんぴょう屋の娘。実家で収穫したかんぴょうが妖精（かぴょーん）となり「かんぴょうをもっと広めてほしい」と頼まれたことからアイドルに。

2015 年 1 月 10 日に「下野市特別住民」、2016 年 12 月 25 日に「下野市観光大使」に任命。

苳を PR する「春崎野乃花」、餃子を PR する「堤愛美」と共に、栃木県、下野市、かんぴょうの PR を頑張っています。

「まろに☆え〜る」とは

みなさんは栃木県を知っていますか？

実は栃木県はイチゴの生産量が日本一・かんぴょうの生産も日本一！

宇都宮の餃子消費量も日本一と意外と県外には知られていない事実がいっぱいあるんです！

そんな栃木県をたくさんの方に知ってもらえるように“エール”すべく結成されたアイドルです！



「カンピくん」

道の駅しもつけイメージキャラクターとして誕生し、下野市特別住民であり、下野市観光大使として活躍しています。

モチーフは下野市が生産量日本一を誇ります「かんぴょう」の原料、瓢（ふくべ）です。

チャームポイントは市章の入った制帽と、ハート型の大きな葉っぱ。葉っぱに触れると、

幸運が舞い降りるかも！？意外と身軽で、お友達と一緒に跳んだりねたり、遊ぶことが大好きです。

誕生日：平成 23 年 3 月 26 日（道の駅しもつけオープン日）



こども家庭庁 HP



親子のための相談 L I N E



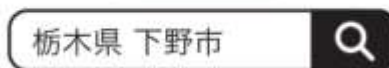
栃木県こども政策課 HP



下野市ふくしまるごと相談窓口



しもつけっ子安心子育てハンドブック



下野市こども計画

発行年月：令和 7 年 月

発行編集：下野市健康福祉部子育て応援課

〒329-0492 栃木県下野市笹原 2 6 番地

電話：0285-32-8903 F A X：0285-32-8603

